

苫小牧市地域防災計画

平成19年3月
苫小牧市防災会議

苫小牧市地域防災計画

震災対策編

苫小牧市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 市域の災害環境	6
第1 自然環境	6
第2 社会環境	9
第3 地震被害の想定	11
第4 災害履歴	19
第4節 防災ビジョン	21
第1 防災のビジョン	21
第2 基本目標	21

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり	25
第1 都市計画	25
第2 ライフライン施設の整備	26
第3 道路・橋梁の整備	26
第4 河川・海岸施設の整備	27
第5 港湾施設の整備	27
第6 都市公園施設の整備	27
第7 防災公園の整備	27
第2節 危険の防止	28
第1 建築物の耐震性の向上	28
第2 地盤の液状化対策	28
第3 街角危険物の対策	28
第4 危険物対策	29
第3節 組織・人づくり海上災害の予防	31
第1 防災会議・防災関係機関	31
第2 市民・事業所の組織	32
第3 ボランティア	34
第4 防災訓練の実施	35
第5 防災知識の普及	36
第4節 情報通信の整備	38
第1 通信機器の整備	38
第2 従事者の確保	39
第3 GISの導入	39
第5節 避難環境づくり	40
第1 避難所・避難場所の指定	40
第2 避難体制の整備	41
第3 避難所設備の整備	41
第6節 消防力の整備	42
第1 消防資機材等の整備	42
第2 消防水利の整備	42
第3 消防団の強化	42
第7節 応急対策のための環境整備	43
第1 医療救護活動	43
第2 救命救助体制の整備	44
第3 緊急輸送の整備	44
第4 給水活動体制の整備	45

第5	食糧・必需品等の整備	45
第6	協定締結の促進	46
第7	災害時要援護者対策	47
第8	住対策	48

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害応急体制	49
第1	災害対策本部	50
第2	非常警戒本部	54
第3	参集・配備	55
第4	事務分掌	57
第2節	地震・津波情報の収集・伝達	58
第1	地震及び津波に関する情報	58
第2	津波予報の種類	59
第3	津波予報等の伝達系統及び方法	60
第3節	被害情報の収集・伝達・報告	61
第1	災害直後の被害状況の把握	62
第2	初動活動期の被害調査	62
第3	応急活動期の被害調査	63
第4	被害情報の取りまとめ	64
第5	防災関係機関への被害の伝達	64
第6	道(胆振支庁)への被害の報告	65
第4節	災害広報	66
第1	避難広報	67
第2	避難所・住民・事業所への広報	67
第3	防災関係機関の広報	67
第4	報道機関への広報の要請	68
第5	報道機関への対応	68
第5節	応援派遣要請と受け入れ	69
第1	自衛隊派遣要請	69
第2	自治体への要請	70
第3	応援協定先への協力要請	71
第4	民間企業等への協力要請	72
第5	自衛隊、応援隊の受け入れ	72
第6節	消防活動	74
第1	消火活動	74
第2	火災のパトロール	75
第3	火災原因の調査	75
第7節	救出・捜索	76
第1	救出要員の編成	76
第2	救出资機材の確保	76
第3	救出・捜索活動の実施	77
第4	行方不明者リストの作成	77
第5	救護所への傷病者の搬送	77
第8節	応急医療	79
第1	医療救護チームの編成	80
第2	医薬品・資機材の調達	80
第3	救護所の設置	81
第4	救護所の活動	81
第5	後方医療体制の確立	81
第6	後方医療施設への搬送	81
第7	心のケア対策	82

第9節	遺体の処理・埋葬	83
第1	納棺用品等資機材の確保	83
第2	遺体の検案、処理	83
第3	遺体の安置	84
第4	埋葬	84
第10節	警戒区域の設定・避難活動・避難所運営	85
第1	警戒区域の設定	85
第2	避難勧告指示・誘導	86
第3	避難所の開設	88
第4	避難所の運営	89
第5	飲料水、生活用水の供給	90
第6	食糧、生活必需品の供給	90
第7	避難者への配慮	91
第8	避難所の統合・廃止	91
第11節	交通対策・緊急輸送	92
第1	交通規制	92
第2	緊急輸送路の確保	93
第3	緊急的な輸送	94
第4	緊急輸送車両の確認	94
第5	緊急輸送	95
第6	輸送拠点の設置	96
第12節	災害時の警備対策	98
第1	災害警備体制の確立	98
第2	被災地・避難所の警備	98
第3	海上における治安維持	98
第13節	生活救援対策	99
第1	緊急給水	100
第2	飲料水、生活用水の給水	100
第3	生活用水の給水拡大	102
第4	備蓄食糧の供給	102
第5	食糧の需要の把握	102
第6	食糧の確保	103
第7	食糧の供給	103
第8	炊き出しの実施	104
第9	備蓄品の供給	104
第10	生活必需品の需要の把握	104
第11	生活必需品の確保	104
第12	生活必需品の供給	105
第13	救援物資の受け入れ	105
第14節	建物対策	106
第1	被災建物の応急危険度判定士の確保	106
第2	被災建物の応急危険判定の実施	107
第3	建物の解体、撤去	107
第4	応急仮設住宅の需要の把握	108
第5	応急仮設住宅の用地の確保	108
第6	応急仮設住宅の建設	108
第7	応急仮設住宅の管理及び入居者の選定	109
第8	被災住宅の修理	109
第9	公営・民間住宅の確保	110
第10	公営・民間住宅の入居者の選定	110
第15節	廃棄物処理・防疫	111
第1	食中毒の予防	111
第2	被災者等の保健衛生	111
第3	被災地の防疫活動	112
第4	仮設トイレの設置	113
第5	し尿の処理	113

第6	生活ごみの処理	114
第7	廃棄物の処理の計画・実施	114
第16節	災害ボランティアの活用	115
第1	ボランティアセンターの設置	115
第2	ボランティアの活動	116
第17節	災害時要援護者への対応	117
第1	災害時要援護者の安全確認	117
第2	避難所の災害時要援護者の援護	117
第3	巡回ケア・広報・相談窓口の設置	118
第4	災害時要援護者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策	118
第18節	公共機関・施設の応急対策	119
第1	上下水道の応急・復旧対策	119
第2	電気・電話・ガスの応急・復旧対策	121
第3	道路・橋梁の応急・復旧対策	123
第4	河川・海岸・指定地の応急・復旧対策	123
第5	鉄道の応急・復旧対策	124
第6	その他の公共施設の応急・復旧対策	124
第19節	応急教育活動	125
第1	学校の災害直後の措置	125
第2	児童・生徒、教職員の安否の確認	126
第3	応急教育の実施	126
第4	避難所開設への支援	128
第5	保育園の災害直後の措置	128
第6	園児、職員の安否の確認	128
第7	応急保育の実施	129
第20節	農林漁業対策	130
第1	農林漁業の被害の調査	130
第2	飼料の確保	130
第3	農林漁業施設の防疫	130
第21節	災害救助法の適用	131
第1	災害救助法の適用基準	131
第2	滅失世帯の算定基準	132
第3	災害救助法の適用手続き	133
第4	災害救助法による救助の内容等	133
第5	災害業務の実施者	133

第4章 災害復旧計画

第1節	市民生活の安定のための緊急措置	135
第1	被災者の生活確保	135
第2	農林漁業関係対策	139
第3	中小企業関係対策	139
第4	義援金の受入れ・配分	139
第2節	災害復旧事業	141
第1	激甚法による災害復旧事業	141
第2	その他の法律による災害復旧事業	142
第3節	災害復興事業	144
第1	災害復興事業の推進	144

第5章 地震防災対策推進計画

第1節 総則	145
第1 推進計画の目的	145
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	145
第2節 災害対策本部等の設置	146
第1 災害対策本部の設置	146
第2 災害対策本部等の組織及び運営	146
第3 災害応急対策要員の参集	146
第3節 地震発生時の応急対策等	147
第1 地震発生時の応急対策	147
第2 資機材、人員等の配備手配	147
第3 他機関に対する応援要請	148
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	149
第1 津波からの防護のための施設の整備等	149
第2 津波に関する情報の伝達等	149
第3 避難対策等	149
第4 消防機関等の活動	150
第5 水道、電気、ガス、通信、放送	150
第6 交通対策	151
第7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	151
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	153
第6節 防災訓練計画	154
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	154

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の方針

第 2 節 防災関係機関等の処理すべき
事務又は業務の大綱

第 3 節 市域の災害環境

第 4 節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する各防災関係機関とその役割、市域の災害に関係する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

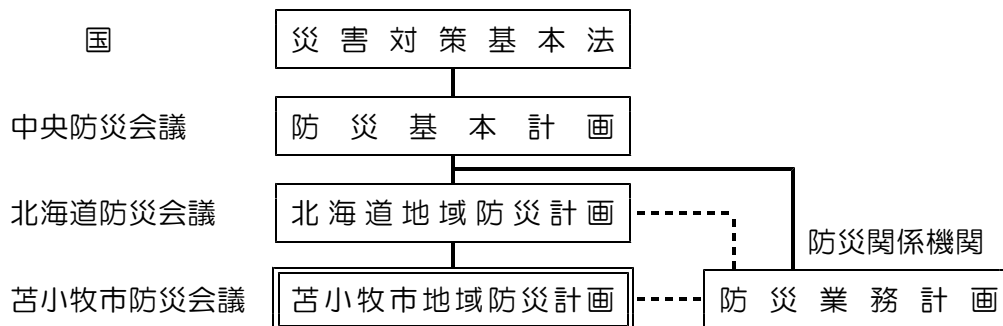
第1節 計画の方針

1 計画の目的

苫小牧市地域防災計画は、本市の地域に係る災害に関し、苫小牧市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であり、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の災害対策を実施するにあたって、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため実施すべき業務を定めることを目的とする。

2 計画の位置づけ

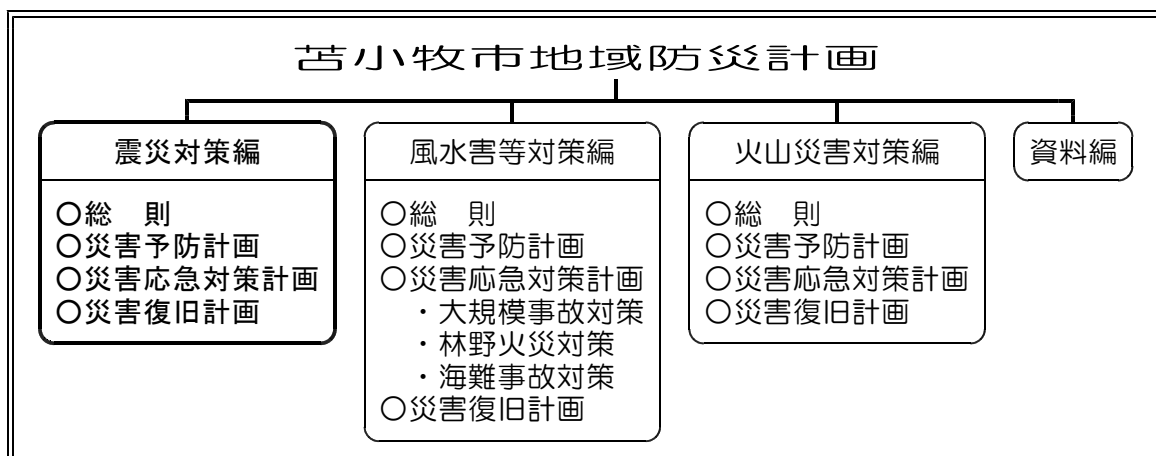
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されたもので、市の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものである。この計画は、国の防災基本計画、北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有する。また、防災関係機関の防災業務計画と、互いに連携して行えるよう定める。



3 計画の構成

この計画は、市域における各種災害に対処するための基本的かつ総合的な計画であり、「震災対策編」「風水害等対策編」「火山災害対策編」「資料編」の4編から構成する。

本編は、大規模な地震災害に対応するための震災対策編である。



4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要により市防災会議において修正する。したがって各対策担当部及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を市防災会議（事務局：市民部防災主幹）に提出する。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

苫小牧市防災会議の構成機関等及び防災上重要な施設並びに危険物関係施設の管理者が防災上処理する事務と業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機 関 名	事 務 と 業 務 の 大 綱	
苫小牧市	ア 苫小牧市防災会議に関すること イ 苫小牧市災害対策本部の設置及び組織の運営に関すること ウ 防災組織の整備及び資材の備蓄その他災害予防措置と実施に関すること エ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること オ 防災思想の普及及び防災訓練の実施に関すること	
教育委員会	ア 災害時の被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること イ 文教施設及び文化財の保全対策と実施に関すること	
指定地方 行政機関	室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所	直轄海岸及び樽前山火山山砂防整備並びに災害復旧に関すること
	室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所	一般国道の維持及び災害復旧その他の管理に関すること
	室蘭開発建設部 苫小牧港湾事務所	ア 海面水位、波高等の水象の観測及び関係機関への通報に関すること イ 港湾建設施設並びに所管する港湾施設の保安に関すること
	北海道農政事務所 地域第9課	ア 災害時の米穀確保、応急配給、緊急輸送に関すること イ 災害応急対策に必要な措置に関すること
	胆振東部森林管理 署	ア 林野火災の予防対策及び未然防止の実施に関すること イ 災害時の緊急復旧資材の供給に関すること
	北海道運輸局 室蘭運輸支局	ア 災害時の陸上輸送機関の被害調査及び応急措置に関すること イ 災害時の自動車運送事業者への緊急輸送要請に関すること
	北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	ア 災害時の海上輸送の連絡調整に関すること イ その他海上防災に関すること
	北海道産業保安監 督部	ア 生活必需品、復旧資材等の確保及び供給に関すること イ 電気、ガス事業等の防災上の措置に関すること ウ 被災企業への復旧資金の融資、斡旋に関すること
	東京航空局 新千歳空港事務所	ア 航空事故の予防及び応急措置に関すること イ その他航空防災に関すること
	苫小牧海上保安署	ア 災害時の人員及び物資の海上輸送に関すること イ 港内、沿海の船舶への気象警報の伝達に関すること ウ 港内、沿海の警戒及び救難に関すること
	室蘭地方气象台	ア 気象・地象・水象等の観測並びにその成果の収集及び発表 に関すること イ 観測成果の解析、予警報、情報の発表・伝達に関すること ウ 防災知識の普及及び指導に関すること
	苫小牧 労働基準監督署	災害時の工場、事業所等での労働災害への応急措置に関すること

総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
北海道	胆振支庁	ア 災害予防対策、災害応急対策の実施に関すること イ 防災関係機関相互の連絡調整に関すること ウ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
	胆振保健福祉事務所 苫小牧地域保健部	災害時の応急治療、防疫活動の実施、指導及び伝染病の予防の実施に関すること
	室蘭土木現業所 苫小牧出張所	道道及び二級河川の維持、災害復旧その他の管理に関すること
	苫小牧警察署	災害時の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の実施に関すること
自衛隊	ア 災害派遣の実施により、人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること イ 災害派遣部隊による救助、消防及び水防活動に関すること ウ 救援物資の緊急輸送等に関すること	
指定公共 機関	北海道旅客鉄道(株) 苫小牧ブロック管理	ア 災害時の鉄道、バス等での輸送の確保に関すること イ 災害時の救援物資の緊急輸送、避難者の輸送等、関係機関への支援に関すること ウ 災害時の鉄道保安及び災害復旧その他の管理に関すること
	北海道旅客鉄道(株) 日高線運輸営業所	
	日本貨物鉄道(株) 北海道支社苫小牧駅	
	東日本高速道路(株) 北海道支社苫小牧 管理事務所	ア 有料道路の保全に関すること イ 有料道路の応急復旧工事の施工に関すること
	日本郵政公社北海 道支社苫小牧郵便局	ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保に関すること イ 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いに関すること ウ 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動に関すること
	NTT 東日本(株) 北海道支店	ア 非常及び緊急通話取扱いの実施に関すること イ 電話及び電報利用の制限及び重要通信の確保に関すること
	(株)NTT ドコモ北海道 苫小牧支店	ア 非常及び緊急通話取扱いの実施に関すること イ 携帯電話利用の制限及び重要通信の確保に関すること
	日本赤十字社 北海道支部	ア 救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、死体処理等の救助業務を実施すること イ 民間団体及び個人の行なう救助活動の連絡等に関すること ウ 災害義援金品の募集に関すること
	北海道電力(株) 苫小牧支店	ア 変電所施設、送配電線等の保守、保安に関すること イ 災害時の電力の円滑な供給に関すること
	日本通運(株) 苫小牧支店	災害時の救援物資等の緊急輸送等及び関係機関への支援に関すること
	日本放送協会 札幌放送局	気象注意報、警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及に関すること

総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
指定地方 公共機関	苫小牧港管理組合	災害時の港湾区域内施設の復旧及び管理に関すること
	苫小牧市医師会	災害時の負傷者救護に関すること
	苫小牧薬剤師会	災害時の調剤、医薬品の供給に関すること
	苫小牧獣医師会	災害時の飼養動物に関すること
	苫小牧ガス（株）	ア ガス施設の維持保安に関すること イ 災害時のガスの円滑な供給に関すること
	室蘭地区トラック協会	災害時の物資の緊急輸送の確保に関すること
	室蘭地区バス協会	災害時の人員の緊急輸送の確保に関すること
	報道機関	災害状況及び災害対策情報に関すること
市民及び 事業所等	市民	ア 家庭及び地域において、自らが災害に備えること イ 防災対策活動に協力し、自発的な防災活動への積極的な参加、災害の未然防止、被害の拡大防止等に寄与すること
	自主防災組織 （町内会等）	ア 避難誘導、救出救護の協力に関すること イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に関すること ウ 防災知識の普及、
	青年団、婦人会等	市が実施する応急対策についての協力に関すること
	事業所	ア 防災対策の充実と従業員の安全の確保に関すること イ 地域の防災活動に参加し地域防災力の向上に寄与すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
	一般建築事業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	その他 協力機関	市が実施するボランティア活動の協力に関すること
その他 協力機関	石油コンビナート 地帯地域関係企業 その他危険物関係 施設の管理者	ア 災害時の危険物の保守、保安に関すること イ 予防思想、安全管理の徹底に関すること
	商工会議所	ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること イ 災害時における物価安定についての協力に関すること ウ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること
	社会福祉協議会	ア 高齢者・心身障害者の保護の協力に関すること イ 被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること
	農業協同組合	ア 農林関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災農家に対する融資又はその斡旋に関すること ウ 飼料、肥料等の確保に関すること
	漁業協同組合	ア 漁業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災に対する融資又はその斡旋に関すること

総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 と 業 務 の 大 綱
	ア 林業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること イ 被災に対する融資又はその斡旋に関すること
苫小牧地区流出油 災害対策協議会	ア 流木等による海上交通の障害防止に関すること イ 原油等流出危険物対策に関すること
海上災害防災セン ター苫小牧基地	ア 船舶等の災害防止に関すること イ 船舶、人命の救助及び行方不明者の捜索に関すること ウ 災害時の緊急輸送に関すること
一般病院 診療所	災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること

第3節 市域の災害環境

第1 自然環境

1 位置及び面積

本市は、北海道南部の東経 141 度 36 分、北緯 42 度 38 分に位置し、総面積 561.91km²の広さを有している。

2 地形、地質の概要

(1) 地 形

市域の地形は、札幌から苫小牧へと続き、北海道を中央部と南西部に分ける「石狩低地帯」の南部にあたる。低地帯の東側は、標高 150 m の馬追丘陵へと続き、その東側は夕張・日高山系の急峻な山地となっている。一方、石狩低地帯の西側には、広大な火砕流台地を形成した支笏カルデラや、現在も活動的な活火山である樽前山・恵庭岳が存在する。市域の東部の低地は「勇払平野」とよばれ、勇払川と安平川に沿った低湿地と海岸線に沿った海岸平野からなる。また、市域の東側の静川地区には、標高 20 m の火砕流台地が分布する。

(2) 地 質

市域の基盤は、第三紀鮮新世の萌別層で、主に砂質シルト岩からなり、礫岩・砂岩を挟んでいる。第四紀層との境界は、静川で深さ 84 m、ウトナイで深さ 192 m、中心市街地付近で深さ約 150 m である。第三紀層の上には、第四紀更新世のニタツポロ層が厚く堆積している。主に海成の砂質シルトからなり、砂礫層を挟んでいる。ニタツポロ層の上には、約 3 万年前に支笏火山から噴出した支笏火砕流堆積物が堆積している。この支笏火砕流堆積物は、市域の西部では厚さ 50 m 以上になるが、東ほど薄くなり、勇払川流域ではみられない。かわってこの地域には河成の砂礫層からなる静川層が堆積している。第四紀更新世の上部より上には、河川や沿岸流などによって運ばれた未固結の礫、砂、粘土などのほか、恵庭火山、樽前火山の新しい噴出物が地表を覆っている。

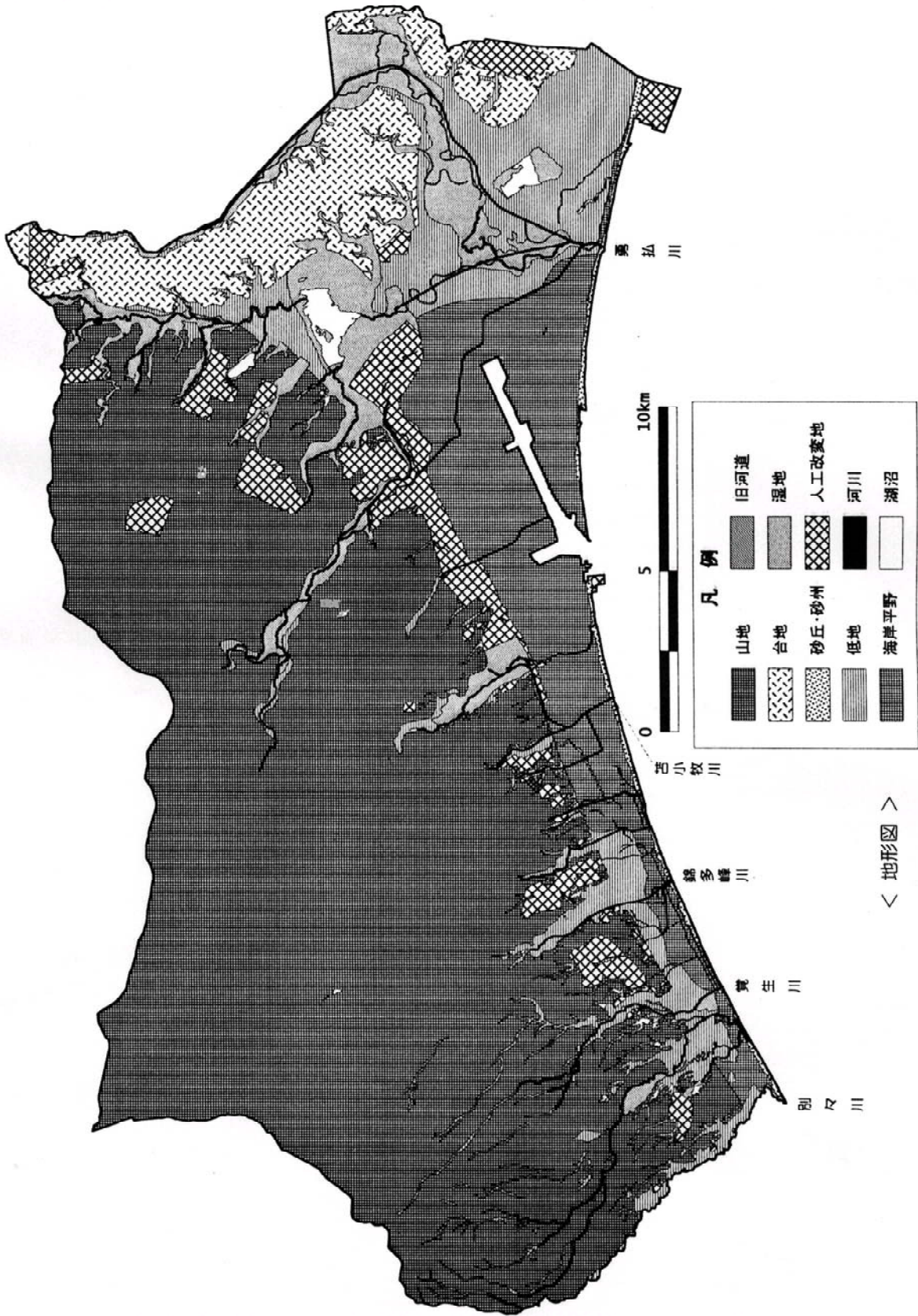
3 気候・気象と災害の危険性

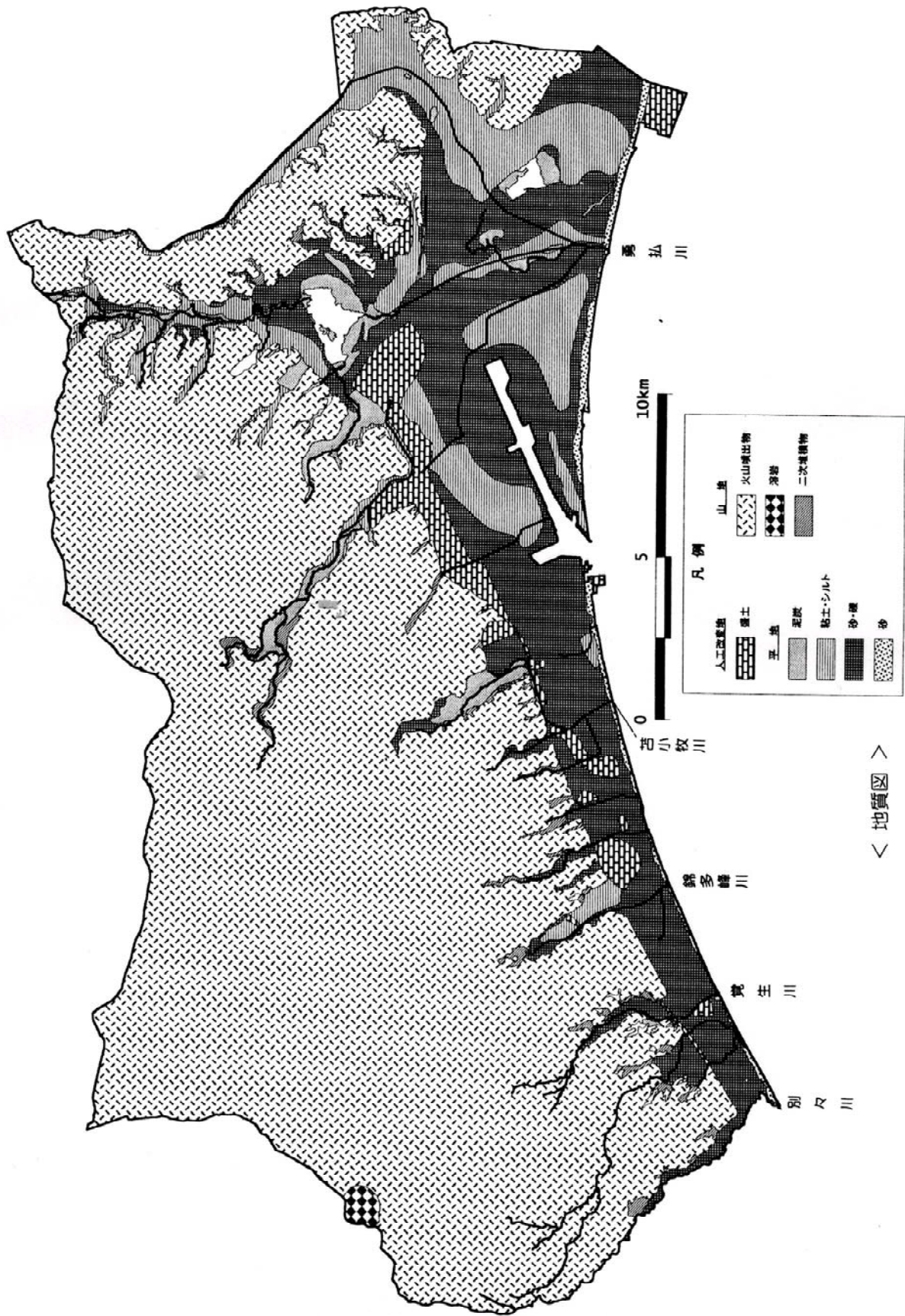
本市は、4月下旬から5月にかけて移動性高気圧が広く日本を覆うため、好天が続き、空気も乾燥しているので火災が起こりやすい。

梅雨には、梅雨前線が北上して北海道南岸に停滞した時に、台風崩れの低気圧等が日本海から前線に沿って東進する場合、大雨になる可能性が大きく特に厳重な警戒が必要である。

夏は道東地方ほどではないが、霧のかかる日が多くなる（月のうち、10日ほど）。

秋は年間を通じて最も降水量が多く、特に台風が日本海を北上して奥羽北部から北海道南部を通過するときは、大雨となり被害が発生することが多い。





＜ 地質図 ＞

種類	気候・気象の特性
気温	市域における年平均気温の平年値は7.5℃である。また、昭和17年から平成14年現在における最高気温は33.3℃（平成6年8月4日）で、最低気温は-21.3℃（昭和20年1月18日）である。
湿度	冬季の11月から2月が比較的低温、夏季の7月、8月が比較的高くなる。
降水量	7月から9月の夏から秋にかけて多く、年間総雨量の平年値は1,227.7mmで道内の中では比較的多い。降雨の特徴は、日雨量が100mm前後の大雨がしばしば見られること、短時間に強い雨が降ることが多いことなどである。
風向	冬期の11月から翌年の3月頃まで山風と呼ばれる強い北風が吹き、夏季の6月から8月頃にかけて南東の風が多く吹いている。また、春や秋には移動性高気圧や低気圧・前線などの影響で風向の変化が大きい。
風速	1月、2月には北から北西方向の風が卓越し、5月には南風が短時間であるが強風となる。6月から8月にかけては霧の季節で、風は全般的に弱くなっている。日変化では年間を通じ11時から18時頃に強く、そのうち13時から14時頃が最も強くなっている。

第2 社会環境

1 人口・世帯数の推移

平成18年3月現在、本市の総人口は173,216人（男性84,630人、女性88,586人）、世帯数は77,584世帯である。

高度経済成長を背景に、昭和30年以降、人口・世帯数ともに著しい増加傾向を示し、人口は、昭和40年から昭和55年までの15年間で、70,155人とほぼ2倍近い増加をみた。また、この時期から核家族化が急激に進み、世帯数も昭和40年から昭和55年の15年間で、31,232世帯（148.2%）と驚異的な伸びを示している。しかし、近年は出生率の低下等により、人口・世帯数とも、その増加率は緩やかに転じており、平成13年から平成17年までの5年間で、人口は444人（0.3%）、世帯数は3,506世帯（4.8%）の伸びとなっている。

2 地区別人口・世帯数

地区別人口・世帯数は、市街化の進んでいる地域に集中している。一方、樽前地区や美沢地区では、国道などの幹線沿いに集落がある他は、牧場などに住家が点在するのみである。

3 年齢別人口

近年の平均寿命の伸びと、出生率の低下により、本市の人口構成は年少人口（0～14歳）の減少、生産年齢人口（15～64歳）の高齢化、老年人口（65歳以上）の増加が進んでいる。

平成18年3月現在、年少人口24,359人（全体の構成比14.1%）、生産年齢人口117,716人（同68.0%）、老年人口31,141人（同18.0%）である。老年人口の割合が高い町から順に字樽前が57.5%と多く、続いて栄町が33.1%、寿町が32.5%、大町が32.8%、浜町が31.7%となっており、字樽前を除くと郊外に比べ市内中心部で高齢化の傾向が進んでいる。

4 災害時要援護者人口

平成17年度における要介護認定者の総数は5,559人である。その内在宅認定者は3,964人となっている。また、障害者は7,212人おり、1級から3級までで4,875人(67.6%)を占めている。平成17年9月1日現在の高齢者(65才以上)は、30,517人おり、その内ひとり暮らし世帯の割合は、15.3%を占めている。在住外国人は、446人となっている。

5 建物

木造建物が多いのは、本町、栄町といった旧市街地と、糸井から錦岡にいたる新興住宅地である。その中でも、旧市街地は昭和46年以前に建てられたやや古い建物の割合が多くなっている。

一方、非木造建物は、苫小牧駅周辺の業務地区、苫小牧港の工業地区に多く分布している。なお、市域の建物構造別棟数は次のとおりである。

建物構造別棟数(平成17年度概要調書)

構造	木造	S系 (軽量鉄骨)	S系 (鉄骨造)	RC系	その他
棟数	49,450	3,324	3,418	3,294	2,900

S系：鉄骨造、軽量鉄骨造等 RC系：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等

6 防災関係法令指定地

防災関係法令指定地は、それぞれ次のとおりである。

(平成18年3月31日現在)

指定地の種類	特性または危険箇所数
土石流危険渓流区域 急傾斜地崩壊危険箇所	土石流危険渓流に指定されている河川は9渓流で支笏・樽前火山地域に分布している。これらの渓流の特徴は、非常に勾配が急で、しかも流路が短いこと、河床に火山礫が堆積していることなどである。
水防区域	集中豪雨による災害のおそれのある区域として、7箇所指定されている。
高潮、高波、津波危険予想区域	高波による災害が予想される区域として2箇所、高潮・津波が1箇所指定されている。
市街地の低地帯の浸水危険予想区域	大雨による河川の氾濫等で浸水のおそれがある区域として、5箇所が指定されている。

※資料編 土石流危険渓流区域

※資料編 急傾斜地崩壊危険箇所

※資料編 水防区域

※資料編 高潮・高波・津波危険区域

※資料編 市街地の低地帯の浸水危険予想区域

第3 地震被害の想定

地震による被害の想定は、平成8年度の「苫小牧市防災アセスメント」によるものとする。

1 地震動予測

(1) 想定地震

次の3つの地震を想定した。

想定地震	地震のタイプ	M(マグニチュード)	場 所
①苫小牧沖の地震	プレート内の地震	7.8	1974年苫小牧沖地震の震源
②馬追断層の地震	直下型地震	6.8	馬追断層
③苫小牧直下の地震 (隈根尻上昇帯)	直下型地震	6.8	市街地直下

(2) 地震動予測の結果

最大震度は②、③のケースで6強と予測された。

最大震度とその分布区域

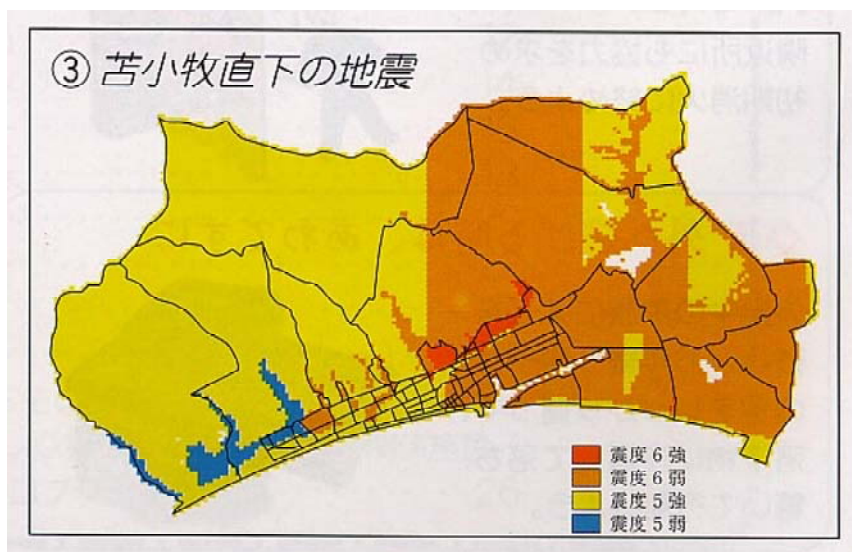
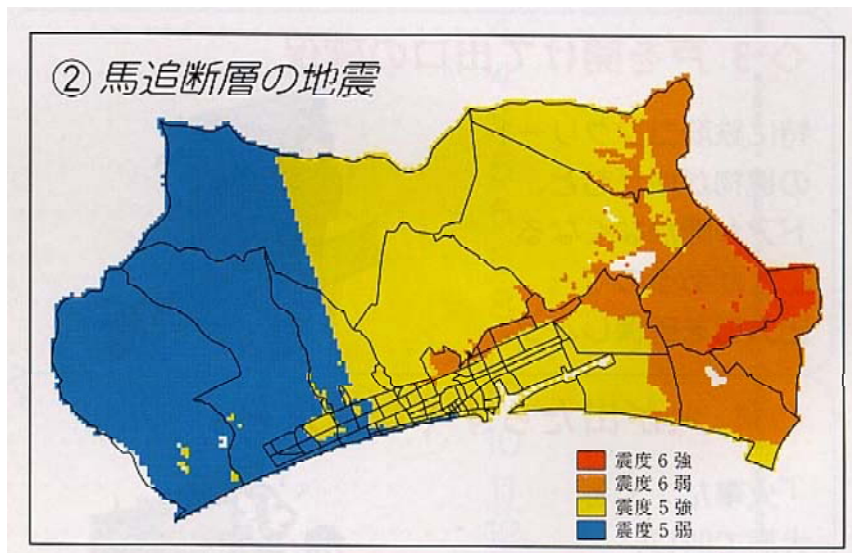
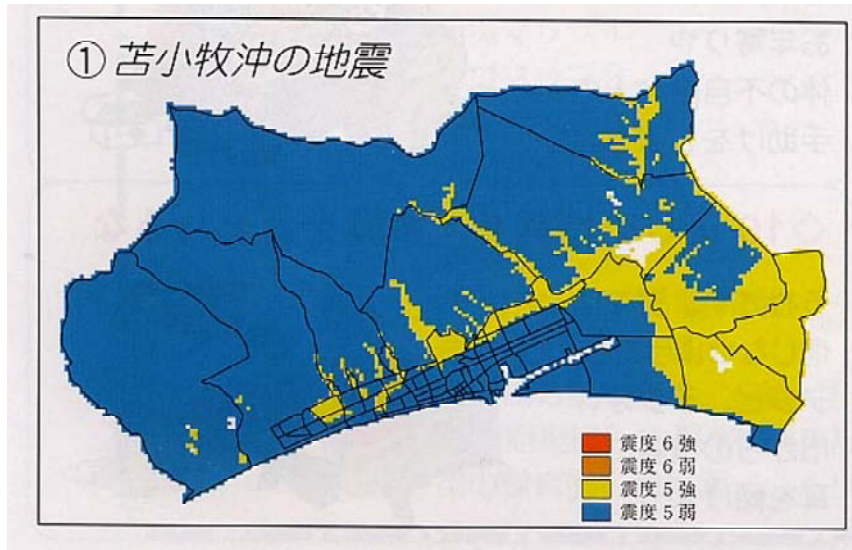
想定地震	最大震度	分布地域
①苫小牧沖の地震	5強	市東部の低地
②馬追断層の地震	6強	安平川沿いの低地
③苫小牧直下の地震	6強	美園町周辺の住宅地

2 液状化危険度の予測

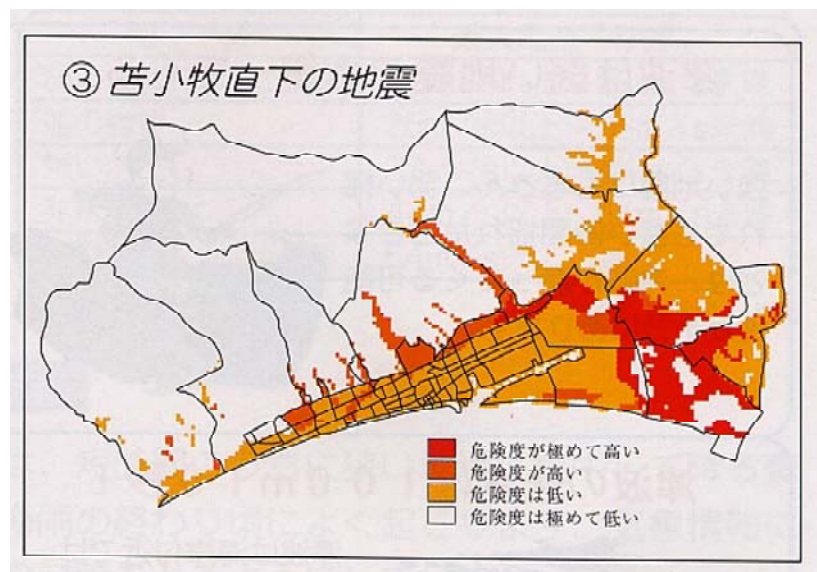
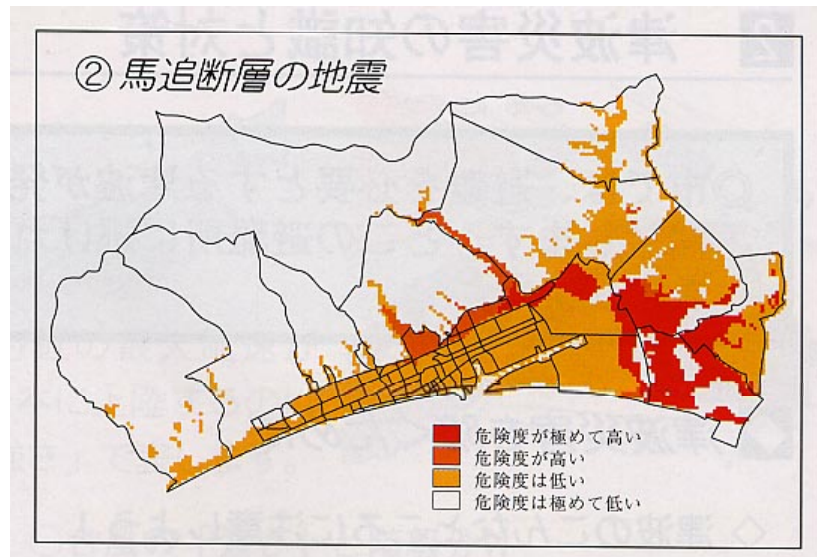
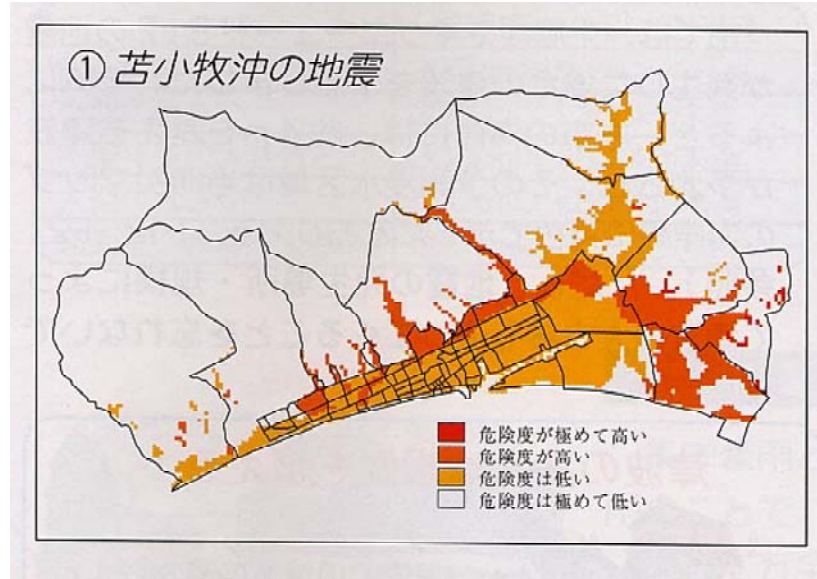
本市の各想定地震別による液状化危険度の予測結果は次のとおりである。

液状化に対して危険な区域

想定地震	危険度が極めて高い地区	危険度が高い地区
①苫小牧沖の地震	ほとんどない	○勇払川・安平川の低地 ○沼ノ端から澄川町に至る山側の住宅地
②馬追断層の地震	○勇払川・安平川の低地 ○沼ノ端から新明町に至る住宅地	○新明町から苫小牧駅に至る山側の住宅地
③苫小牧直下の地震	○勇払川・安平川の低地 ○沼ノ端から新明町に至る住宅地	○新明町から澄川町に至る山側の住宅地



< 震度分布図 >



< 液状化危険度分布図 >

3 津波危険度の予測
十勝沖で発生する地震を想定して津波危険度を予測した。

(1) 津波の水位変動

本市への津波は、最初に引き波（水位の低下）が押し寄せ、地震発生から37分後に約70cmの水位低下となる。その直後から水位が上昇し始め、57分後に最大約120cmの押し波となる。その後も数回にわたって波が押し寄せる。

ただし、地震の発生位置や断層モデル、そのときの潮位によって津波の高さに違いは生じるが、到達予想時刻はそれほど差はないものと考えられる。

(2) 津波浸水区域

市域の海岸線は地盤高がおおよそ5m以上あるので、十勝沖の地震による津波で浸水する可能性は低い。ただし、苫小牧港の入口付近（漁港区）・西側・フェリーターミナル付近は、岸壁から100mほど浸水する可能性が高い。また、勇払では一部の海岸で砂丘を越えて道道まで浸水する可能性がある。河川の遡上は小さく、河口付近でとどまるものと予測される。

4 道路被害の予測

苫小牧駅前を中心市街地で、建物等の倒壊で道路が閉鎖されるおそれが高い。美園町、明野町といった地域で、路面等の被害が予測される。また、沼ノ端を中心に国道36号、国道234号、道道で、湿地への盛土部での液状化による崩壊、路面の変形が数箇所で見られると予測される。他にも、停電により信号機が停止し、渋滞が発生することなどが予想される。

5 港湾被害の予測

苫小牧港はもともと砂丘地帯を開削した港湾で、地下水位も高いことから、震度5強以上のゆれの場合は、液状化による噴砂亀裂、段差、沈下が多数発生するものと予測される。また、津波が発生した場合には、海岸部では数10cmの浸水が予測される。

6 建物被害の予測

建物被害の予測結果は、次のとおりである。

なお、「被害棟数」とは、大破棟数に中破棟数の2分の1を加えたものである。

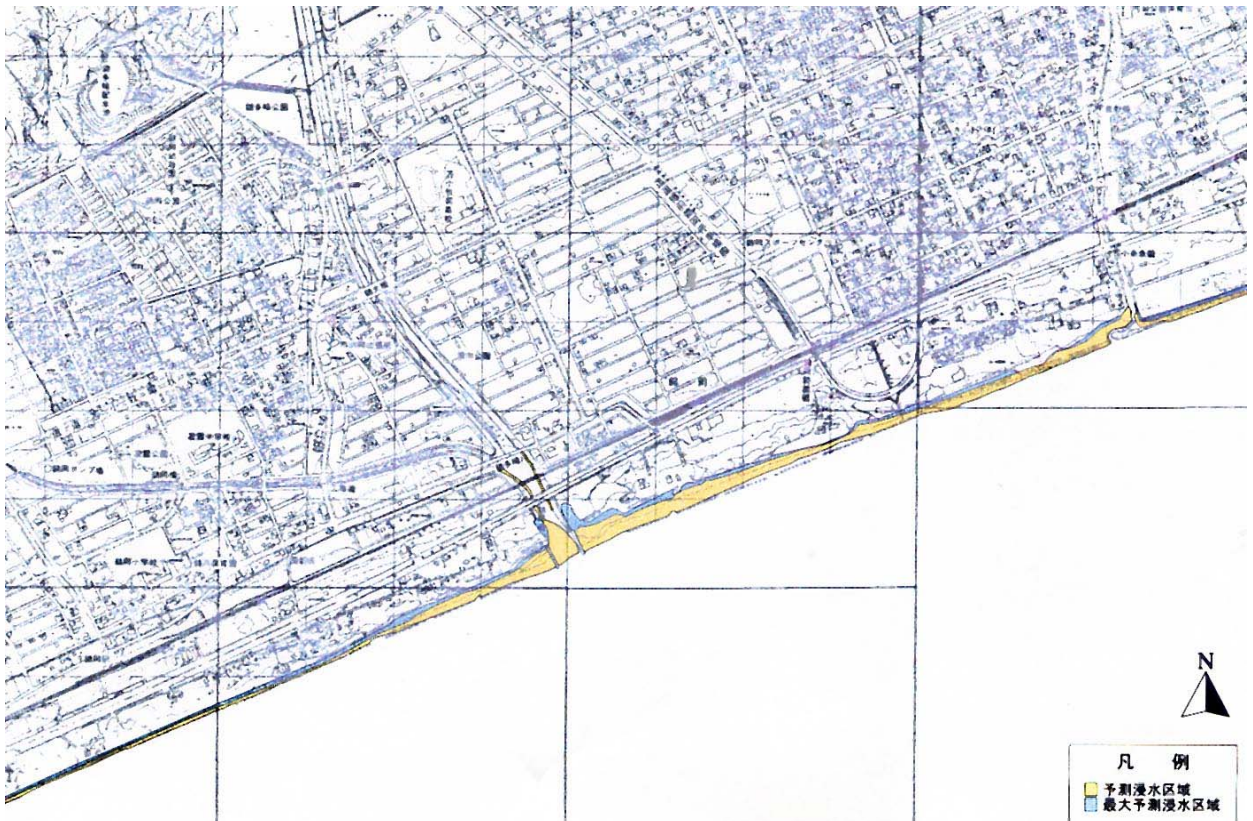
建物被害の予測結果

(全市合計)

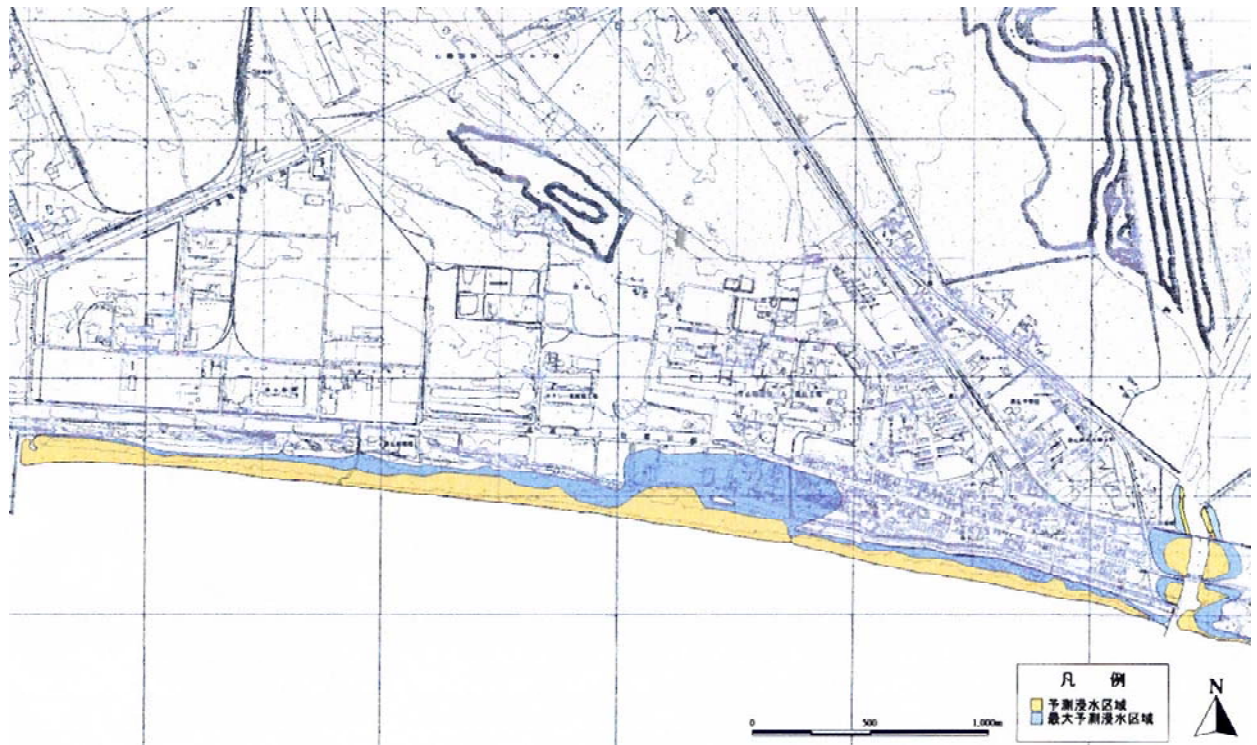
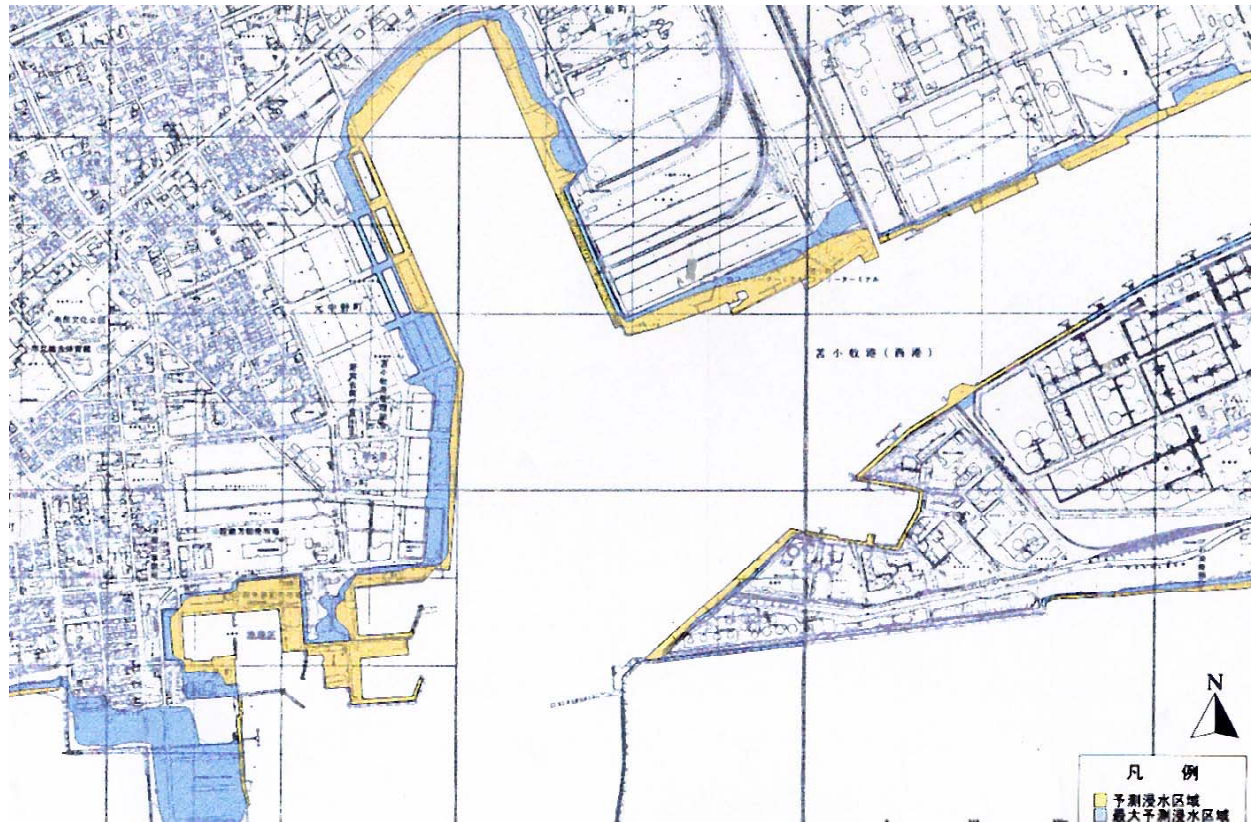
想定地震	構造被害	木造建物	RC建物	S系建物		その他建物	合計
				大規模	小規模		
苫小牧沖の地震	大破	87棟 0.1%	2棟 0.0%	0棟 0.0%	1棟 0.1%	11棟 0.3%	101棟 0.13%
	中破	52棟 0.1%	4棟 0.1%	1棟 0.0%	1棟 0.1%	26棟 0.6%	84棟 0.10%
馬追断層の地震	大破	324棟 0.5%	5棟 0.1%	1棟 0.0%	3棟 0.4%	8棟 0.2%	341棟 0.44%
	中破	161棟 0.3%	15棟 0.3%	2棟 0.0%	3棟 0.4%	21棟 0.5%	202棟 0.26%
苫小牧直下の地震	大破	611棟 1.0%	28棟 0.5%	1棟 0.0%	6棟 0.8%	33棟 0.8%	679棟 0.88%
	中破	343棟 0.6%	52棟 0.9%	2棟 0.0%	4棟 0.4%	53棟 1.3%	454棟 0.59%

上段：被害棟数

下段：被害率



< 津波浸水区域予想図（その1・2） >



< 津波浸水区域予想図(その2) >

- 7 上水道管、下水道管、ガス管の被害予測
 上水道管、下水道管、ガス管の予測結果は、次のとおりである。

上水道管、下水道管、ガス管の予測結果 (全市合計)

予 測 対 象	想 定 地 震		
	苫小牧沖の地震	馬追断層の地震	苫小牧直下の地震
上水道管の被害予測数	33箇所	90箇所	361箇所
下水道管の被害予測数	12箇所	87箇所	328箇所
ガス管の被害予測数	25箇所	82箇所	379箇所

- 8 電力施設の被害予測
 電力施設の予測結果は、次のとおりである。

電柱の予測結果 (全市合計)

想定地震	被 害	ｺﾝｸﾘｰﾄ柱	木 柱	その他	合 計
苫小牧沖の地震	折 損	84.9本 0.4%	0.3本 0.0%	0本 0%	85.2本 0.4%
	倒 壊	282.8本 1.2%	1.3本 0.2%	0本 0%	284.1本 1.2%
	合 計	367.4本 1.6%	1.6本 0.2%	0本 0%	369.0本 1.5%
馬追断層の地震	折 損	52.9本 0.2%	0.3本 0.0%	0本 0%	53.2本 0.2%
	倒 壊	161.0本 0.7%	1.3本 0.2%	0本 0%	162.3本 0.7%
	合 計	213.9本 1.0%	1.6本 0.2%	0本 0%	215.5本 1.0%
苫小牧直下の地震	折 損	113.8本 0.5%	0.4本 0.0%	0本 0%	114.2本 0.5%
	倒 壊	373.9本 1.6%	1.6本 0.2%	0本 0%	375.5本 1.6%
	合 計	487.7本 2.1%	2.0本 0.3%	0本 0%	489.7本 2.1%

上段：被害本数 下段：被害率

9 通信施設の被害予測
通信施設の予測結果は、次のとおりである。

電話柱の予測結果		(全市合計)			
想定地震	地下ケーブル	被害	鋼管柱・ コンクリート柱	木柱	合計
苫小牧沖の地震	0.4箇所	折損	28.4本 0.2%	0.6本 0.0%	29.0本 0.2%
		倒壊	100.0本 0.9%	2.2本 0.2%	102.2本 0.9%
		合計	128.4本 1.1%	2.8本 0.3%	131.2本 1.1%
馬追断層の地震	2.4箇所	折損	17.2本 0.2%	0.3本 0.0%	17.5本 0.2%
		倒壊	60.9本 0.5%	1.4本 0.1%	62.3本 0.5%
		合計	78.1本 0.7%	1.7本 0.1%	79.8本 0.7%
苫小牧直下の地震	7.2箇所	折損	37.8本 0.3%	0.8本 0.0%	38.6本 0.3%
		倒壊	134.9本 1.2%	3.0本 0.3%	137.9本 1.2%
		合計	172.7本 1.5%	3.8本 0.3%	176.5本 1.5%

上段：被害本数 下段：被害率

10 地域暖房の被害予測

苫小牧直下の地震の場合は、震度6強のゆれが予想されるため、導管の破壊による供給停止など阪神・淡路大震災の被害と同様の被害が発生することが予想される。

なお、復旧までは、約1ヶ月かかるものと予測される。

11 火災延焼の予測

(1) 前提条件

火災延焼予測は、被害が最も大きいと予想される「苫小牧直下の地震」のケースで行った。
なお、時刻、気象条件などの前提条件は次のとおりである。

想定地震	苫小牧直下の地震
季節	冬季
時刻	夕刻(17時~19時)
風	風向：北 風速：5m/s

(2) 火災延焼の予測の結果

火災延焼の予測結果は次のとおりである。なお、地震発生後約4時間で焼け止まると予測される。

全壊数	144棟
出火点	14箇所
延焼件数	12件
焼失棟数	402棟 (30分後)
	553棟 (60分後)
	894棟 (240分後)

12 人的被害の予測

人的被害の予測結果は、被害が最も大きいと予想される「苫小牧直下の地震」のケースで行った。結果は、次のとおりである。

全壊数	144棟
焼失数	894棟
死者数	25人
負傷者数	398人
の災者世帯数	4,233世帯
の災者数	9,410人

第4 災害履歴

1 過去の地震被害

本市に被害をもたらした地震は次のとおりである。チリ地震を除き、いずれもプレート境界付近で発生した地震で、M（マグニチュード）8クラスの巨大地震である。

本市に被害をもたらした地震（震度は市内でのもの）

○ 1952（昭和27）年	十勝沖地震	（震度4 M8.2）
○ 1960（昭和35）年	チリ津波地震	（－ M8.5）
○ 1968（昭和43）年	十勝沖地震	（震度5 M7.9）
○ 1993（平成5）年	釧路沖地震	（震度4 M7.8）
○ 1993（平成5）年	北海道南西沖地震	（震度4 M7.8）
○ 2003（平成15）年	十勝沖地震	（震度5弱 M8.0）

これらの地震のうち本市に大きな被害をもたらした1952（昭和27）年と1968（昭和43）年の二つの十勝沖地震について記載する。

(1) 1952（昭和27）年 十勝沖地震

本市での被害は、非住家被害4棟・道路破損2箇所・橋梁破損1箇所等で、美々川・勇払川流域の湿地帯における老朽家屋に被害が多かった。

発 生 日 時	1952 (昭和 27) 年 3月4日 10時 22分
震 央	釧路沖 (北緯 41° 48' 東経 144° 08')
M(マグニチュード)	8.2
震 度	震度 6 (豊頃、池田、十勝大津、浦幌、幕別、音別、厚真) 震度 5 (浦河、帯広、釧路他) 震度 4 (苫小牧他)
死 者	28 人、行方不明：5 人
住宅全壊・半壊・ 損壊	8500 戸余
船 舶 損 害	451 隻
津 波	厚岸湾 4m、八戸 2m、特に霧多布での被害が大きかった

(2) 1968 (昭和 43) 年 十勝沖地震

この地震による本市の被害は、人的被害は死者 1 名 (煙突倒壊による)、建物被害は家屋半壊 4 棟・一部破損 6 棟等が主なもので、工場や学校等の大規模施設での被害も多かった。また、ライフライン関係では、都市ガスの配管損傷のため、数箇所でガス漏れが発生した。上水道は、水源地からの本支管が 30 数箇所破損・亀裂が発生しただけでなく、停電のため揚水不能となり断水した。特に、埋め立てた造成地である美園住宅地区での被害が大きかった。電気は、管内 358 箇所で断線、電線被害 546 箇所、支持物被害 348 箇所、変圧器 160 箇所等の被害があった。特に、糸井、錦岡、沼ノ端等の近郊地区での被害が大きかった。その他、鉄道・港湾施設にも大きな被害が発生した。液状化現象は、清水小学校で発生した。

発 生 日 時	1968 (昭和 43) 年 5月16日 9時 48分
震 央	三陸沖 (北緯 40° 44' 東経 143° 35')
M(マグニチュード)	7.9
震 度	震度 5 (苫小牧、広尾、函館他)
死 者	52 人 (北海道 2 人)、負傷者 330 人 (同 133 人)
住宅全半壊	北海道 106 戸、一部破損 898 戸
津 波	襟裳町 1.5 ~ 2.7m、北海道南岸 1m前後、三陸海岸 3 ~ 5m 被害は道南で大きかった。

2 津波災害

本市に津波をもたらした主な地震は、1968 (昭和 43) 年十勝沖地震である。苫小牧港への津波の第一波は 5 月 16 日 10 時 34 分頃到達し、津波は港内では約 30 分周期で繰り返し、最大波高は 168cmであった。港外に避難した船舶は大型船 7 隻、漁船 40 隻であった。

第4節 防災ビジョン

苫小牧市のテーマ

市民の生命及び財産を災害の危険から守る

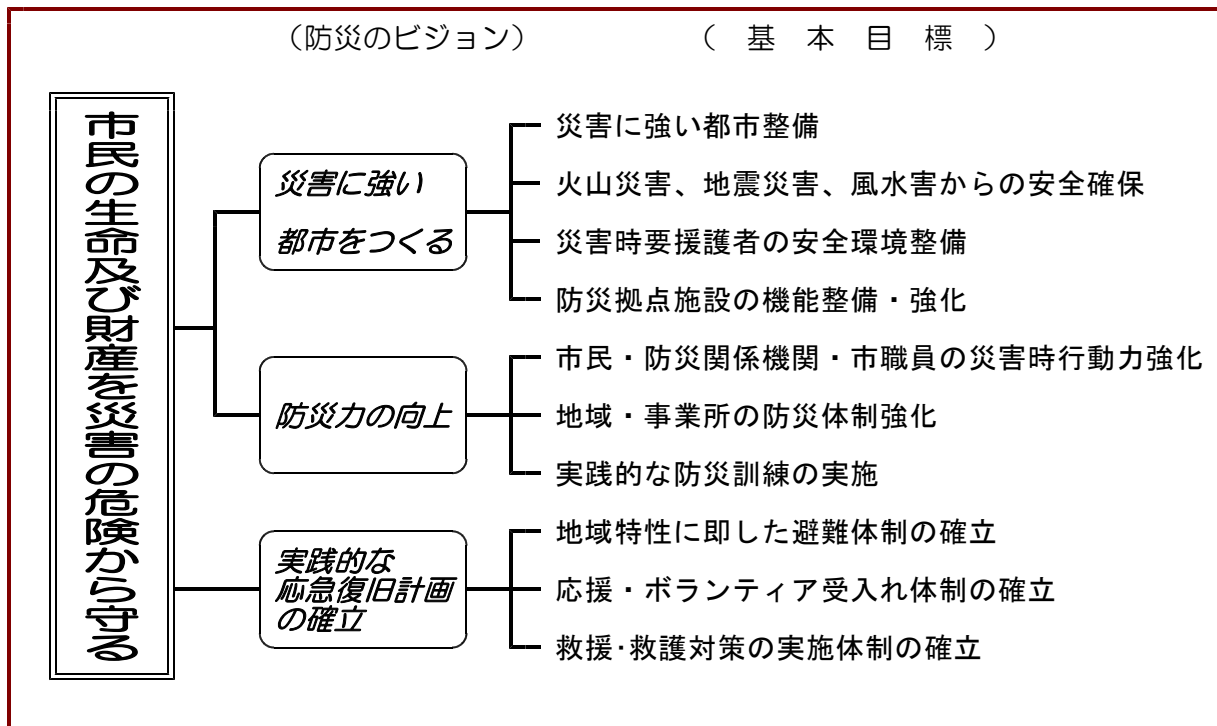
第1 防災のビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画運用の指針として、以下の3点を本防災のビジョンとする。

- 災害に強い都市をつくる
- 防災力の向上
- 実践的な応急復旧計画の確立

第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次の10項目とする。



1 災害に強い都市をつくる

(1) 災害に強い都市整備

地震発生時の延焼火災、倒壊、落下物を防ぐための整備を行う。

- 建築物の不燃化、耐震化
- 耐震性の高い消防水利の整備
- 上水道等、生活関連施設の機能停止を防ぐ対策の整備
- ライフライン施設間の供給停止時の相互の機能低下を防ぐ対策の整備
- ブロック塀等の倒壊、ガラス・看板等の落下による被害の防止
- 家具の転倒・落下物による被害の防止

(2) 火山災害、地震災害、風水害からの安全確保

火山噴火時の火砕流や火山泥流、地震発生時のがけ崩れ等や津波、風水害による浸水等の災害からの安全を確保できるよう整備を進める。

- 情報の収集体制と広報の伝達体制の整備
- 砂防事業等による火砕流、火山泥流の防御
- がけ崩れ災害による危険性の解消

(3) 災害時要援護者の安全環境整備

介助支援を必要とする災害時要援護者に対し、災害時の安否確認や適切な安全確保が実施できる環境をつくる。

- 災害時要援護者の行動を配慮した都市環境の整備
- コミュニティの活性化による介助支援体制の整備
- 混乱した状況でも介助支援がなされる体制の整備
- 避難所での安否確認、災害時要援護者優先のための体制の充実
- 道や国を通じての広域的な災害時要援護者受け入れ体制の確立

(4) 防災拠点施設の機能整備・強化

混乱の中でも、速やかに応急・復旧活動が行える、防災拠点施設の機能整備・強化を行う。

- 防災拠点にふさわしい施設・通信設備等の整備

2 防災力の向上

(1) 市民・防災関係機関・市職員の災害時行動力強化

市民・防災関係機関・市職員は、自らが安全を確保し、被害を最小限にとどめ、混乱から素早く立ち直る。また、家族や要援護者の安全を守り、リーダーシップをとって、地域としての防災力を最大限発揮できるようにする。

- 市民ひとりひとりの災害に対する認識の強化
- 防災関係機関及び市職員の技術、知識、体力の鍛錬と向上
- 事態の推移に即して対策項目及び実施手順の具体化（マニュアル化）

(2) 地域・事業所の防災体制強化

いつ、いかなる事態においても、地域や事業所における被害及び負傷者に対してお互いに協力できるようにする。

- 地域と企業（事業所）の協力による、助け合いの防災体制の強化
- 企業市民としての地域への貢献要請、責任と役割分担の明確化

(3) 実践的な防災訓練の実施

実践的な防災訓練を実施することにより、行動力を強化するとともに検証する。

- 市、防災関係機関、事業所、団体及び市民が臨機応変に対処できる実践的な防災訓練の実施
- 訓練実施による応急対策計画や活動マニュアルの効果検証、不十分な内容の検討

3 実践的な応急復旧計画の確立

(1) 地域特性に即した避難体制の確立

火山噴火時や広域延焼火災等の大規模災害時にも、安全を確保できるよう地域の災害環境にあわせた避難体制を確立する。

- 適切な避難路、避難場所の確保
- 避難誘導體制の確立
- 避難時における交通手段の確保・実施体制の確立
- 資機材等の備蓄

(2) 応援・ボランティア受入れ体制の確立

大規模災害時にも、応援要請が遅れないようにする。また、ボランティア等を適切に活用するための受け入れ体制を確立する。

- 大規模災害時の国・道への応援・派遣要請基準のルール作成
- ボランティア受け入れに関するとりきめの提示
- 社会福祉協議会等ボランティア団体との機能・役割の明確化

(3) 救援・救護対策の実施体制の確立

広域的で同時多発の災害時にも、迅速で適切な救援・救護対策を実施する。

- 市民・民間事業所・団体等も含めた救援・救護実施体制の確立
- 他市町村・道・国等への応援要請の実施体制の確立
- 被災者の救援対策が的確に行える体制の確立
- 災害対策要員や資機材の輸送体制の確立
- より多くの人命救助を原則とした救急・救護、医療体制の整備

第2章 災害予防計画

- 第1節 災害に強い都市づくり
- 第2節 危険の防止
- 第3節 組織・人づくり
- 第4節 情報通信の整備
- 第5節 避難環境づくり
- 第6節 消防力の整備
- 第7節 応急対策のための環境整備

災害予防計画は、災害の発生に備えて、市及び防災関係機関がいざから実施する対策について定めたものである。

第1節 災害に強い都市づくり

災害が発生しても被害を最小限にとどめるためには、都市計画を防災の視点からとらえ、普段から災害に強い都市整備を実施する。この節は、市街地、道路・橋りょう、オープンスペースの整備等、災害に強い都市づくりについて定めたものである。

この節の対策	担	当
●都市計画	市民部防災交通対策室防災主幹、 企画調整部都市計画課、 都市建設部緑地公園課、 市民部住宅計画課、 都市建設部建築指導課	
●ライフライン施設の整備	水道部建設課、 下水道部計画課・建設課	北海道電力、NTT、 苫小牧ガス
●道路・橋梁の整備	都市建設部道路建設課	道路管理者
●河川・海岸施設の整備	都市建設部河川課	
●港湾施設の整備		港管理組合
●都市公園施設の整備	都市建設部緑地公園課	

第1 都市計画

1 防災都市づくり

市全体を災害に強い都市にするために、道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保、住宅密集地域の基盤整備、建築物の耐震不燃化等、都市計画に防災の視点を反映させた防災都市づくりを行う。

- 都市公園、都市施設の適正な配置
- 都市計画道路事業の実施
- 優良宅地開発、土地区画整理事業、市街地再開発事業の促進
- 市街地総合再生計画の策定
- 道路、上・下水道等生活環境基盤の確保

2 市街地の整備

木造老朽建物が多い地区では、出火の危険性が高く、いったん出火すると延焼の危険性があり、消火活動も困難な場合が多い。また、地震が発生した場合には避難活動の支障となる。

そこで、地区再開発計画等を考える場合には、防災という観点から地区の居住環境、都市防災等への都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりと安全な避難路の確保を検討する。

3 火災の防止

「燃えにくい都市づくり」のため、建物が密集し、火災の危険が予想される地区に防火地域及び準防火地域指定を行い、耐火建築物の建築を検討する。

第2 ライフライン施設の整備

ライフライン施設や地下埋設管が地震により破損した場合、機能がまひする恐れがあり、その防止は極めて重要な課題である。そこで、次のような整備を行う。

施設等	対策
水道施設	地震時には、地盤の液状化等によって埋設管の被害が発生する。過去の地震においては、石綿セメント管、ねじ接合の鋼管の被害が高いため、ダクタイル鋳鉄管への交換を推進する。配水場についても耐震性の向上を推進し、浄水の確保に努める。また、被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため各種鋳鉄管を備蓄する。
下水道施設	下水道施設は、ポンプ場、処理場等が安定した地盤に建設される事は少なく、一旦地震被害が発生すると復旧に長期間を要する。そのため、震災による下水道施設の被害を最小限にとどめるため耐震性の向上に努める。また、豪雨時にそなえ下水道管渠の点検も行っていく。
電気施設	電気施設は、過去の地震による教訓を生かして施設の耐震化に努め、設備の予防強化について措置を講じる。
電話施設	建築基準法による耐震設計を行っており、耐震設計目標は震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。また、震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。
その他の施設	危険物施設、高圧ガス施設等では、地震による火災の発生等を予防・軽減するための必要な安全措置に努める。

第3 道路・橋梁の整備

道路及び橋梁は、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有するため、道路の整備、橋梁の維持・補修に努める。

1 道路の整備

避難所への避難経路、避難所と施設とを連携させる道路、応急対策活動の拠点となる公共施設の周辺道路等の整備推進を図る。

また、崖崩れ等の土砂災害からの保全もあわせて行う。

2 橋梁の維持・補修

橋梁の点検を実施し、地震による地震動・液状化、津波等による防災対策上の安全性に配慮した橋梁の補強を推進する。

第4 河川・海岸施設の整備

1 現況

浸水被害を防止するために、河川・海岸に関する各事業整備を推進し、総合的な治水対策及び津波対策を確立する。

○ 水防区域	7箇所
○ 高潮・高波・津波等危険区域	3箇所
○ 市街地の低地帯の浸水危険予想区域	5箇所
○ 土石流危険渓流区域	58箇所
○ 急傾斜地崩壊危険箇所	26箇所

※資料編 水防区域

※資料編 高潮・高波・津波等危険区域

※資料編 市街地の低地帯の浸水危険予想区域

※資料編 土石流危険渓流区域

※資料編 急傾斜地崩壊箇所

2 計 画

河川・海岸は次の施策を推進し、大雨、河川の逆流等で浸水被害を受けやすい市街地の低地帯等の河川の改修整備や、海岸の高潮・高波・津波被害の防止対策を行う。

施 策	対 策
河川の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未改修河川の早期整備 ○ 下水道等汚水処理施設整備事業の促進による公共水域の水質保全 ○ 良質な水の長期的な確保と水資源の整備 ○ 生活用水、産業用水の確保と水道施設の充実
海岸の施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観に配慮した海岸浸食対策事業の推進 ○ ふれあいの場としての海岸環境の整備と有効利用

第5 港湾施設の整備

港湾は、物資の輸送や避難者の輸送などに重要な役割を果たす。そのため、液状化による側方流動などからの被害を防ぐため、港湾施設の耐震化に努める。

第6 都市公園施設の整備

都市公園は、災害時の避難場所としての機能だけでなく、火災発生時には延焼遮断帯としての機能を有している。都市計画等によって、これらの機能を有した公園、緑地、広場等のオープンスペースの確保に努める。

第7 防災公園の整備

苫小牧市は東西に長く市街地が形成されているため市街地特性に応じた効率的、効果的な広域防災拠点・広域避難地の配置が必要である。現在、市街地が概成している西部・中央地区には、すでに広域防災拠点・広域避難地が整備されているが、東部地区については、土地区画整理事業に伴い、今後、沼ノ端地区の進展、人口増加が見込まれるため、新たに拠点的な防災公園の整備に努める。

1 トキサタマップ公園（総合公園 面積 23.3ha）

苫小牧市街地の東部に位置し、国道36号線に隣接するとともに、国道234号、国道235号、道央道苫小牧東インター、日高自動車道沼ノ端西インターにも至近距離にあり、陸路のアクセス確保が極めて容易であることから、災害発生時の救援活動拠点並びに物資輸送拠点として、広域防災拠点（緑ヶ丘公園）及び被災地との中継基地の機能を確保するため、地域防災拠点（仮称）の都市基幹公園整備に合わせて広域避難地として整備する。

2 勇の原公園（地区公園 面積 3.9ha）

苫小牧市街地東部のウトナイ団地内に位置する地区公園で、広域避難地となるトキサタマップ公園（予定）との連携により、団地内住民の避難地の機能を確保するため、防災公園整備にあわせ一時避難地として整備する。

第2節 危険の防止

地震発生時には、建物・ブロック塀の倒壊、火災発生、液状化による被害等を軽減する必要がある。この節は、建築物の耐震化、液状化対策、危険物施設の耐震化等の予防対策について定めたものである。

この節の対策	担 当
●建築物の耐震性の向上	都市建設部建築指導課
●地盤の液状化対策	都市建設部建築指導課、下水道部計画課・建設課
●街角危険物の対策	都市建設部建築指導課
●危険物対策	消防本部保安課

第1 建築物の耐震性の向上

建築基準法その他の法律に基づき、既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修を促進するため、以下の対策を推進する。

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震改修等を促進する。
- 建築物については、建築担当において相談や指導を行い、耐震診断や耐震改修を促進する。
- 建築技術者等を対象に診断・改修に必要な技術者の育成を促進する。

第2 地盤の液状化対策

勇払川・安平川の低地、沼ノ端から新明町に至る住宅地は液状化の危険度が高いため、公共施設やライフライン施設を中心に、地盤改良等による液状化の発生防止、液状化が発生した場合における施設被害の防止等の対策を促進する。

※資料編 液状化対策の参考文献

第3 街角危険物の対策

1 かけ地、擁壁、ブロック塀等の崩壊・倒壊防止

崩壊防止・倒壊防止の対策は、原則として所有者・管理者等が行い、市は、法による規制指導や工法上の指導を行う。

対 策	内 容
崖・擁壁等の崩壊防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 崖地に建物や擁壁等を設ける施工業者への指導 ○ 災害時に崖崩れ等の危険が特に高い住家の移転の促進
ブロック塀等の倒壊防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者及び管理者に対する倒壊防止の措置の指導 ○ 所有者及び管理者に対する生け垣又はフェンスへの転換の促進
自動販売機の転倒防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機の倒壊防止の措置を講ずるよう業者団体等に指導

2 落下物の防止

地震時には、落下物による被害が出るのが予想されるため、次の点に留意して落下防止に努める。

(1) 屋外広告物に対する規則

広告塔、看板等の屋外広告物は、設置者に対し許可申請及び設置後の維持管理に際し、震災対策の観点からの指導を強化する。

(2) 建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止

建築物等のタイル貼り仕上げの外壁の落下防止の指導を行う。

対 策	内 容
窓ガラス、屋外広告物等の落下物対策	市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラスや、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、改善指導を行う。
建築物外壁（タイル貼り等）剥落防止	建築物等のタイル貼り仕上げの外壁の落下防止の指導を行う。

第4 危険物対策

危険物施設等の査察・指導を行い、事故・火災等の発生の予防に努める。

また、高圧ガス、毒物等は、引火性、爆発性、毒性などがあるため2次災害をもたらす可能性が高いので特に留意する。

施設等	内 容
高圧ガス	高圧ガス施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。
毒物・劇物	毒物・劇物保管施設の実態を把握し、立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、災害対策の検討、訓練の徹底を図り、防火管理者等による自主保安体制を確立させる。また、営業者及び取扱責任者に対し、登録基準に適合した施設を維持するよう指導する。
石油等	石油等の危険物施設は、出火や延焼拡大の要因にもなるので、危険物取扱者等に対する震災対策を含めた指導をし、法令に定める保安講習等出火防止の推進を図る。また、衝地帯の整備等を促進する。
火薬類	火薬類の保管・取扱いをする施設に対しては、火薬類取締法に基づいて安全性の確保について指導を図る。
化学薬品等	化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所等の立入検査の実施や保管方法等の適正化を指導する。また、事業所に対しても実態調査や安全対策の指導を推進していく。

第3節 組織・人づくり

災害時に、市及び市民が的確かつ効果的な行動を行うためには、日頃から防災体制を整備することが必要である。この節は、市、防災関係機関、事業所等の組織づくり、知識の普及、防災訓練等について定めたものである。

この節の対策	担	当
●防災会議・防災関係機関	市民部防災交通対策室防災主幹	防災関係機関、自主防災組織、各事業所
●市民・事業所の組織	市民部防災交通対策室防災主幹	防災関係機関、各事業所
●ボランティア	保健福祉部	
●防災訓練の実施	市民部防災交通対策室防災主幹、消防本部（署）、消防団	防災関係機関、自主防災組織、教育委員会、警察署
●防災知識の普及	市民部防災交通対策室防災主幹、企画調整部広報広聴課、教育委員会、消防本部（署）、消防団	防災関係機関、自主防災組織

第1 防災会議・防災関係機関

1 苫小牧市防災会議

(1) 苫小牧市防災会議の概要

苫小牧市防災会議は、次のような根拠・役割をもっている。

設置の根拠等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法第16条 ○ 苫小牧市防災会議条例（昭和37年条例第25号）
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の作成、実施の推進 ○ 市域に災害が発生した場合の災害に関する情報の収集 ○ 法律またはこれに基づく政令により、その権限に属する事務
組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苫小牧市防災会議構成機関

※資料編 苫小牧市防災会議構成委員

(2) 防災会議の開催

市は、関係法令、条例、規定、要綱に基づき、苫小牧市防災会議を毎年開催し、災害対策について検討する。

2 苫小牧市災害対策本部

市は、災害時に的確な行動がとれるように、苫小牧市災害対策本部の動員・連絡方法について検討する。また、応急活動に対応する「マニュアル」については、必要に応じ作成を検討するとともに、防災関係機関等が作成する場合は連携を図る。

なお、組織については第3章第1節第1の9「災害対策本部の組織」を参照のこと。

3 防災関係機関

次の機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、予防、応急、復旧計画の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。また、整備にあたっては、市地域防災計画の定めるところと整合を図り、連携を強化する。

- | | | |
|------------|-------------|----------|
| ○ 指定行政機関 | ○ 指定地方行政機関 | ○ 指定公共機関 |
| ○ 指定地方公共機関 | ○ その他防災関係機関 | |

第2 市民・事業所の組織

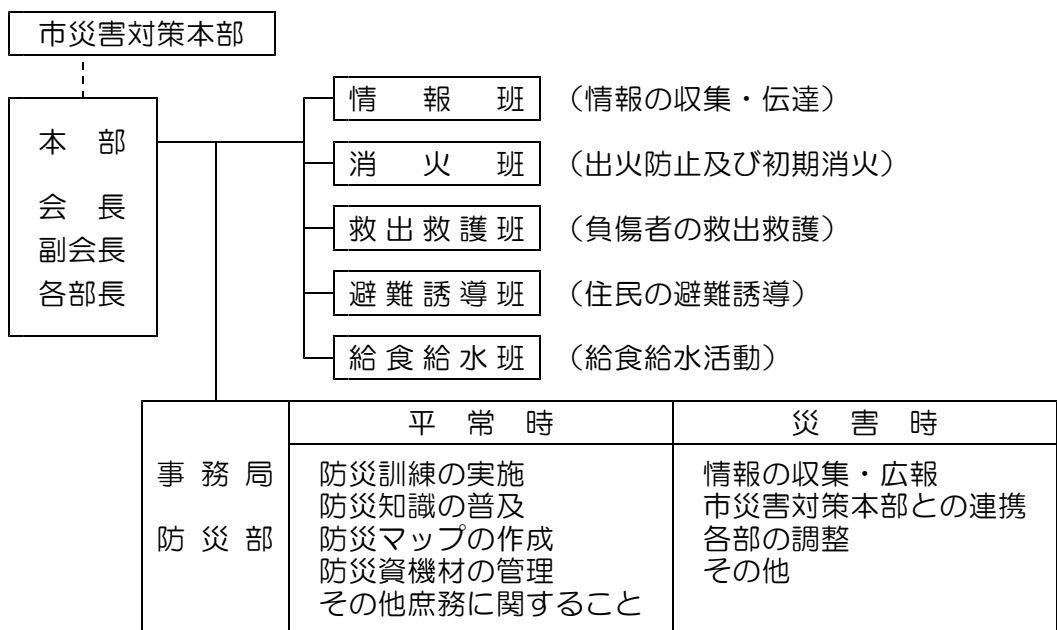
1 自主防災組織の結成

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。結成にあたっては、町内会等を単位とする。

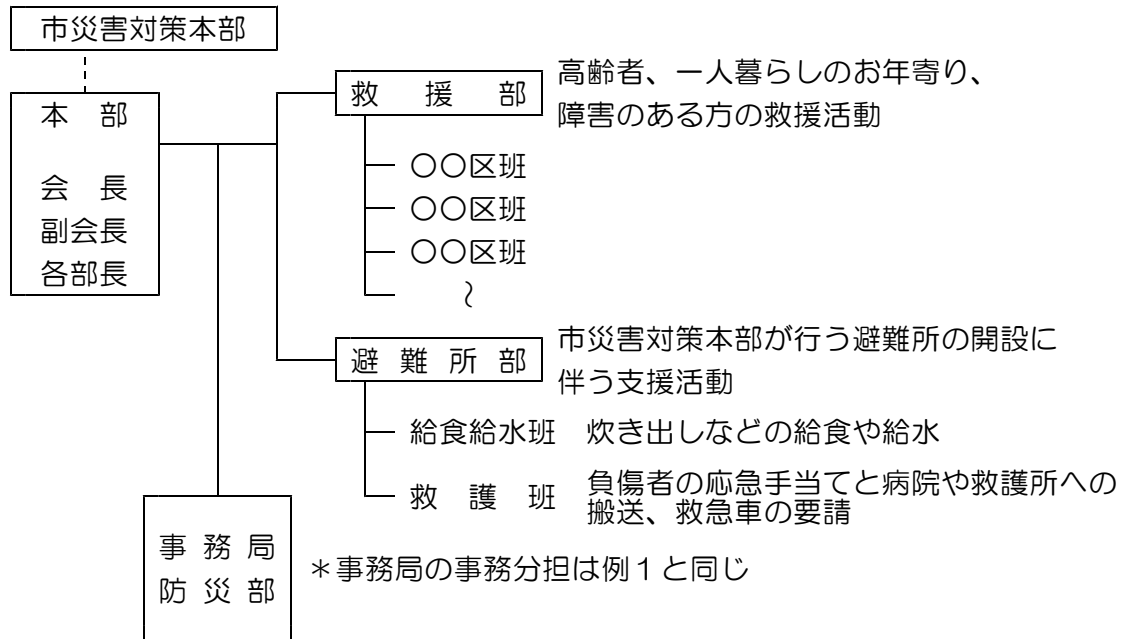
2 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統と活動内容の例を次にあげる。

(1) 自主防災組織系統図（例）



< 自主防災組織系統図（例1） >



< 自主防災組織系統図（例2） >

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動は、次のとおりである。これらの活動に対して指導・支援を行う。

平常時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 避難所・避難場所の確認 ○ 地域の安全点検 ○ 災害時要援護者の把握 ○ その他防災に関し必要な活動
災害時の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の災害情報の収集・伝達 ○ 避難誘導（特に災害時要援護者） ○ 負傷者の救出救護 ○ 出火防止及び初期消火活動 ○ 避難所等運営の支援

3 事業所等の組織

事業所は以下の規定に基づく計画を作成するほか、従業員、利用者の安全の確保や地域の災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。

<p>— 「消防法第8条」の規定 —</p> <p>学校、病院、工場、事業場、百貨店（一中略一大規模な小売店舗を含む）複合用途防火対象物、その他多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。</p>

このために自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保のほか地域の自主防災組織と連携し、地域の安全に積極的に努めるものとする。

具体的な活動内容については、概ね次のとおりとする。

- 防災訓練
- 従業員の防災教育及び広報
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 火災その他の災害予防対策
- 避難体制の確立及び従業員・施設利用者の避難方法の周知
- 救出及び応急救護対策
- 災害応急対策に必要な資機材の確保
- 防災組織の整備、地域の防災活動への協力
- 災害時における飲料水、食糧、生活必需品の確保

第3 ボランティア

1 ボランティアの育成、確保

市及び関係機関は、ボランティアが円滑に活動できるよう、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、ボランティア団体等との協力のもと、次のとおり平常時から環境づくりを行う。

機 関	内 容
苫小牧市 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救援活動を行うボランティアの登録、把握 ○ 災害救援ボランティアの活動拠点の確保 ○ ボランティア研修への協力 ○ 1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日～21日の「防災とボランティア週間」期間中の広報等の実施
苫小牧警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア関係組織・団体との被災地における治安の維持等における連携の検討
日本赤十字社 北海道支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護活動 ○ 救援物資の搬入・搬出、配分及び炊き出し等被災者への自立支援 ○ 上記活動における防災ボランティアの養成、登録

2 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- 災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び看護補助
- 清掃
- 炊き出し
- 救援物資の仕分け、配布
- 消火・救助・救護活動
- 保健医療活動
- 通訳等の外国人支援活動

第4 防災訓練の実施

災害対策を円滑に実施するため、市及び防災関係機関は、市民の協力を得て各種の防災訓練を実施する。

1 防災総合訓練

大地震の発生、または沿岸地区での津波を想定し、市、消防機関、学校、警察、自衛隊、医師会、その他の防災関係機関、各施設管理者、ボランティア及び地域住民（自主防災組織、町内会等）が一体となって、総合的な訓練を実施する。

- 訓練項目：災害対策本部設置、情報伝達、初期消火、応急救護、救出救助、広報、避難誘導（災害時要援護者等）、応急給水、炊き出し、緊急輸送、交通規制、救援物資の配布、公共施設復旧、ガス漏えい事故処理、災害偵察、図上訓練 等

2 地域防災訓練

自主防災組織・町内会等を単位とする訓練、複数の組織が連合した訓練を、それぞれ警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

- 訓練項目：出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護、情報伝達、給食給水

3 市職員の訓練

職員の参集及び配備体制時における各防災機関との連携を図るため、職員参集訓練を実施する。

- 訓練項目：指令伝達、防災行政無線、非常参集、本部運営、図上訓練、現地訓練

4 施設における訓練

小・中学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

5 事業所における訓練

事業所は、避難や救助等の定期的な訓練を実施する。

6 消防訓練

大震火災や大規模な救助救急等の災害規模に応じた災害防ぎょ活動に万全を期するため、消防訓練を実施する。

(1) 消防本部（署）、消防団

基本的な訓練は、消防計画に基づき実施する。

(2) 事業所及び住民

事業所及び住民の訓練は、「防災の日」「防災週間」「防災とボランティアの日」「救急医療週間」及び春・秋の「火災予防運動期間」を中心に随時実施する。

○ 訓練項目：非常招集、本部運営、情報伝達、現地訓練

第5 防災知識の普及

1 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、防災知識・役割の分担等を新人研修などと共に実施する。研修は災害対策本部組織の各部班での具体的分掌を把握し、次の点に重点を置いて行う。

防災対策	<ul style="list-style-type: none">○ 災害対策活動の概要○ 防災関係職員としての心構え○ 役割の分担○ 災害情報の収集、伝達の手順、報告書式の活用
災害知識	<ul style="list-style-type: none">○ 風水害、地震、津波の基礎知識○ 各災害に対する地域の危険性

2 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

教育委員会は、園児・児童・生徒の避難、保護等、地震災害発生後の対応について防災教育を計画的に進め、防災に対する実践的な訓練を行う。

- 学級活動、学校行事等教育活動を通じ、地震の基礎的な知識及び地震が発生したときの対応について指導する。
- 地震防災のための資料を作成・配布し、防災活動の徹底を図る。
- 中学校、高等学校の生徒を対象に応急看護等の技能の修得を推進する。

3 市民に対する防災知識の普及

自主防災組織及び町内会を通じ、地震発生時の的確な判断・行動ができるよう、広報紙や防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して知識の普及を図る。

- 地震の基礎的な知識
- 津波警戒に関する知識
- 地震発生時に備えた生活必需品の備蓄
- 避難所・避難場所、避難経路等避難対策に関する知識
- 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、火災予防等
- 災害情報の正確な入手方法
- 救助、救護、災害時要援護者への配慮に関する知識

4 住民への周知

災害時に的確に避難できるよう、住民に次の方法で避難経路及び避難所・避難場所の周知を行う。

- 市の広報・新聞に掲載する。
- 防災訓練や自主防災組織の訓練等において周知を図る。
- 避難所付近に名称、方向等を示した誘導標識を設置する。
- 津波の危険区域内の住民に対して、強い地震や弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、すぐに避難するよう周知する。

第4節 情報通信の整備

災害時には、災害直後の被害の把握、情報連絡、対策の指示・伝達のために通信機器等の機能を確保することが重要である。この節は、災害時に備えた通信機器の整備、GIS（地理情報システム）の導入等について定めたものである。

この節の対策	担 当
●通信機器の整備	市民部防災交通対策室防災主幹、消防本部総務課、総務部総務課
●従事者の確保	市民部防災交通対策室防災主幹、総務部情報化推進室
●GISの導入	市民部防災交通対策室防災主幹、総務部情報化推進室

第1 通信機器の整備

市及び防災関係機関は、有線による通信手段が途絶した場合でも、市域の被害状況を的確に把握するため、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

- 防災行政無線の充実
- パソコン通信等導入推進
- マルチメディアを媒体とした新しい情報手段の活用

1 津波情報システム

道の「北海道総合行政ネットワーク整備事業」によるネットワークで、気象庁からの津波情報をリアルタイムで伝達できる「津波警報等緊急伝達システム」を活用する。

2 津波の通報、通信手段

住民等に対する津波警報等の伝達手段として、市防災行政無線の整備推進するとともに、サイレン、広報車等の手段を確保する。

3 防災行政無線

有線電話が途絶したときに通信を確保するために、関係機関や避難所と市役所とを結ぶ地域防災無線などのネットワークの形成に努める。

また、通信機器の固定状況を定期的に点検し、耐震性の確保を図る。

4 マルチメディア等の活用

インターネットやパソコン通信等のマルチメディアを活用し、災害時の情報システムの整備を推進する。

- インターネット : 情報収集、ボランティア募集、救援物資要請、安否確認
- パソコン通信 : 避難所と市役所の情報、連絡

第2 従事者の確保

- 1 無線従事者の確保
市職員に対して無線従事者資格の取得、無線従事者の増員・確保を図る。
- 2 アマチュア無線の活用
地域の情報収集や本部との連携を図るため、地区別にアマチュア無線従事者の把握に努める。
- 3 非常無線通信の活用
災害により、防災行政無線及び一般加入電話の使用が困難になった場合、電波法第52条に基づく他機関の非常通信の活用を図るため、平常時から利用可能な無線局を把握する。

第3 GISの導入

防災に関する情報は、広範囲・多岐にわたり、特に防災拠点や被害地などの情報が重要となる。近年、防災に関わる情報を位置（地図情報）と連動させ、処理するコンピューターシステムとして、更には防災行政における情報基盤として、GIS（地理情報システム）の利用が注目されている。

そこで、GIS（地理情報システム）を導入して、災害時の情報収集や、地震直後に被害の程度を予測したり、被害者の収容可能な病院、避難所の検索等に活用することを検討する。システムとしては、次のものがあげられる。

システム	概要
地震被害予測システム	気象庁の地震直後の震源情報や想定地震の震源モデルから地震発生後数分で被害予測を行う。
被災情報収集システム	災害直後に管内の被災状況を収集し、集計を行う。
応急対策・災害復旧支援システム	被災情報の入手から災害の応急対策・復旧対策を総合的に支援する。

第5節 避難環境づくり

災害時には、災害の規模や状況に応じて、適切な避難活動と被災者の生活の場となる避難所の運営が重要である。この節は、避難場所・避難所の指定、避難所設備の整備、避難路等の指定等避難にかかわる環境の整備について定めたものである。

この節の対策	担 当	
●避難所・避難場所の指定	市民部防災交通対策室防災主幹	
●避難体制の整備	市民部防災交通対策室防災主幹、都市建設部、消防本部、教育委員会	警察署
●避難所設備の整備	市民部防災交通対策室防災主幹、都市建設部	

第1 避難所・避難場所の指定

1 避難所・避難場所の機能

避難所・避難場所の機能については、それぞれ次の機能と条件を有するものとする。

種 別	機 能 及 び 条 件
避 難 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全性確保の機能 ○ 情報伝達場所としての機能 ○ 収容施設としての機能 ○ 救援救護活動の基地としての機能
避 難 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時的な安全性確保の機能 ○ 避難所への中継地点としての機能

2 指定条件

避難所は、主に教育施設を指定している。また、避難場所は、主に公園等を指定している。これらは、人口や避難所・避難場所周辺の防災環境の変化に応じて、次の項目を目安として、指定または指定の解除を実施していく。

- 水害、土砂災害、建物倒壊、火災の危険がなく安全な場所であること。
- 空間が十分確保されていること。
- 情報伝達に便利なこと。
- 避難に有効な出入口や、安全な避難路が整備されていること。

3 避難所・避難場所の調査

避難所・避難場所の調査として、次にあげる項目を調査し、災害時の安全を図る。

- 浸水、液状化、土砂災害、津波の危険性
- 延焼遮断効果
- 建物の耐震性、入口の広さ・方向、面積
- 給水・給食施設
- ブロック塀・重量塀等の危険性
- 避難所周辺の危険性

※資料編 避難所一覧表

※資料編 避難場所一覧表

第2 避難体制の整備

1 避難路の指定

避難路については、次のような条件が備わっていることが必要であり、条件を満たしてないものについては整備を行う。

- 広い幅員があり、歩道が整備されている
- 沿道に重量塀等の倒壊、看板等の落下の危険がない

2 避難計画の作成

震災時、津波災害時、風水害時、火山災害時の避難に対応する避難計画を作成する。

- 災害の種別に応じた避難対策
- 自主防災組織等による地域内での避難誘導體制
- 避難所の運営体制

第3 避難所設備の整備

避難所を開設する予定施設は、避難施設を良好に保つため、施設・設備の整備に努める。

- 避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- 避難所における通信機器等施設・設備の整備
- 避難生活に必要な物資等の備蓄
- 災害時要援護者の利用を配慮した施設・設備

第6節 消防力の整備

火災の消火や救出などの活動により被害を最小限にとどめるためには、消防力の整備指針に基づいて、消防力を強化、充実することが必要である。この節は、消防資機材の整備、消防水利の整備、消防団の強化について定めたものである。

この節の対策	担 当
●消防資機材等の整備	消防本部（署）、消防団
●消防水利の整備	消防本部（署）、消防団
●消防団の強化	消防本部（署）、消防団

第1 消防資機材等の整備

震災対策として有効な救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

※資料編 現有防災資機材等一覧表

第2 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない水利の配置計画や、消防水利の耐震化を図る。

1 耐震性防火水槽の整備

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性防火水槽の整備を推進する。

2 自然水利の活用

河川などの自然水利等の把握や、ため池等の農業用水利施設の消防用水利として有効なものを選定するなど、活用を図る。

3 民間水利の活用

家庭における風呂水、ビルの貯溜水の活用等について啓発・指導する。また、事業所等で有している民間の消火栓の活用を図る。

第3 消防団の強化

災害時における消防団の整備・強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した車両、消防資機材等の整備を図る。

第7節 応急対策のための環境整備

災害時に、医療救護、飲料水・食料等の供給、建物対策等、各種の応急対策を行うためには、日頃からそれぞれの対策についての準備が必要である。この節は、災害発生時に応急対策を的確かつ効果的に行うために、整備すべき環境整備について定めたものである。

この節の対策	担 当	
●医療救護活動	市立総合病院	
●救命救助体制の整備	市民部防災交通対策室防災主幹、保健福祉部、消防本部（署）、消防団、市立病院	
●緊急輸送の環境整備	市民部防災交通対策室防災主幹、都市建設部	港管理組合
●給水活動体制の整備	水道部総務課	
●食料・必需品の備蓄	市民部防災交通対策室防災主幹	
●協定締結の促進	市民部防災交通対策室防災主幹	
●災害時要援護者対策	保健福祉部、企画調整部広報広聴課	自主防災組織
●住対策	市民部防災交通対策室防災主幹、市民部住宅計画課	

第1 医療救護活動

1 初動医療体制の整備

災害時に傷病者に対する医療救護が迅速に実施できるよう、道、医師会その他関係機関に協力を求め、必要な体制の整備を促進する。

- 医療救護体制及び医療救護班の編成計画を促進する。
- 後方医療体制の整備、通信系統の拡充に努める。

2 医薬品・医療用資機材の確保

医療活動に必要な医薬品及び医療資機材等の確保について、保健所、病院、医師会に協力を求める。

3 後方医療体制の整備

救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷者については医療機関による医療が必要となるので、収容医療機関を指定する。

第2 救命救助体制の整備

消防本部は、災害時に輻輳するおそれのある救命救助要請に対応するために、傷病者の程度に応じて優先順位を決定するようにマニュアルを作成する等、救命救助体制の整備を図る。

1 救急医療情報通信体制の整備

消防本部は、病院等の相互の情報通信機能を活用し、空きベット数などの医療情報を常時、把握できるように体制を整備する。

2 市民の救護能力の向上

消防本部は、市民の自主救護能力を向上させるための教育指導を推進する。

3 災害時要援護者に対する救命救助体制の整備

保健福祉部は、災害時要援護者の安全確保を検討し、避難計画の検討・必要な施設の整備とともに、自主防災組織等の協力により地域ぐるみの救命救助体制の充実を図る。

4 消防団の救命救助活動能力の向上

消防本部は、消防団に対して、救命救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

第3 緊急輸送の環境整備

1 緊急輸送路の整備

災害時の緊急輸送に備え、陸上・航空・海上のそれぞれの緊急輸送路を整備する。

対 策	内 容
陸上輸送の 環境整備	市の緊急輸送道路として、道の指定する緊急輸送路線と、市役所や避難所等の施設とを結ぶ道路をあらかじめ指定する。
航空輸送の 環境整備	災害時の自衛隊や道のヘリコプター離発着場として、臨時ヘリポートを指定する。また、設置予定地として指定する施設は、施設管理者の協力を得て必要な整備に努める。
海上輸送の 環境整備	災害時によって陸上輸送が不可能となった場合に備え、物資の輸送に適した港の埠頭をあらかじめ把握する。

2 緊急輸送のための措置

災害発生時に緊急輸送車両として使用する車両について、警察署を経由して道公安委員会に事前届出の申請を行い「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けるようにする。

第4 給水活動体制の整備

災害の中でも特に震災時における飲料水・生活用水・医療用水は極めて重要なものであり、優先して確保するよう給水体制を整備する。

1 給水基準

最小限必要な分量として、飲料水が1人1日3ℓ、生活用水が1人1日17ℓの合計20ℓを7日分（応急期3日、復旧期4日と想定した日数）確保するものとし、給水人口は約17万人を対象として考える。

また、医療用水については必要に応じて給水するため、基準は設けないものとする。

【飲料水】	1人1日 3ℓ、給水人口が17万人として $3\ell \times 17\text{万人} \times 7\text{日分} = 3,570\text{m}^3$
【飲料水+生活用水】	1人1日20ℓ、給水人口が17万人として $20\ell \times 17\text{万人} \times 7\text{日分} = 23,800\text{m}^3$

※資料編 給水資機材及び備蓄状況一覧表

2 飲料用耐震性貯水槽の整備

平成17年2月、日の出公園内に40m³の飲料用耐震性貯水槽を整備しているが、今後も公園整備に併せて同様の貯水槽の整備を図る。

3 各家庭での飲料水の確保

水道管の損壊によって給水が途絶した場合に備え、各家庭において次のように生活に必要な飲料水、生活用水を備蓄しておくよう広報に努める。

- 家庭数にあわせて、最低1人1日3ℓの飲料水を、3～5日分18ℓポリタンクの容器に備えておく。
- 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

4 協力体制の整備

企業が所有する井戸等を消防水利として利用できるよう協力体制を確立する。

また、指定水道工事店、事業所等と協力体制を確立し、災害時の給水に対応する。

第5 食糧・必需品等の備蓄

災害時に必要な食糧、生活必需品、応急活動用資機材等の確保のために、備蓄体制を整備する。

1 備蓄品の整備

(1) 備蓄品の現況

市の備蓄品の現況は、次のとおりである。

※資料編 災害備蓄品の現況一覧表

(2) 整備目標

備蓄食糧として、苫小牧市防災アセスメントの被害予測結果に基づき、り災世帯数4,233世帯、り災者9,410人を基礎として、1日分（3食）にあたる29,000食の備蓄を検討する。

	1日	2日	3日以降
食糧、物資の供給の考え方	家庭内備蓄	協定先、業者等からの調達	全国からの救援
	市による備蓄		

その他次の資機材等の備蓄を推進していく。

○ 飲料水	○ 生活必需品	○ 燃料類
○ 救出用工具等	○ 簡易組立トイレ	○ 暖房器具
○ 交通規制用資機材	○ 公共土木用施設等の復旧用資材	

2 流通備蓄の確保

災害時に全ての物資を備蓄品で供給するのは不可能である。そこで、大手スーパーなどと災害時の応援協定を締結し、流通在庫の供給等、流通備蓄を確保する。

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 備蓄倉庫の現況

市内の防災用備蓄倉庫は、日の出公園内にある備蓄倉庫（112㎡）の外、公共施設等を利用している。

(2) 整備目標

公共施設等を対象に備蓄倉庫の設置に努め、食糧・生活必需品・救助活動用資機材等を備蓄する。

第6 協定締結の促進

1 物資等協定締結の促進

災害時の食糧、医薬品等資機材等の調達について、関係団体との協力業務の内容や協力方法等を取り決めた協定の締結促進に努める。

2 災害時応援協定の締結促進

各種事業所や団体等と、災害時の労務・技術・車両・資機材の提供・協力について、連絡体制や活動体制等を協議し、協定の締結等に努める。

第7 災害時要援護者対策

身体障害者、知的障害者、病弱者、高齢者、乳幼児、日本語を解さない外国人、地理に不案内な市外からの来訪者等を「災害時要援護者」という。

災害時要援護者の安全を確保するため、次のような基本施策を実施する。

- 福祉サービス提供体制の確立
- 災害時要援護者を支援する人材の確保と育成
- 施設運用方法の確立と相談・支援体制の充実
- 高齢者の人材活用と生きがい対策

1 社会福祉施設等における対策

施設の管理者は、入所者の安全を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織との連携について検討する。

- 市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災訓練を実施する。
- 平常時から地域住民との交流に努め、必要な体制づくりを進める。
- 施設や設備の点検や避難に必要な施設・設備について整備・充実に努める。

2 在宅災害時要援護者への対策

在宅災害時要援護者の安全確保対策として、自主防災組織等の住民組織が中心となった地域ぐるみの支援体制づくりを促進する。

- 独居老人世帯に対し、防災時における緊急通報システムの活用について周知を図る。
- 地域住民に対して、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認、支援等を促す。

3 外国人及び市外からの来訪者への対策

地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全を確保するため、避難場所案内板等についてわかりやすい表記とするよう検討する。

また、広報紙、ガイドブック等を通じて、災害時の行動等を外国語で解説するよう検討する。

第8 住対策

1 応急危険度判定士の養成

建物応急危険度判定士の資格取得を促進する。

2 住宅の供給対策

災害時の応急仮設住宅の建設に備え、建設候補地を想定する。

また、仮設住宅の代わりとなる公営住宅や民間住宅の確保を想定する。

3 応急修理対策

災害時の被災住宅の応急修理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害応急体制
- 第2節 地震・津波情報の収集・伝達
- 第3節 被害情報の収集・伝達・報告
- 第4節 災害広報
- 第5節 応援派遣要請と受け入れ
- 第6節 消防活動
- 第7節 救出・搜索
- 第8節 応急医療
- 第9節 遺体の処理・埋葬
- 第10節 警戒区域の設定・避難活動・
避難所運営
- 第11節 交通対策・緊急輸送
- 第12節 災害時の警備対策
- 第13節 生活救援対策
- 第14節 建物対策
- 第15節 清掃・防疫
- 第16節 災害ボランティアの活用
- 第17節 災害時要援護者への対応
- 第18節 公共機関・施設の応急対策
- 第19節 応急教育活動
- 第20節 農林漁業対策
- 第21節 災害救助法の適用

災害応急対策計画は、災害発生時に、市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、基本方針、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

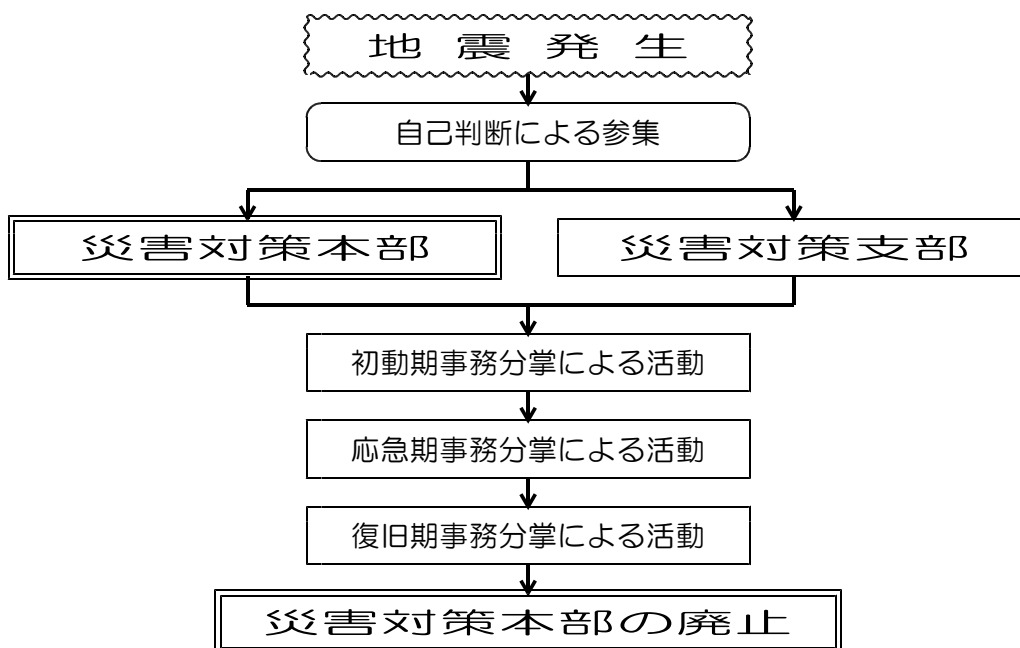
各対策は、大規模な地震災害が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過にしたがって、実施する対策を時系列に示し、それぞれの対策の担当者、連携する機関、対策の概要について記載している。

第1節 災害応急体制

地震が発生した場合、市は市役所に災害対策本部を設置し、職員の動員・配備を行い、必要な応急活動を実施する。また、注意報・警報が発令された場合には、災害警戒本部を設置し、災害への警戒活動を実施する。

この節は、災害対策本部等の設置場所、職員の配備基準、勤務時間外の参集場所、各部署の事務分掌等、災害応急体制に関する措置について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策本部の設置 ●初動期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧期事務分掌
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所、所属先に参集 ●居住地に近い災害対策支部参集 (市役所参集が困難な職員) ●避難所に参集 (災害時地域指定職員) ●災害対策本部の設置 ●初動期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●応急期事務分掌 	<ul style="list-style-type: none"> ●復旧期事務分掌



< 応急対策の事務の流れ >

第1 災害対策本部

市長は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合で、防災の推進を図るときは、法第23条第1項に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、同条2項及び第3項により本部長には市長を、副本部長には副市長及び消防長を、その他本部員には市の職員を充てるものとする。

1 本部の設置基準

市長は、震度5弱以上の地震の発生したとき、若しくは震度5弱未満でも被害の状況によって本部の設置が必要と認められるときに本部を設置する。

2 本部の設置場所

(1) 本部は市役所内に置く。

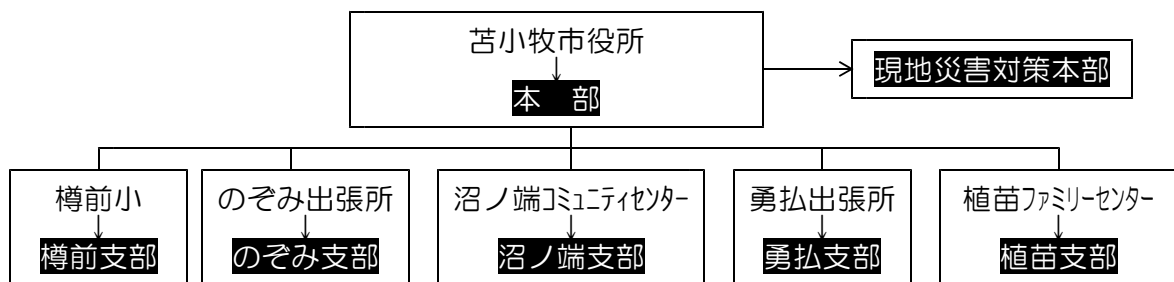
(2) 本部を設置したときは、市役所正面玄関及び本部室前に「苫小牧市〇〇災害対策本部」等の標識を掲示する。

3 災害対策支部

地域の防災拠点として災害対策支部を設置する。災害対策支部は、主に地域の情報収集や連絡拠点として機能させる。また、夜間における震度5弱以上の地震発生時の参集場所とする。

4 現地災害対策本部

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、必要により現地災害対策本部を設置する。なお、現地災害対策本部長は、本部長が指名したものとする。



< 本部・災害対策支部の設置場所 >

- 災害対策支部の役割：地域の情報収集・連絡拠点
夜間・休日の参集場所（市役所への直行困難の場合）
- 現地災害対策本部の役割：災害現場での指揮、関係機関との連絡調整

5 本部の移設

市役所が建物損壊等により本部機能を全うできない場合、本部長（市長）の判断により、消防署等に本部を移設する。

6 防災関係機関連絡室の設置

本部の連携機関として、次の関係機関で構成する連絡室を設置し、災害対策の円滑な実施を図る。

関係機関連絡室

<input type="radio"/> 自衛隊	<input type="radio"/> 警察署	<input type="radio"/> 海上保安署
<input type="radio"/> 室蘭地方気象台	<input type="radio"/> 室蘭開発建設部	<input type="radio"/> 土木現業所
<input type="radio"/> ライフライン機関	<input type="radio"/> 港管理組合	<input type="radio"/> 医師会
<input type="radio"/> その他		

7 本部設置及び廃止の通知

本部設置後、総括部長は、次のとおり周知・通知を行う。廃止の時の通知公表は、設置の時に準ずる。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部班	庁内放送及び無線または有線電話等
防災関係機関	有線電話
地域住民	報道機関を通じて公表
報道機関	有線電話及び口頭または文書等

8 本部・災害対策支部・現地災害対策本部の廃止

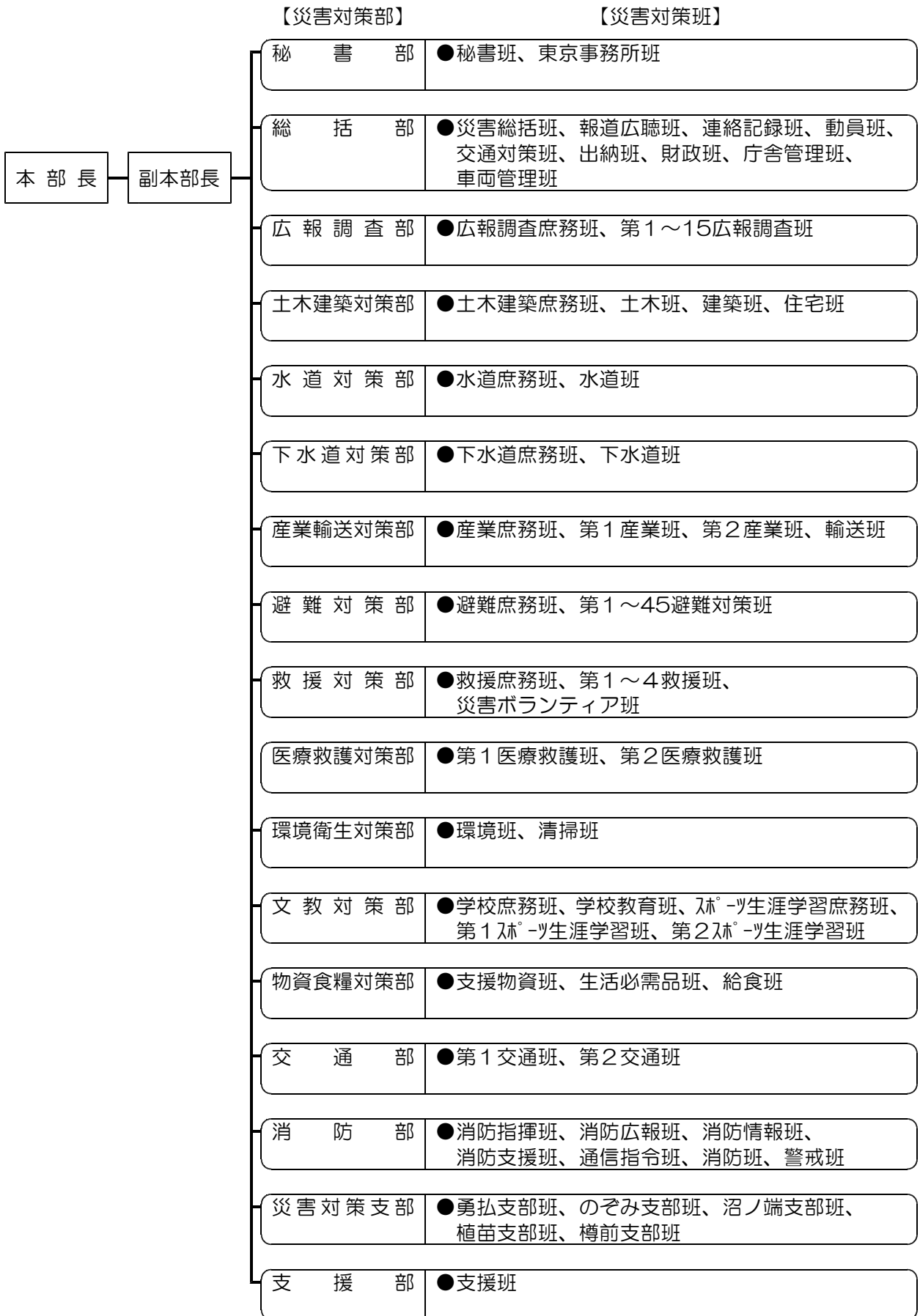
本部等の廃止は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときに行う。

9 本部の組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

<input type="radio"/> 本部長	市長	本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
<input type="radio"/> 副本部長	副市长、消防長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
<input type="radio"/> 災害対策部長	本部員のうちから本部長が指名	本部長の命を受け、部の事務に従事する。
<input type="radio"/> 班長	本部長が指名	災害対策部長の命を受け、班の事務を処理する。
<input type="radio"/> 班に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、事務に従事する。

なお、本部の組織の詳細は、「苫小牧市災害対策本部組織図」を参照のこと。



※●は各部の代表班とする

< 苫小牧市災害対策本部組織図 >

10 権限の委任

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

11 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。

本部会議の役割	○ 災害対策の推進のための基本方針の決定
本部会議の開催時期	○ 本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の構成員	○ 本部長（市長） ○ 副本部長（副市長、消防長） ○ 災害対策部長（市立総合病院副院長・同事務局長、学校教育部長、スポーツ生涯学習部長、港管理組合総務部長を含む）
事務局	○ 総括部災害総括班
協議事項	○ 災害応急対策の決定 ○ 応援の要請 ○ 配備の切替 ○ 本部の廃止

第2 非常警戒本部

1 非常警戒本部の設置

市域に震度4の地震が発生したとき、若しくは津波予報区に津波警報が発令されたとき、市長の判断により非常警戒本部を設置する。

2 本部への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、市長の判断により本部へ移行する。

3 非常警戒本部の廃止

予想された災害の危険が解消したと認められる場合、非常警戒本部を廃止する。

4 非常警戒本部の組織

非常警戒本部の組織及び役割は、第1の9「本部の組織」に準じ、必要なものを指名して対策にあてる。

5 権限の委任

非常警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1順位 副市長

6 活動内容

非常警戒本部が設置された場合、主な活動内容は次のとおりとする。

- 地震、津波等の情報収集及び連絡
- 道及び関係機関への被害状況の伝達
- 住民等への津波情報の伝達
- 海岸部における津波の警戒

第3 参集・配備

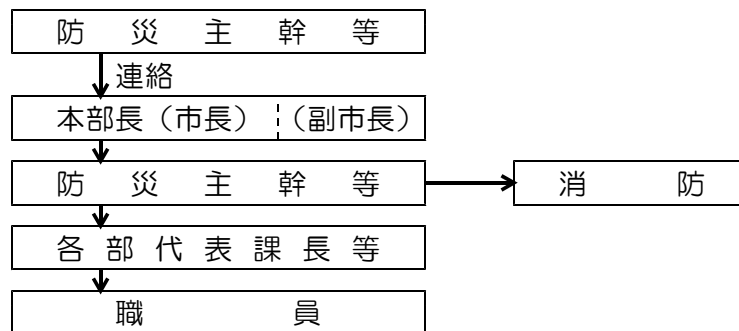
1 配備基準

参集配備は、原則的に次の配備基準に基づいた自動配備とする。

体制	配備	配備基準	活動内容	配備人員
本部設置前	情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度3の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に「津波注意」の津波注意報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・津波情報の伝達 ・津波の警戒 	防災主幹、消防本部（署）その他必要な部
	非常警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度4の地震が発生したとき ○津波予報区の北海道太平洋沿岸西部に津波警報が発令されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の伝達 ・津波情報の伝達 ・海岸部の警戒 	総括部、消防部、広報調査部、その他必要な部
本部設置後	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○地震・津波により局地的に軽微な物的被害が発生したとき ○地震による土砂崩れなどに警戒を要するとき ○避難所開設を必要とする事態になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・災害の警戒 ・応急復旧 	各班必要な人員
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市域に震度5強以上の地震が発生したとき ○地震・津波により人的被害が発生したとき ○地震により市内各所で被害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡 ・被害状況の把握 ・救出 ・応急医療救護 ・被災者救援 ・応急復旧 	全職員

2 動員指示

各班必要な職員を動員する場合は、次の系統に従って行う。



< 各部への動員指示の系統 >

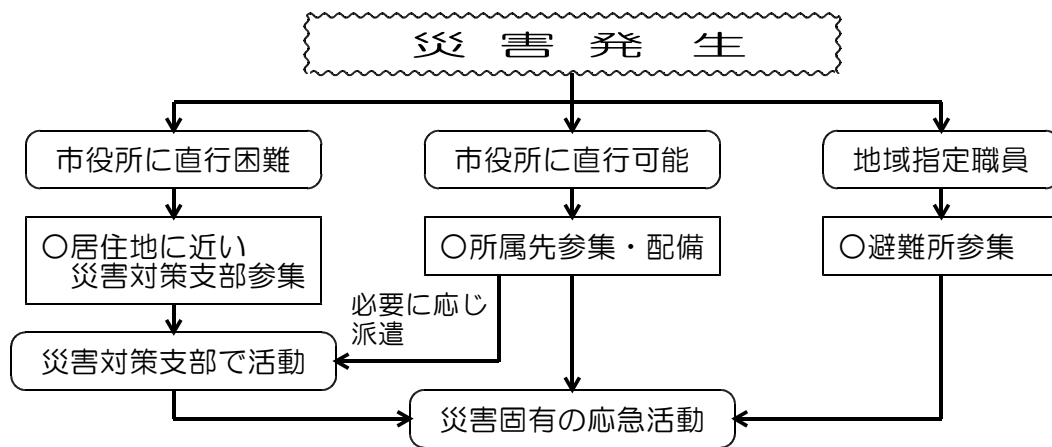
3 参集場所

(1) 勤務時間内の参集場所

所属場所を参集場所とする。

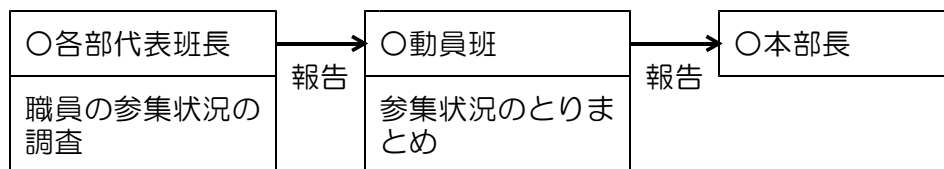
(2) 夜間・休日の参集場所

夜間・休日に災害が発生した場合の参集場所は、原則的に所属先とするが、市役所に直行が困難な場合は、居住地に近い災害対策支部に参集する。



< 夜間・休日の参集のながれ >

4 参集の報告

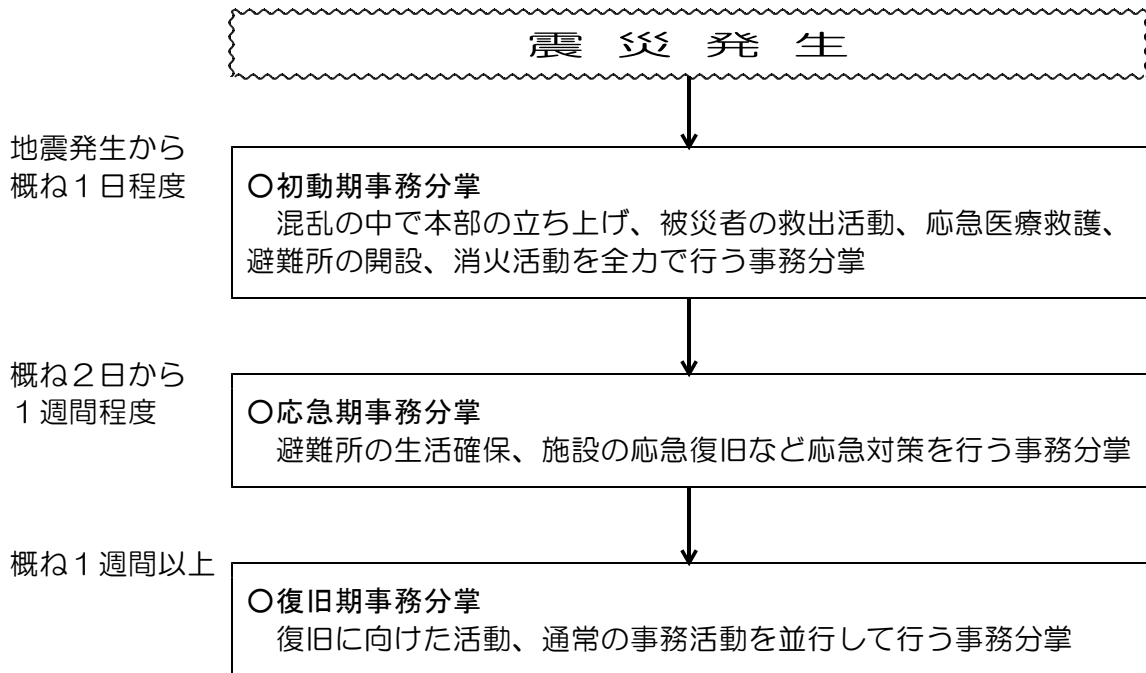


※資料編 参集の報告の様式

第4 事務分掌

本部の事務分掌は、災害の推移に応じて、次の3段階に区分する。

なお、主な事務分掌は、資料編「苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌」のとおりであるが、被害状況に応じて柔軟な対応をとる。



※資料編 苫小牧市災害対策本部の部及び班の事務分掌

第2節 地震・津波情報の収集・伝達

地震が発生した場合あるいは津波警報等が発令された場合、市は市民や関係機関に対し、避難指示や震度、規模、被害の情報等を伝達することが必要である。

この節は、地震、津波等の情報の種類及び伝達先、伝達方法等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
地震・津波情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●地震及び津波に関する情報 ●津波予報の種類 ●津波予報等の伝達系統及び方法 (総括部災害総括班、総括部連絡記録班、消防部通信指令班) 		

第1 地震及び津波に関する情報

1 地震に関する情報

地震に関する情報は、次のとおりである。

震源に関する情報	震源要素及び地震の規模を内容とする。
震源・震度に関する情報	震源要素及び地震の規模、地域震度並びに市町村震度を内容とする。
各地の震度に関する情報	震源要素及び地震の規模並びに観測点ごとの震度を内容とする。
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数を内容とする。

2 津波に関する情報

津波に関する情報は、次のとおりである。

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の高さを内容とする。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに地点ごとの満潮時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻を内容とする。
津波観測に関する情報	津波の第一波を観測した時刻及びその高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻を内容とする。

第2 津波予報の種類

津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

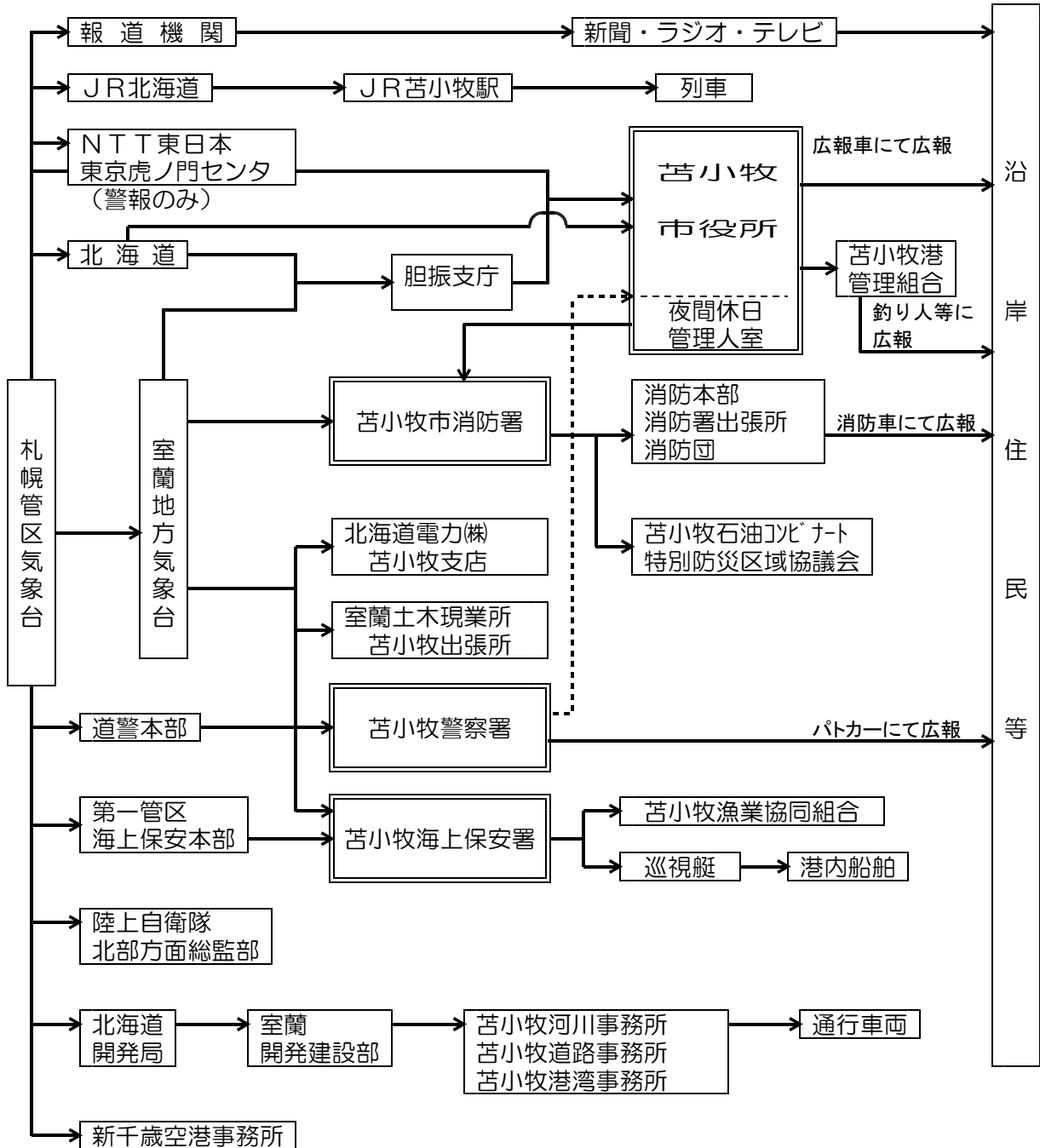
予報の種類	解 説		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高い所で3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」「4m」 「6m」「8m」 「10m以上」
	津波	高い所で2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」「2m」
津波注意報	津波注意	高い所で0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」

※ 災害の発生するおそれがない微弱な津波（20cm未満）は注意報の対象とせず情報の中で「若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません」と付加文をつけて発表します。

第3 津波予報等の伝達系統及び方法

津波予報等は、札幌管区气象台から、次の系統で伝達される

津波注意報、警報の伝達系統



□ の機関は密接に連絡をとり、警戒体制に入るものとする。

※平成17年6月から、本市に大津波警報が発令されたばあい、NHKでは自動的に避難勧告のテロップが出るよう運用しています。

※市は、室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所から、潮位情報の提供を受ける。

---▶ は、情報提供協力機関

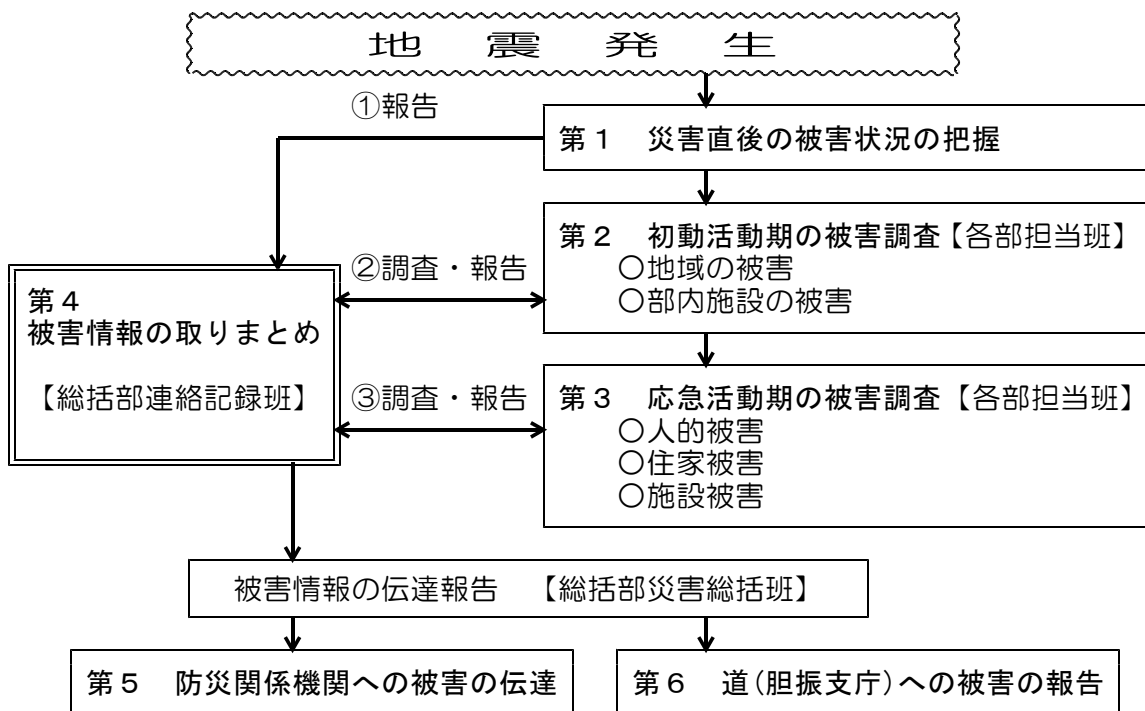
※資料編 苫小牧地区防災無線利用協議会構成機関一覧表

第3節 被害情報の収集・伝達・報告

地震発生直後から、効果的な応急対策を実施するためには、正確かつ迅速な被害情報を把握することが必要である。

この節は、被害情報の収集、道への災害報告について定めたものである。

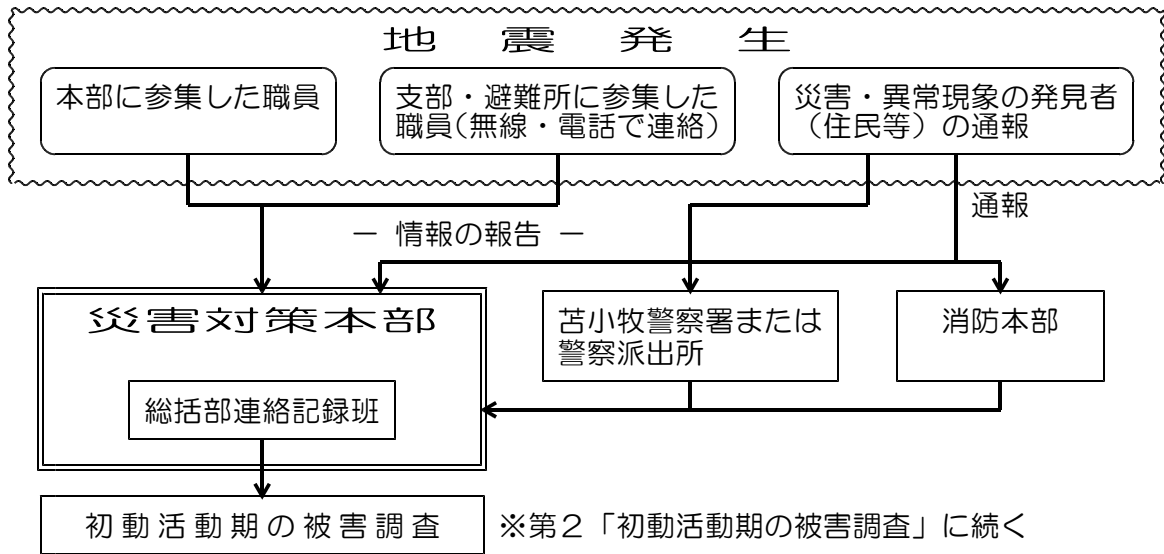
項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
被害の調査	●災害直後の被害状況の把握 (総括部連絡記録班)		
	●初動活動期の被害調査 (総括部連絡記録班、 広報調査部各班、各部担当班)		
	●被害情報の取りまとめ (総括部連絡記録班)	⇒ ●応急活動期の被害調査 (各部担当班)	⇒ ⇒
被害の伝達・報告	●防災関係機関への被害の伝達 (総括部災害総括班・連絡記録班、 消防部消防情報班)	⇒	⇒
	●道(胆振支庁)への被害の報告 (総括部災害総括班)	⇒	⇒



< 被害の収集・伝達・報告の流れ >

第1 災害直後の被害状況の把握

災害が発生し、または発生するおそれのある異常な現象を発見した場合、以下の系統で被害の状況を把握する。



< 災害直後の連絡系統 >

第2 初動活動期の被害調査

1 調査の流れ

初動活動期の被害調査は、広報調査部第1～15広報調査班を派遣するほか、職員の見聞情報を収集する。

調査担当班	調査の方法		報告先
広報調査部各班	担当区域に派遣		総括部連絡記録班
各部担当班	勤務時間内	初動期の活動中に見聞きしてきた内容	
	勤務時間外	職員が参集する際に見聞きしてきた内容	

2 調査の内容

初動活動期の被害状況の調査内容は、次のとおりとする。

- | | |
|------|------------------|
| 第1順位 | 人、住家被害 |
| 第2順位 | 公立施設被害 |
| 第3順位 | 農業、土木、商工、林業、水産被害 |

3 調査の分担

広報調査部広報調査庶務班は、15に分割した市内の区域に広報調査部第1～15広報調査班を割り当てる。また、各部班は所管する施設等について調査する。

※資料編 広報調査部各班の広報及び調査の区域

4 調査の報告

初動活動期の調査事項は、急を要する場合は、口頭または電話で総括部連絡記録班へ報告する。その後、文書（報告の様式）により速やかに報告する。

※資料編 市の情報収集用様式

第3 応急活動期の被害調査

1 調査の流れ

応急活動期の被害調査は、各部門を所管する班が実施する。

調査担当班	調査の方法	報告先
各部担当班	各班の詳細な被害状況の調査	総括部連絡記録班

2 各班の調査内容

応急活動期は各部担当班が、下記の事項について詳細な被害状況の調査を行う。

部名	班名	調査事項
総括部	庁舎管理班	庁舎の被害状況、所管の施設等の被害状況
広報調査部	広報調査庶務班	被害状況調査の総括、所管の施設等の被害状況
	第1～15広報調査班	家屋等の被害状況
土木建築対策部	土木班	道路、橋梁、河川、海岸、指定地、林業等の被害状況
	建築班	所管の施設等及び建物の被害状況（応急危険度判定）
	住宅班	公営住宅等の被害状況
水道対策部	水道班	上水道施設等の被害状況
下水道対策部	下水道班	下水道施設等の被害状況
産業輸送対策部	産業庶務班	商業及び観光施設等の被害状況
	第1産業班	工業施設等の被害状況
	第2産業班	農業水産施設等の被害状況
避難対策部	第1～45避難対策班	所管の施設等及び避難所の被害状況
救援対策部	救援庶務班	社会福祉施設等の被害状況

部 名	班 名	調 査 事 項
救援対策部	第2・3救援班	所管の施設等の被害状況
	第4救援班	所管の施設等及び各医療機関の被害状況
	災害ボランティア班	所管の施設等の被害状況
医療救護対策部	第1医療救護班	市立病院の被害状況
環境衛生対策部	環境班	所管の施設等の被害状況 河川・大気汚染等の状況
	清掃班	清掃処理施設等の被害状況
文教対策部	学校庶務班 学校教育班 スポーツ生涯学習庶務班 第1スポーツ生涯学習班 第2スポーツ生涯学習班	所管の施設等の被害状況
物資食糧対策部	給食班、支援物資班	所管の施設等の被害状況
交通部	第1交通班	所管の施設等の被害状況
消防部	消防情報班	災害原因及び被害状況
災害対策支部	各班	所管の施設等の被害状況

3 調査の基準

調査の基準は、「被害状況の判定基準」によるものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

4 調査の報告

応急活動期の調査結果は、総括部連絡記録班に報告する。

第4 被害情報の取りまとめ

総括部連絡記録班は、各部班が調査した情報を次の留意点について取りまとめ、被害状況として報告する。

活 動 期	留 意 点	報 告 先
初動活動期	○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握	総括部災害総括班、 消防部消防情報班 に報告
応急活動期	○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項ごとの詳細な内容の整理	

第5 防災関係機関への被害の伝達

1 防災関係機関への伝達

総括部災害総括班、消防部消防情報班、総括部連絡記録班は、被害報告を受けた後、ただちに防災関係機関へ通報する。

通報先

- 胆振支庁地域振興部地域政策課
- 苫小牧警察署
- 室蘭地方气象台、その他の防災関係機関

2 災害情報の連絡責任者及び関係機関

災害情報の連絡責任者及び関係機関の所在地及び連絡方法は次のとおりである。

※資料編 防災関係機関の情報連絡先一覧表

第6 道（胆振支庁）への被害の報告

1 道（胆振支庁）に対する報告

総括部災害総括班は、災害情報及び被害状況を道（胆振支庁）に報告する。

2 報告の種類

道（胆振支庁）への報告の様式には、「災害情報」及び「被害状況報告（速報 中間 最終）」の2種類がある。

報告の内容及び方法

報告の種類	内 容	報告の方法	報 告 先
災 害 情 報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話または無線等	胆振支庁 地域振興部 地域政策課
被害状況報告 （速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
被害状況報告 （中間報告）	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化 → その都度報告		
被害状況報告 （最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書	

※資料編 道（支庁）への報告様式（災害情報、被害状況報告）

3 被害状況の判定基準

被害状況の判定基準は、「被害状況の判定基準」に基づくものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

4 道（胆振支庁）への報告ができない場合

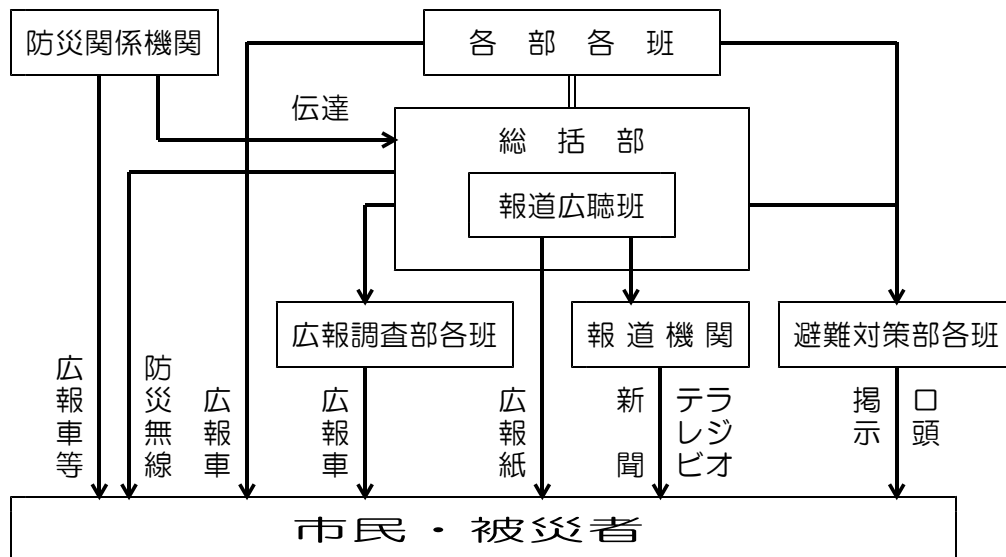
道（胆振支庁）への報告ができない場合、市は、直接国（総務+省消防庁）に報告する。

第4節 災害広報

地震発生後には、市民に対して被害の状況、ライフラインの被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、正確な情報を提供する必要がある。

この節は、市民へ広報すべき情報の種類、広報の手段、記者会見への対応等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
市の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●避難広報 (広報調査部各班、消防部消防広報班) ●報道機関への広報の要請 (総括部報道広聴班) ●報道機関への対応 (総括部報道広聴班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所・住民・事業所への広報 (避難対策部避難庶務班、広報調査部各班、総括部報道広聴班、各部各班) 	⇒
他機関の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●防災関係機関の広報 (警察署、北海道電力、NTT、苫小牧ガス、交通機関その他) 	⇒	⇒



< 市民・被災者への広報の流れ >

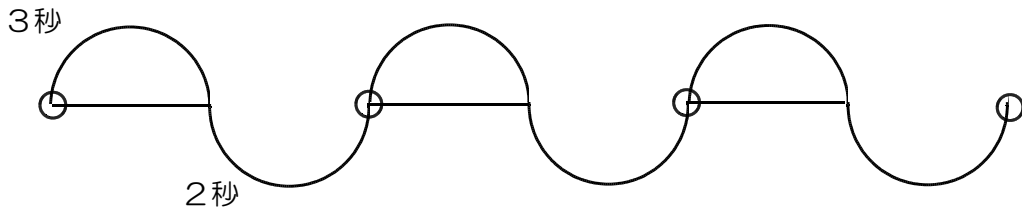
第1 避難広報

1 広報車等での広報

地震が発生し、または津波のおそれがある場合、広報調査部各班は広報車、消防部は消防車等により住民への避難広報を実施する。

2 サイレンでの広報

消防部は、必要に応じてサイレンを近火信号に準じて吹鳴し避難広報する。



3 テレビ・ラジオでの広報

大津波警報が発令された場合、NHK放送局は、「苫小牧市の沿岸部に避難勧告」の情報を放送する。（平成17年6月6日運用開始）

第2 避難所・住民・事業所への広報

応急活動期には、避難所及び住民に対して状況に応じた手段で広報を行う。

担当	手段	内容	備考
各部各班	広報車	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急活動の状況、復旧の見通し ○ 給水、食糧供給の情報 ○ その他 	必要に応じて実施
避難対策部 避難庶務班	避難所掲 示板・口 頭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所生活の注意事項 ○ 住民サービスの情報等 ○ バスの運行 	避難所入口に掲示
総括部報道 広聴班	広報紙の 作成配布	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の状況 ○ 復旧の状況 ○ 仮設住宅の入居等について ○ り災証明等、住民サービスの情報等 	必要に応じて作成し、避難所、本部、支部で配布

第3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、災害が発生した場合、以下の広報内容及び手段で、応急活動の状況及び復旧の見通しについて広報活動を行う。

機 関	広 報 内 容 及 び 手 段
警 察 署	避難、交通規制、二次災害発生防止を広報車で広報
北海道電力	被害や復旧の状況をテレビ、ラジオ、広報車で広報
N T T	通信の途絶、利用の制限を広報車で広報
苫小牧ガス	ガスの供給状況や使用時の注意、避難時の注意を広報車で広報
交通機関 そ の 他	被害状況、復旧情報、運行状況をテレビ、ラジオ、情報板、 広報車で広報

第4 報道機関への広報の要請

1 広報の要請、依頼

総括部報道広聴班は、応急対策に必要な広報を報道機関へ要請する。

2 広報内容の受け付け

総括部報道広聴班は、各部から報道機関へ依頼すべき広報内容を受け付ける。

第5 報道機関への対応

総括部報道広聴班は、必要に応じて記者会見を行い情報の提供を行う。記者会見場は市役所内とし、会見に必要な準備を行う。

発 表 者	記者会見場	内 容
総括部報道広聴班長	市役所内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の種別、発生場所、日時、状況 ・災害応急対策の状況

第5節 応援派遣要請と受け入れ

大規模な災害が発生し、市だけでは対応しきれない場合、自衛隊、道、他市町村、各種団体等の応援活動が必要である。

この節は、応援要請先、応援要請の方法、応援の受け入れ等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛隊派遣要請 (総括部災害総括班) ●自治体への要請 (総括部災害総括班) ●応援協定先への要請 (総括部災害総括班) ●民間企業等への協力要請 (産業輸送対策部各班等) 	⇒	
応援の受け入れ		●自衛隊、応援隊の受け入れ (総括部災害総括班)	⇒

第1 自衛隊派遣要請

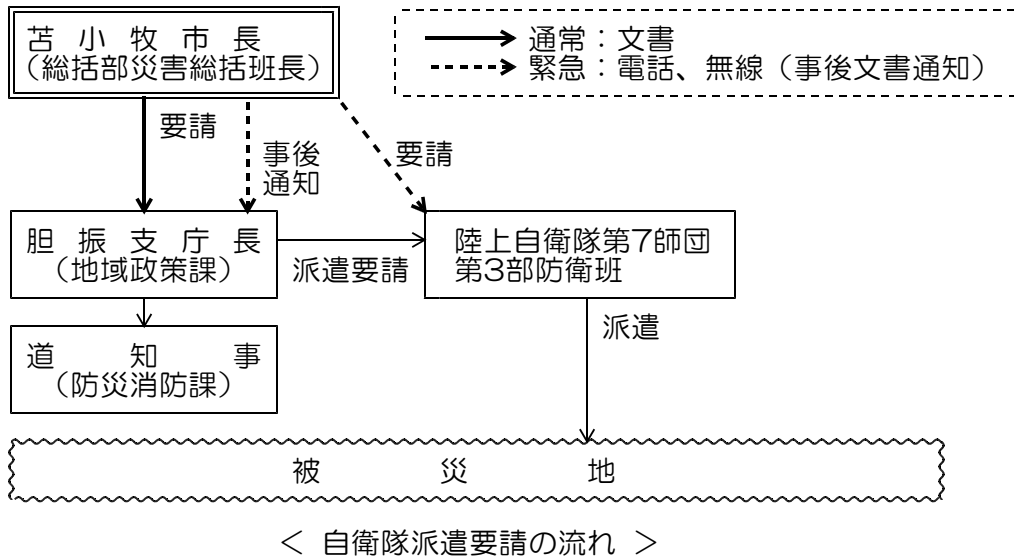
災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生した場合には、市長は道知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

1 派遣要請の方法

総括部災害総括班は、文書にて要請内容を明確にして要請を行う。ただし、緊急を要する場合は電話、無線で直接要請し、後日文書を送付する。

要 請 先	胆振支庁長 (地域政策課)	電話 0143-22-9131 内線2191 防災行政無線 63-6-750-2191
	緊急の場合は、陸上 自衛隊第7師団第3 部防衛班にも要請	電話 0123-23-5131 内線2275
要請伝達方法	文書各1部(緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付)	
要 請 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 派遣を要請する事由 ③ 派遣を希望する期間 ④ 派遣を希望する区域及び活動内容 ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 	

※資料編 自衛隊派遣・撤収要請の様式



2 派遣活動

自衛隊の災害派遣時における支援活動は、次のとおりである。

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被害状況の把握 | <input type="checkbox"/> 避難の援助 | <input type="checkbox"/> 遭難者の搜索活動 |
| <input type="checkbox"/> 水防活動 | <input type="checkbox"/> 消防活動 | <input type="checkbox"/> 道路又は水路の啓開 |
| <input type="checkbox"/> 応急医療、救護及び防疫 | <input type="checkbox"/> 人員及び物資の緊急輸送 | |
| <input type="checkbox"/> 炊飯及び給水 | <input type="checkbox"/> 物資の無償貸付又は譲与 | |
| <input type="checkbox"/> 危険物の保安及び除去 | <input type="checkbox"/> その他 | |

3 経費の負担区分

次の費用は、市が負担する。

- | |
|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 資材費及び機器借上料 |
| <input type="checkbox"/> 電話料及びその施設費 |
| <input type="checkbox"/> 電気料 |
| <input type="checkbox"/> 水道料 |
| <input type="checkbox"/> 汲取料 |

その他必要経費については、自衛隊と協議して決定する。

派遣部隊は、関係機関または民間からの宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 自治体への要請

1 道（胆振支庁）への要請

総括部災害総括班は、道知事に対し、応援の要請または職員派遣の要請を行う。

ただし、緊急の場合は自衛隊派遣要請と同様、電話、無線で直接要請し後日文書を送付する。

要 請 先	胆振支庁長（地域政策課）電話 0143-22-9131 内線2191 防災行政無線 63-6-750-2191	
要請伝達方法	文書各1部（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援を必要とする理由 ③ 応援を希望する物資等の品名、数量 ④ 応援を必要とする場所・活動内容 ⑤ その他必要な事項	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・斡旋	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条

2 消防防災ヘリコプターの要請

総括部災害総括班は、ヘリコプターによる負傷者等の搬送、物資の輸送等が必要なときは、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、道に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

要 請 先	本庁総務部防災消防課防災航空室 電 話 011-782-3233 FAX 011-782-3234
要請伝達方法	電話、無線（速やかに消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票をFAXで提出）
要 請 事 項	① 災害の種類 ② 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況 ③ 災害現場の気象状況 ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法 ⑤ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制 ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量 ⑦ その他必要な事項

3 道内市町村への要請

道内の市町村への要請は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道知事または市町村の長に対して応援の要請を行う。

4 道内消防組織への要請

道内の市、町及び消防の一部事務組合への要請は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、市町の長に対して応援の要請を行う。

第3 応援協定先への要請

1 応援協定先への要請

総括部災害総括班は、応援協定に基づき次の自治体及び事業所等に応援要請を行う。

自治体及び事業所等	協 定（締結年月日）
千歳市、恵庭市	災害時広域相互応援に関する協定（H8.5.29）
白老町、安平町、厚真町、むかわ町	災害時広域相互応援に関する協定（H8.4.1）
八王子市、日光市	姉妹都市災害時相互応援に関する協定（H8.4.16）
苫小牧市内郵便局	災害時の医療救護活動に関する協定（H10.9.30）
苫小牧市医師会	災害時の協力に関する協定（H元.9.30）
（社）建設協会、 苫小牧管工事業協同組合、 苫小牧重機土木協同組合、 苫小牧電気工事協同組合	災害時における防災活動等の協力に関する協定 （H8.8.30）
（社）室蘭地区トラック協会	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定（H15.2.17）
全国霊柩自動車協会	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定 （H15.8.26）
（株）イトーヨーカ堂苫小牧店 長崎屋（株）苫小牧店 生活協同組合道央市民生協	災害時における応急生活物資の供給に関する協定 （H16.4.6）
ナラサキリース（株） （株）アクティオ （株）レンタルのニッケン （株）カナモト 北海産業（株） （株）共成レンテム	災害時における応急対策資機材の供給に関する協定 （H17.6.30）
（株）千葉海産 コープフーズ（株）	災害時における食糧の供給の協力に関する協定 （H17.6.30）
北海道エルピーガス協会胆振 支部苫小牧分会 苫小牧石油業協同組合	災害時における燃料の供給の協力に関する協定 （H17.6.30）
イオン（株）北日本カンパニー 北海道事業所	災害時における応急生活物資の供給及び駐車場の提供 に関する協定 （H18.8.31）
北海道薬剤会苫小牧支部	災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定（H18.8.31）

※資料編 協定締結機関の情報連絡先一覧表

2 要請内容

協定先市町に要請できる内容は、次のとおりである。

○ 食糧、飲料水、生活必需品の供給	○ 救援救護に必要な車両
○ 医薬品等の物資、資機材	○ 児童生徒の受け入れ
○ 救援、応急活動に必要な職員の派遣	○ 被災者への住宅の提供
○ その他	

第4 民間企業等への協力要請

産業輸送対策部各班等は、次のとおり民間企業等へ協力要請を行う。

要 請 先	内 容
卸売業者、スーパー、デパート、仕出し組合等	食糧、生活必需品
企業	食糧、飲料水、資材置場
農業水産団体	野菜類、穀類、魚貝類などの生鮮品
その他	車両、防災資機材、医薬品、仮設住宅、応急復旧資機材等

第5 自衛隊、応援隊の受け入れ

1 自衛隊の受け入れ

自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり部隊の受け入れ体制を準備する。

連 絡 窓 口	総括部災害総括班及び支援部を担当者とする。派遣自衛隊からは、連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作 業 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。 ○ 作業に関係のある管理者の了解をとる。 ○ ヘリポートの開設
受け入れ場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿舎、屋内施設 ○ 資材置場、炊事ができる広場 ○ 事務のできる部屋、駐車場

2 応援隊の受け入れ

応援隊の派遣が確定したときは、関係する各部各班は、次のとおり応援隊の受け入れ体制を準備する。

連 絡 窓 口	関係する各部各班から連絡担当者を、応援隊から連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
作 業 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てる。 ○ 必要な資機材を確保する。
受け入れ場所	○ 宿舎、屋内施設

3 撤収要請

本部長は、支庁長・道知事と派遣部隊長との協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

第6節 消防活動

地震発生時には、同時多発的に火災が発生し、断水のため消火栓が機能しない中で迅速な消火活動が必要である。この節は、地震火災に対する消防活動の原則、通電火災等へのパトロール、火災原因調査等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
消火活動	●消火活動 (消防部各班)	●火災のパトロール (消防部消防班、消防部警戒班) ●火災原因の調査 (消防部各班)	⇒

第1 消火活動

1 基本方針

地震発生時の同時多発火災に対応するため、基本事項を次のように定める。

- 市民、自主防災組織及び事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
- 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
- 消防部各班は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。

2 消防部各班の活動

情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災の状況 ○ 消防活動の状況及び通行可能な道路 ○ 消防水利等の状況
消防活動時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風向き、建物分布等を考慮した効率的な消火活動の実施 ○ 延焼火災が少ない地区の集中消火による安全地区の確保 ○ 延焼火災の多い地区は住民避難のため、避難路の確保 ○ 危険物のある地区の立入禁止措置 ○ 病院、避難地、幹線道路、防災拠点等施設を優先的に消火 ○ 火災現場近くの下敷者の優先救出

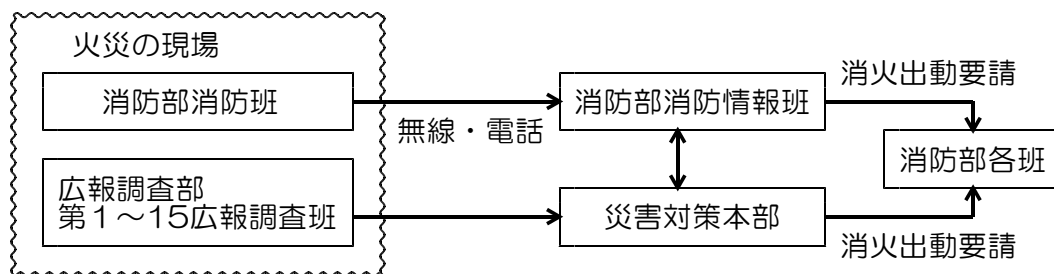
3 市民、自主防災組織及び事業所の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、火災防止のため次の活動を行う。

火気の遮断	○ ガス栓、プロパンガスのバルブ等の閉止
初期消火活動	○ 火災が発生したときは、消火器、くみおき水、可搬ポンプ等を活用して消火活動の実施する。
初期救出活動	○ 近隣に軽微な下敷者を発見した場合は、防災機関に連絡するとともに、近所の人と協力して救出に努める。

4 連絡の流れ

被災地で火災を発見した場合、次の連絡系統で消防隊の出動要請をする。



< 出動要請までの流れ >

第2 火災のパトロール

消防部消防班、消防部警戒班は、自主防災組織等と協力して市内の火災のパトロールを行う。

- ガス復旧時の火災の警戒
- 停電復旧時の通電火災の警戒
- 消火後の再燃警戒
- 放火等の防止

第3 火災原因の調査

消防部各班は、発生した火災について、火災の原因、被害調査のため現場検証を行う。

第7節 救出・搜索

地震発生時には、倒壊家屋の下敷き、ガラス・看板等の落下による負傷等、多数の要救出者が発生し、迅速な救出活動が必要となる。この節は、救出活動や行方不明者の搜索等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
救出・搜索活動	<ul style="list-style-type: none"> ●救出要員の編成 (消防部消防班、消防部警戒班) ●救出资機材の確保 (消防部消防班、消防部警戒班) ●救出・搜索活動の実施 (消防部消防班、消防部警戒班) 	<p style="text-align: center;">⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行方不明者リストの作成 (救援対策部第1救援班) 	⇒
傷病者の搬送	<ul style="list-style-type: none"> ●救護所への傷病者の搬送 (消防部消防班、消防部警戒班) 	⇒	

第1 救出要員の編成

救出要員は、原則として3人一組で編成する。また、付近の住民に呼びかけ、協力を求める。

災害直後の編成	消防部消防班、消防部警戒班	3人一組
応援部隊到着後	消防部消防班 消防部警戒班	

から1人 + 応援隊2人

第2 救出资機材の確保

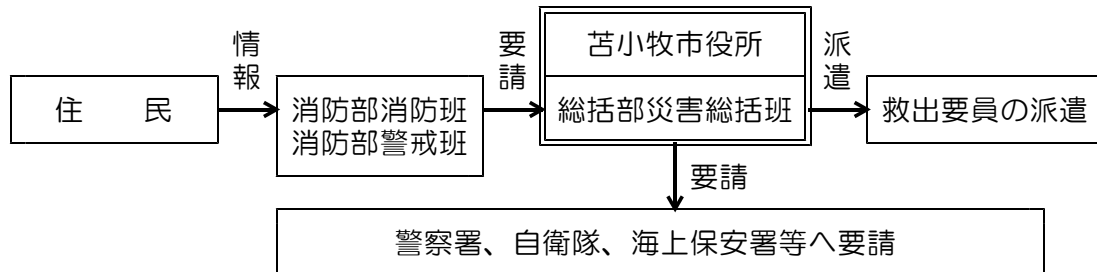
救出资機材は、次のように確保する。

- 初動期における救出资機材は、原則として関係機関が保有するものを活用する。
- 救出资機材等に不足が生じた場合は、道や民間業者から調達する。

第3 救出・搜索活動の実施

1 応援隊の要請

市単独では対応しきれない場合は、警察、自衛隊、海上保安署等に救出要員の派遣を要請する。



< 応援隊要請までのながれ >

2 救出・搜索の実施

救出・搜索は、行方不明者リスト（第1救援班が作成）に基づき、消防部消防班、消防部警戒班が警察署、自衛隊、海上保安署等に協力を要請し、救出・搜索を実施する。

- 搜索活動中に遺体を発見した時は、本部及び警察署に連絡する。
- 発見した遺体は、発見日時、場所、発見者等を記載したメモを添え、身元を確認する。
- 搜索の実施期間は災害発生の日から原則として10日以内とする。

第4 行方不明者リストの作成

1 搜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、救援対策部第1救援班が次のとおり行う。

- ① 救援対策部第1救援班は、市役所に「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- ② 届出を受けた時は、行方不明者の
 - 住所 ○氏名 ○年齢 ○性別 ○身長 ○体重 ○着衣その他の特徴
 について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。
- ③ 「届出」については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、要行方不明者リストを作成する。
- ④ 行方不明者リストについては、警察署長宛に1部送付する。

※資料編 行方不明者の搜索受付の様式

第5 救護所への傷病者の搬送

1 消防部消防班・警戒班

消防部消防班・警戒班は、次のとおり救護所へ傷病者の搬送を行う。

- 救護所への傷病者の搬送は、救命処置を要する者を優先とする。
- 搬送は、消防部消防班・警戒班、医療関係等の車両のほか、必要に応じ自衛隊等のヘリコプターにより行う。

2 警察署

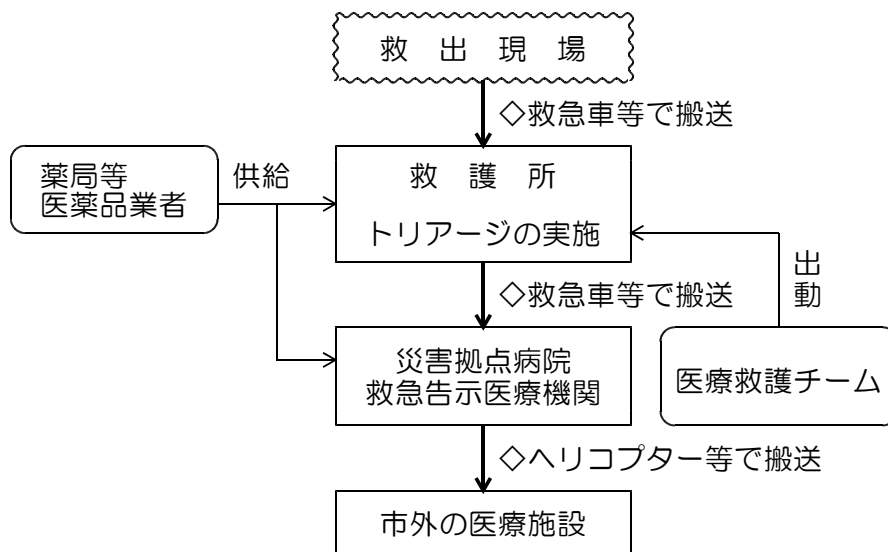
警察署は、次のとおり救出及び緊急搬送を行う。

原則	対応措置
救出及び緊急搬送	<ul style="list-style-type: none">○ 救出救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所を重点に行う。○ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護所に引き継ぐか、車両等を使用して医療機関に搬送する。

第8節 応急医療

地震発生時には、混乱のなかで医療体制を確立し、多数の負傷者に対する医療救護活動が必要である。また、避難生活が長期化した場合は、避難者の健康管理、精神ケアなどが必要となる。この節は、災害直後の救護所の設置、医療救護チームの編成、医薬品・資機材の確保等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急救護	<ul style="list-style-type: none"> ●医療救護チームの編成 (医療救護対策部各班) ●医薬品・資機材の調達 (医療救護対策部各班) ●救護所の設置 (医療救護対策部各班) ●救護所の活動 (医療救護対策部各班) ●後方医療体制の確立 (医療救護対策部各班) ●後方医療施設への搬送 (消防部各班) 	⇒	⇒
避難所での医療			<ul style="list-style-type: none"> ●心のケア対策 (医療救護対策部各班) ●保健師による保健指導・栄養指導



< 応急医療のシステム >

第1 医療救護チームの編成

1 医療救護チーム

医療救護対策部は、医師、看護師その他補助員をもって医療救護チームを編成する。

2 要請及び出動

医療救護対策部は、必要により次のように医療救護チームの出動を要請する。

状 況	要 請 ・ 出 動
災害により多数の傷病者が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会に、医療救護チームの出動を要請する。 ○ 災害の状況に応じ知事に対して必要な措置を要請する。
医療関係者が自ら必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する。 ○ 直ちに本部長に通報する。

道により編成される医療救護チーム	編 成
<ul style="list-style-type: none"> ○日赤救護班 ○他医師会救護班 ○道立病院救護班 ○国立医療機関救護班 ○その他公的医療機関救護班 	医師、看護師、その他補助職員

第2 医薬品・資機材の調達

1 医薬品、医療用資機材の調達方法

医薬品、医療用資機材等の確保は、原則として次のとおり行う。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護対策部各班は、市内の薬局等医薬品販売業者から調達する。 ○ 薬品の入手が困難の場合は、道を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。 ○ 飲料水、洗浄のための給水は、水道対策部水道庶務班に要請する。 ○ 電気、電話等通信手段は、総括部災害総括班を通じて北海道電力、NTTに要請する。 ○ 市の要請で出動した医療救護チームが使用する医薬品等は、市が調達したもので対応する。 ○ 医薬品等が不足する場合は、自己が携行したものを使用する。この場合、費用は市が実費弁償する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液が必要な場合は、日赤道支部（道赤十字血液センター）に供給を依頼する。また、必要に応じて市民へ献血の呼びかけを行う。

第3 救護所の設置

救護所は学校、公民館等の公共施設に設置する。なお、必要に応じて災害現場に近い民家、バス等を救護所とする。医療救護対策部各班は、病院と協力して救護所の環境を整える。

第4 救護所の活動

医療救護の活動及び内容は、原則として医療救護チームが救護所で以下のとおり実施する。また、災害の状況によっては、被災地等で医療救護活動を実施するとともに、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

- 負傷者の傷害等の程度の判別 注) トリアージタグ
- 中等傷者以上に対する応急措置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 死亡の確認
- 助産

注) トリアージタグ：傷病者の重症度と緊急度を判定して、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモのこと。また、クラッシュ症候群（手足等の圧迫から起こる全身障害）は一見して重傷にみえないので注意が必要。

※資料編 応急医療救護に関する様式

第5 後方医療体制の確立

医療救護対策部各班は、医師会に所属する一般病院等の被災状況と収容可能ベット数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する収容医療機関を確保する。

なお、市外への転送が必要な場合は、道または近隣市町へ要請する。

※資料編 救急告示医療機関一覧表

第6 後方医療施設への搬送

救護所で治療できない重傷者は、次のとおり後方医療施設へ搬送する。

1 後方医療施設への搬送

重傷病者の搬送体制	○ 救護所から後方医療施設への搬送については、消防部消防班、消防部警戒班が道その他関係機関の協力を得て行う。
搬送の方法	○ 各救護所から消防部消防班、消防部警戒班に配車・搬送を要請する。 ○ 警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て担架で搬送する。

2 市外医療施設への搬送

医療救護対策部各班は、重傷者を市外医療施設へ搬送する場合は、総括部災害総括班に自衛隊・道への要請を依頼する。

第 7 心のケア対策

大規模な災害の発生後は、災害に関わった人たちの心的外傷への対策を行う。

対象者例	○ 精神科治療中の患者、治療歴のある患者 ○ 復旧活動の従事者、ボランティア（抑うつ状態、燃え尽き症候群） ○ 被災者の子供、避難所生活者、カウンセラー等専門家自身等
対策の方法	○ 病院等に精神科救護所を設置し、カウンセリング等を実施 ○ 災害相談所で心のケアについて対応 ○ 心的外傷に関する広報活動の実施 ○ 専門ボランティアの受け入れ

第9節 遺体の処理・埋葬

大規模な地震が発生した場合、多数の犠牲者への対応が必要となる。この節は、遺体の検視・処理、納棺資機材の確保、遺体の安置、遺体の埋葬等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
遺体の処理	●納棺用品等資機材の確保 (救援対策部第1 救援班)	⇒	
	●遺体の検案、処理 (救援対策部第1 救援班)	⇒	⇒
	●遺体の安置 (救援対策部第1 救援班)	⇒	⇒
遺体の埋葬		●埋 葬 (救援対策部第1 救援班)	⇒

第1 納棺用品等資機材の確保

遺体を納めるための「棺」や保存のためのドライアイスは、市内葬儀業者から確保する。また、捜索、収容、火葬に必要な人員並びに処理のための施設の確保を行う。

第2 遺体の検案、処理

遺体を発見したときは、すみやかに警察に届け出、警察の検視（見分）及び医師による遺体の検案を受けた後、次のとおり処理する。

- 警察が検視した遺体を検案場所へ搬送する。
- 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は遺体を引き渡す。
- 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- 検案を終えた遺体は、関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ、苫小牧市所有の車両及び災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定に基づき搬送する。

第3 遺体の安置

検案を終えた遺体について、警察等の協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、以下のとおり、収容・安置するものとする。

- 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、広場、避難所等へ仮設安置所を設置する。
- 遺体の検案書を引継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- 遺族その他より遺体引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入の上引き渡す。
- 遺体の埋火葬許可証の発行を求める。

第4 埋 葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、または遺族がない場合は、応急的な遺体の埋葬を実施する。

- 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- 遺体が多数のため、霊葬場で処理できない時は、近隣市町の霊葬場に協力を依頼する。
- 火葬した遺骨は一時寺院に安置し、埋葬台帳を作成する。
- 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- 火・埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

※資料編 災害救助法様式（様式19及び20）

第10節 警戒区域の設定・避難活動・避難所運営

地震発生時には、津波、延焼火災等から逃れるため、迅速な避難活動が必要である。また、避難所では、避難者の把握、物資等の供給、衛生条件の確保、災害時要援護者への対応等の対策が必要である。この節は、避難区域・警戒区域の設定、避難誘導、避難所の開設・運営等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
避難活動	<ul style="list-style-type: none"> ●警戒区域の設定 (警察署、消防部各班、 総括部災害総括班、 土木建築対策部土木建築 庶務班・土木班) ●避難勧告指示・誘導 (警察署、避難対策部各班、 土木建築対策部土木建築 庶務班・土木班、 広報調査部各班、 消防部各班) 		
避難所の開設 ・廃止	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の開設 (避難対策部各班、 文教対策部学校庶務班) 		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の統 合・廃止 (避難対策部 避難庶務班)
避難所の運営		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の運営 (避難対策部各班) ●飲料水、生活用水の供給 (避難対策部各班、 水道対策部水道班) ●食料、生活必需品の供給 (避難対策部各班、 物資食糧対策部各班) ●避難者への配慮 (避難対策部各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

第1 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命を守るために特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、住民の退去を命ずる。

発令者	設定の要件	根拠法令
本部長 (市長)	○ 災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官 又は 海上保安官	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	災害対策基本法 第63条
消防職員	○ 災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条に おいて準用する 同法第28条

なお、警戒区域を設定する場合は、次の要領で行う。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 時機を失することのないよう、迅速に実施する。 ○ 設定範囲は災害現象の規模や拡大方向を考慮して的確に決定し、不必要な範囲まで設定しないよう留意する。 ○ 対象区域内の住民に設置理由を周知する。(解除時も同様) ○ 区域は、道路、河川、町名等で設定する。

第2 避難勧告指示・誘導

1 避難の勧告指示

津波や延焼火災等により緊急避難の必要を認めた場合、次の者は、避難の勧告・指示を発令する。本部長は、避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告する。

発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法則
本部長 (市長)	○ 市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、勧告又は指示を行う。	災害対策基本法 第60条
警察官 又は 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長から要請があったとき ○ 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき ○ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき 	災害対策基本法 第61条 災害対策基本法 第61条 警察官職務執行 法第4条

発令者	勧告・指示を行う要件	根拠法則
自衛官	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域内の居住者に対し立ち退くべきことを指示する。 ○ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法第25条 水防法第22条
消防職員	○ 消防長または消防署長が、火災の拡大またはガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法第23条の2

注)「勧告」と「指示」の相違は、被害の危険の切迫する度合に対応しており、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強いものと一般に受けとめられることを期待して発表されるものである。

なお、避難勧告等を行う場合は、次の事項を目安とする。

- 地震災害の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき
- 津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等のおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- 崖崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき
- その他の災害により市長（本部長）が必要と認めるとき。

2 避難の勧告・指示の報告

本部長は、避難の勧告・指示をしたときは、速やかにその旨を知事(支庁長)に報告する。

3 危険地域の避難誘導

危険地域の避難誘導は、次のように行う。

- 避難対策部各班は、避難の勧告・指示の発令後、あらかじめ指定する避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣する。
- 派遣された職員は、警察官、消防署員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域から安全な地域への避難誘導に努める。
- 学校、幼稚園、保育所、事業所等多数の人が集まる施設における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等が行う。

4 避難者の携帯品

避難時の携帯品は、次のものとし、避難時に呼びかける。

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具
- 津波危険区域は、携帯品は持たないこと

5 避難の誘導方法

避難誘導の方法は、次のように行う。

- 避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障害者その他単独で避難することが困難な人を優先する。
- 状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難する。
- 自動車による避難及び家財の持出し等は危険なので中止させる。

第3 避難所の開設

1 開設の担当

避難対策部各班は、開設する避難所を被害状況に応じて決定し、所管する施設へ連絡する。災害の状況により、緊急に避難所を開設する必要がある時は、施設の管理責任者・勤務職員、地域指定職員が実施する。

勤務時間外（夜間・休日）に避難所を開設する場合は、避難所近隣に居住する地域指定職員が開設する。

※資料編 避難所一覧表

※資料編 避難場所一覧表

2 開設の手順

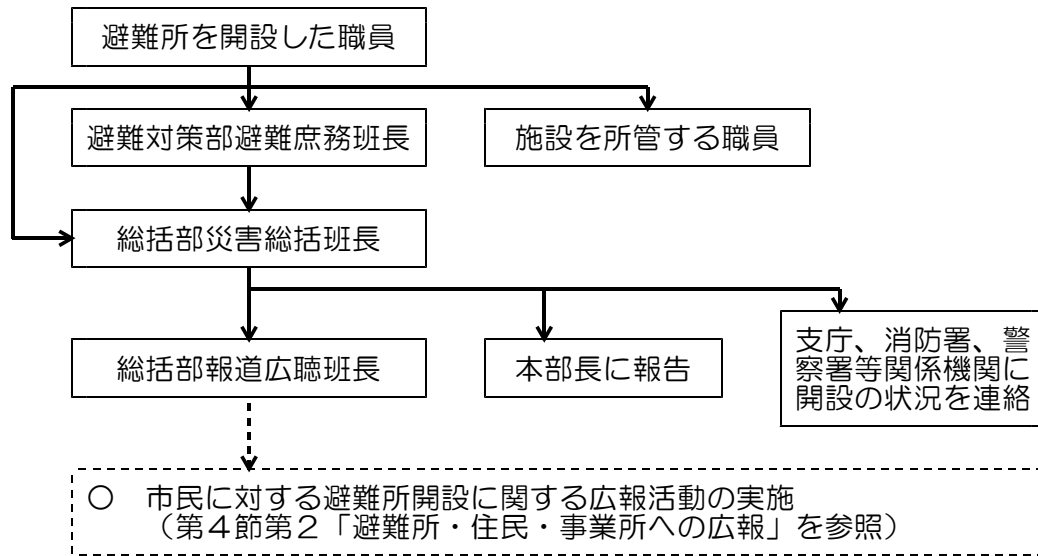
- ① 電話、無線等により避難所開設の旨を施設の管理者（学校長等）に要請する。また、夜間・休日は地域指定職員が行う。
- ② すでに避難者がある時は、とりあえず広いスペースに誘導する。
- ③ 災害時要援護者専用スペースを確保し、案内する。
- ④ 避難者収容スペースの決定・誘導を行う。

3 避難所内事務所の開設

避難所内に事務所を開設し看板等を掲げて、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。なお、事務所には要員を常時配置し、避難者カード、事務用品等を準備する。

4 避難所開設の報告

避難所開設の報告は、次のように行う。



< 避難所開設の報告のながれ >

第4 避難所の運営

1 運営の担当者

避難所の運営は、避難対策部各班が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担当する。原則的に避難者のとりまとめ、運営等は、避難者の代表者と連携をとり、自主運営のかたちで行う。

また、ボランティア、自主防災組織と協力して運営を行う。

2 運営の手順

避難所に派遣された職員は、次の事項を行う。

- ① 避難者カード・名簿の作成
- ② 居住区域の割り振り
- ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
- ④ 運営状況の報告（毎日、その他適宜）
- ⑤ 運営記録の作成
- ⑥ 生活ルールの作成

3 運営上の留意事項

(1) 避難者カード・名簿の作成

避難所の職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、避難対策部

避難庶務班は、その写しを避難対策部各班、総括部災害総括班、救援対策部第1救援班に送付する。

(2) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所の職員は、次のように避難所の状況について報告、記録を作成する。

- 責任者となる職員は、避難所の運営状況について、1日に1回避難対策部避難庶務班へ報告する。
- 傷病人の発生等、特別の事情のある時は必要に応じて報告する。
- 避難所の運営記録として、避難所日誌を記入する。

※資料編 避難所運営のための様式

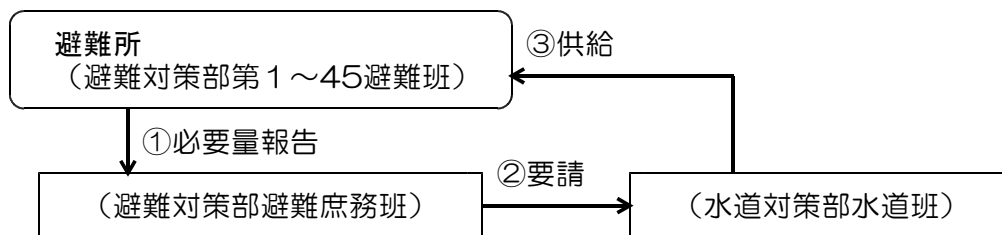
4 居住区域の代表者（班長）の役割

居住区域の代表者の役割は、おおむね次のとおりである。

- 避難対策部避難庶務班からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

第5 飲料水、生活用水の供給

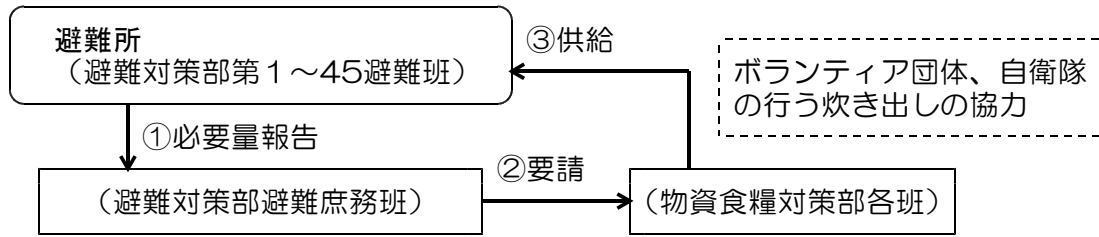
飲料水、生活用水の供給については、第13節第2「飲料水、生活用水の給水」を参照のこと。なお、概要は次のとおりである。



< 飲料水、生活用水の供給の流れ >

第6 食糧、生活必需品の供給

食糧、生活必需品の供給については、第13節第7「食糧の供給」、第8「炊き出しの実施」第11「生活必需品の確保」を参照のこと。なお、概要は次のとおりである。



< 食糧、生活必需品の供給の流れ >

第7 避難者への配慮

1 避難長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次の対策を実施する。

対 策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ たたみ、布団、暖房、洗濯機等の調達 ○ 報道機関等の取材、立入の制限 ○ 防犯に努める他、被災者の精神安定に配慮 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃、ごみ）
災害時要援護者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアによる健康診断や相談業務、介護等の協力 ○ 避難スペースの優先的割当て、福祉仮設住宅への入居

2 被災者の移送、受け入れ

本部長は、被災者の移送、受け入れに関して次のとおり行う。

移送・受け入れ	状 況	対 処
被災者の他地区への移送	被害が甚大なため、市の避難所に被災者を収容しきれない場合	知事に対して、他市町村等への移送を要請する。
他地区からの被災者の受け入れ協力	知事より他地区からの被災者を受け入れるための避難所の開設の指示を受けた場合	道の計画の定めるところにより行う。

第8 避難所の統合・廃止

避難対策部避難庶務班は、災害の復旧状況や避難所の人数等により、避難所の統合及び廃止を行う。本部長は、避難の勧告・指示を解除したときは、速やかにその旨を知事（支庁長）に報告する。

第11節 交通対策・緊急輸送

地震発生時には、負傷者の搬送、生活物資の輸送、応急対策資機材・要員の輸送等、交通対策が応急対策の生命線となる。この節は、交通規制、緊急輸送路の確保、トラック・船舶・ヘリコプター等輸送手段の確保等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ●交通規制 (警察署、総括部交通対策班) ●緊急輸送路の確保 (総括部交通対策班、 土木建築対策部土木班) 	⇒	
輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急的な輸送 (総括部交通対策班、 交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送車両の確認 (総括部車両管理班、 交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) ●緊急輸送 (総括部車両管理班、 交通部各班、 産業輸送対策部輸送班) ●輸送拠点の設置 (総括部災害総括班、 物資食料対策部各班、 産業輸送対策部輸送班) 	⇒

第 1 交通規制

1 各実施機関の交通規制

次の機関は、交通の混乱を防止し緊急輸送路を確保するため、交通検問所を設置するなど交通規制を実施する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会の交通規制	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条 歩行者、車両等の安全確保
	道内に災害が発生し、または発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限
警察署長の交通規制	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	道路交通法第5条または第114条の3 歩行者、車両等の安全確保
警察官の交通規制	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第6条または第75条の3 車両等の通行の禁止、制限 災害対策基本法第76条の3第1項
	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	当該車両の移動、その他必要な措置を命ずることができる
自衛官及び消防吏員の交通規制		災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項 警察官がその場にはいない場合に限り、職務の執行ができる
道路管理者の交通規制	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、または制限、理由、回り道等の道路標識の設置

2 交通規制情報の収集

総括部交通対策班は、警察署に連絡し、交通規制の実施状況、交通の状況等を収集し、産業輸送対策部輸送班等車両を用いる班に伝達する。また、交通規制の実施の報を受けたときは、直ちにその内容を道路情報センターや報道機関の協力を得て周知に務める。

第2 緊急輸送路の確保

1 道路の確保順位

土木建築対策部土木班は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、緊急輸送路を確保する。

- 本部長（市長）の指示に基づき、主要な路線から確保する。
- 主要な路線を確保することが困難な場合は、代替路線を確保する。

2 道路確保作業の内容

- 道路の被害状況の調査
- 緊急輸送路の決定（応急、復旧）
- 道路管理者、警察への復旧・交通規制の要請及び通報

第3 緊急的な輸送

1 緊急輸送の実施

交通部各班、産業輸送対策部輸送班は、災害直後の緊急的な輸送として、次の輸送を実施する。

- 備蓄食糧・備蓄品
- 救助資機材
- 重傷者

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、市有車両で行う。また、重傷者等の緊急または長距離の輸送が必要な場合は、ヘリポートを指定し、道または自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

第4 緊急輸送車両の確認

1 緊急輸送車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者またはその委任を受けた者が使用する車両とする。

2 緊急通行車両の確認

緊急輸送車両であることの確認、標章、証明書の交付は、道知事（胆振支庁長）または警察署長に対し所定の書類を持って要請する。

3 緊急通行車両の使用

総括部車両管理班、交通部各班は、緊急通行車両として使用する場合、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「通行標章」の交付を受ける。

「通行標章」は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付する。証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

4 緊急通行車両の事前届出

総括部車両管理班、交通部各班は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署または交通検問所に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

公安委員会は、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い届出済証を交付する。

※資料編 緊急通行車両確認証明書の様式

第5 緊急輸送

1 輸送の方法

輸送の方法は、次のとおりとする。

(1) 陸上輸送

陸上輸送は、市有車両、市有バスの他、「災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づきトラック協会に応援を要請する。

(2) 鉄道輸送

鉄道輸送は、JR北海道に要請する。

(3) 海上輸送

海上輸送は、フェリー会社、海上保安署等に要請する。また、使用する埠頭は、港管理組合と協議して、利便性の高い岸壁を使用する。

(4) 航空輸送

道の消防防災ヘリコプター、自衛隊のヘリコプターを要請する。

2 輸送の範囲

輸送の範囲は、概ね次のとおりとする。

○ 負傷病者	○ 災害時要援護者等の被災者	○ 避難者	○ 災害対策要員
○ 各資機材	○ 水、食糧、生活必需品	○ 救助物資	○ 遺体
		○ その他	

3 車両、燃料の調達

総括部車両管理班は、車両の借り上げ、燃料の調達について次のとおり行う。

担 当	区 分	内 容
総括部車両管理班	市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
産業輸送対策部 輸送班	車両の借り上げ	○ 市有車両では対応が困難な場合は、輸送業者等から借り上げる。費用については協議する。
総括部車両管理班	燃料の調達	○ 各部班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

※資料編 市有自動車一覧表

4 配車手続等

各部担当班の配車手続の方法、配分は、次のとおりとする。

- 総括部車両管理班は、市有車両を総合的に調整し、各部各班に配分する。
- 産業輸送対策部輸送班は、各部各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て、総合的に調整し、各部各班に配分する。
- 交通部第1交通班は、交通部で所有の車両を総合的に調整し配分する。
- 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

5 交通部各班、産業輸送対策部輸送班による輸送
各部担当班の主な輸送の内容は、次のとおりとする。

交通部各班	○ バス等による避難者の輸送及び傷病者の搬送を行う。
産業輸送対策部輸送班	○ 食糧、生活必需品、各資機材の輸送を車両関係団体の協力を得て行う。

※ 傷病者の搬送については、原則的に消防部消防班、消防部警戒班が行う。(第7節第5参照)

6 輸送対象の優先
輸送対象の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ① 負傷病者、災害時要援護者等の被災者
- ② 被災者の避難のための対策要員の輸送
- ③ 医療救護における対策要員、資機材の輸送
- ④ 被災者救出のための対策要員、資機材の輸送
- ⑤ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送
- ⑥ 飲料水の供給のための物資の輸送
- ⑦ 救助物資の輸送
- ⑧ 遺体の捜索及び処理のための物資の輸送
- ⑨ 埋葬のための物資の輸送
- ⑩ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

第6 輸送拠点の設置

1 集積場所

物資食糧対策部各班、産業輸送対策部輸送班は、調達した物資や他縣市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、配布するため集積場所、輸送拠点として避難所、交通及び連絡に便利な総合体育館をあてる。また、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を補完施設とする。

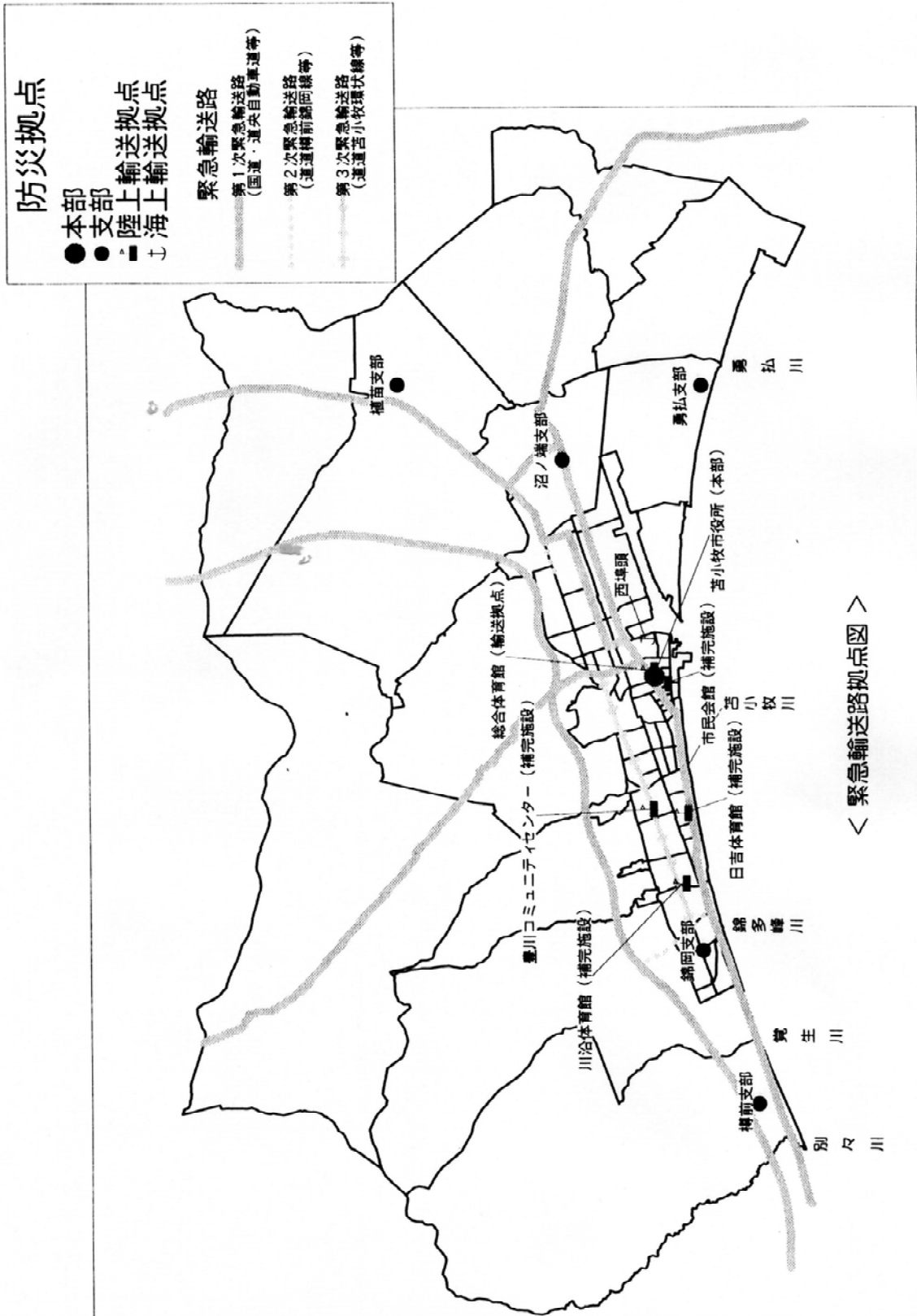
2 ヘリポートの設置

総括部災害総括班は、臨時ヘリポートの開設予定地を決定する。

※資料編 防災救急ヘリコプター離発着場一覧表

3 海上輸送拠点

海上輸送は、苫小牧の港湾の埠頭を拠点とする。



第12節 災害時の警備対策

地震発生時には、犯罪の予防・防止のため、被災地、避難所、海上等の警備を行う必要がある。この節は、警察署、海上保安署における警備、治安維持について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時の警備	●災害警備体制の確立 (警察署)		
	●被災地・避難所の警備 (警察署、 文教対策部第1スポーツ生涯学習班)	⇒	⇒
	●海上における治安維持 (海上保安署)	⇒	⇒

第1 災害警備体制の確立

災害が発生した場合、警察署は関係機関と連携し、警備体制を確立して、災害情報の収集及び市民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序を維持する。

1 災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を必要により関係機関に伝達する。

2 避難の指示等

警戒区域の設定及び避難の勧告指示については、市と連携して行う。なお、詳細については、第10節第1「警戒区域の設定」、第2「避難勧告指示・誘導」を参照のこと。

第2 被災地・避難所の警備

犯罪の予防及び取締り等のため、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを強化し、定期的な巡回を行う。

第3 海上における治安維持

苫小牧海上保安署は、海上における治安を維持するため、次の措置を講ずる。

- 巡視船艇による災害発生地域の所要海域の犯罪の予防、取締り
- 巡視船艇による警戒区域または重要施設周辺海域の警戒
- 治安維持に必要な情報の収集

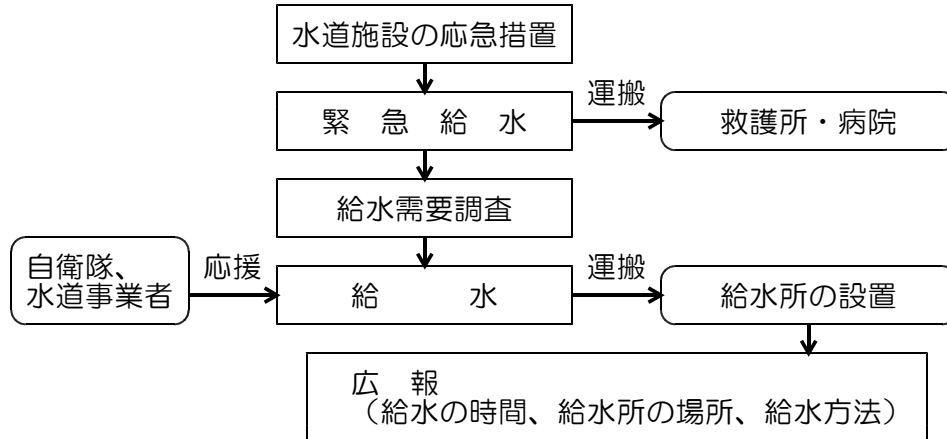
第13節 生活救援対策

地震が発生し、ライフラインや流通機構が機能しなくなった場合、被災者に対して、飲料水、食糧、生活必需品等の供給が必要である。この節は、地震発生直後の備蓄品の供給、需要の把握、物資等の確保、被災者への供給方法等について定めたものである。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
飲料水、生活用水の供給	●緊急給水 (水道対策部各班)	●飲料水、生活用水の給水 (水道対策部水道班)	⇒ ●生活用水の給水の拡大 (水道対策部水道班)
食糧の供給	●備蓄食糧の供給 (総括部災害総括班、 産業輸送対策部輸送班、 物資食糧対策部生活必需品班)	●食糧の需要の把握 (物資食糧対策部生活必需品班) ●食糧の確保 (物資食糧対策部生活必需品班) ●食糧の供給 (産業輸送対策部輸送班、 物資食糧対策部生活必需品班) ●炊き出しの実施 (物資食糧対策部給食班)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
生活必需品の供給	●備蓄品の供給 (総括部災害総括班、 産業輸送対策部輸送班、 物資食糧対策部生活必需品班)	●生活必需品の需要の把握 (物資食糧対策部生活必需品班) ●生活必需品の確保 (物資食糧対策部生活必需品班) ●生活必需品の供給 (産業輸送対策部輸送班、 物資食糧対策部生活必需品班)	⇒ ⇒ ⇒
救援物資の受け入れ		●救援物資の受け入れ (物資食糧対策部支援物資班)	⇒

第1 緊急給水

災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、水道対策部各班は直ちに被害状況を把握し、緊急措置の後、重要施設への緊急給水を実施する。



< 給水の流れ >

1 緊急給水先

緊急給水は、次の施設を優先順位とする。

- ① 救護所 ② 病院 ③ 社会福祉施設 ④ 避難所 ⑤ 断水地域

2 給水方法

水道対策部各班は、水道部所有の資機材、車両を用いて給水を行う。

第2 飲料水、生活用水の給水

1 給水源の確保

- 災害発生後、直ちに水源地、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認した時はバルブ操作により給水源を確保する。
- 共同井戸や、家庭の井戸を利用する。
- 受水槽等を補給給水源として使用する場合は、ろ水機、薬剤投入を施す。
- 復旧に時間を要する地域や、多量の水を必要とする医療機関等の断水に対しては、応急仮配管による緊急給水を行う。

※資料編 取水場一覧表

2 給水の需要調査

水道対策部水道班は、災害が発生し給水機能が停止すると判断される場合は、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の調査を実施する。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ○ 復旧の見込み | ○ 給水機能停止区域、世帯、人口 |
| ○ 給水班編成状況 | ○ 応急給水開始時期 ○ 給水所の設置場所 |

3 応急給水の必要量

災害から2～3日以内は、飲料水、それ以降は飲料水と生活用水を給水する。飲料水とあわせて1人1日約20ℓの供給を実施する。

- | | | | | |
|-------------|---|------|-----|------------|
| ○ 発災直後～2、3日 | ： | 1人1日 | 3ℓ | (飲料水) |
| ○ 2、3日以後 | ： | 1人1日 | 20ℓ | (飲料水+生活用水) |

4 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる車両及び資機材は水道部が所有するものを用いる。不足する場合は、自衛隊、他市町村の水道事業者に応援を要請する。ポリタンク、バケツなどの資機材は、市内小売業者などから調達する。

※資料編 給水資機材及び備蓄状況一覧表

5 給水所の設置

給水は、給水所を設定し、給水車等による拠点給水方式で行う。

給水所の設置は、避難所とするが、必要に応じて被災地等にも給水所を設置する。また、給水所の設置場所には「給水所」の看板等を掲示をする。

6 周知・広報

給水所を設定した時は、水道対策部水道班が給水に関する広報を行い、住民への周知を図る。

- | | | |
|---------|----------|--------|
| ○ 給水の時間 | ○ 給水所の場所 | ○ 給水方法 |
|---------|----------|--------|

7 給水の方法

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、水道対策部水道班及び支援機関が水源地から給水車、トラック等の車両及び給水容器等を使用して行う。

(2) 給水所での給水

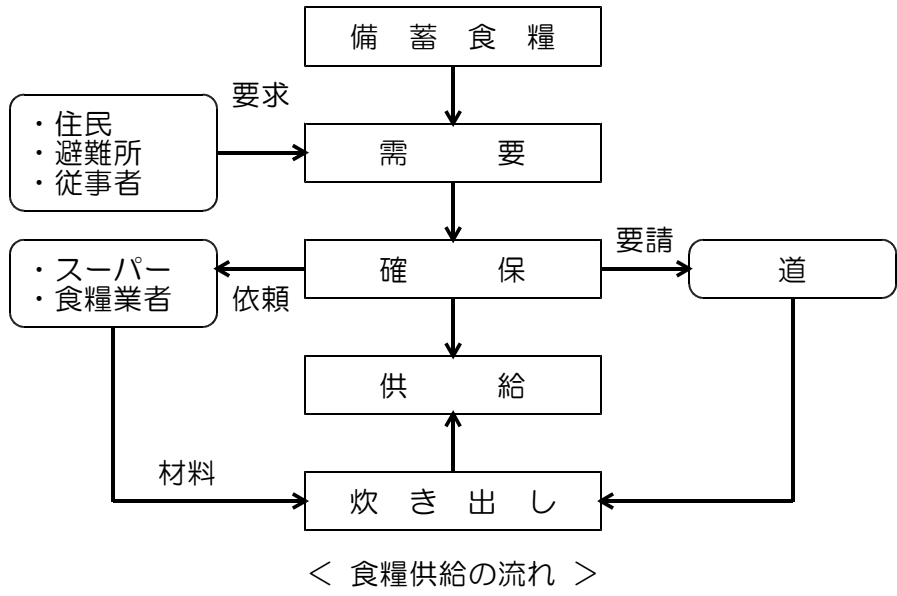
給水所での給水は、避難所に派遣された職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により行う。不足する場合には、水道対策部が用意した給水袋等を使用する。

第3 生活用水の給水の拡大

災害から1週間後を目安に洗濯や風呂等に使用する生活用水として、給水状況に応じて給水の拡大を行う。

第4 備蓄食糧の供給

災害が発生した場合、物資食糧対策部生活必需品班は、総括部災害総括班に備蓄食糧の保管場所を確認して、産業輸送対策部輸送班を通じて備蓄食糧を避難所へ運び、避難者へ供給する。



第5 食糧の需要の把握

物資食糧対策部は、次の方法で食糧の需要を把握する。

把握担当班	供給対象者	供給品	要請先	輸送方法
総括部動員班	下記に属さない従事者 (ボランティア、市職員等)	食糧	物資食糧対策部	産業輸送対策部輸送班
土木建築対策部住宅班	公営住宅、仮設住宅の入居者 及びこれに係る従事者 (ボランティア、市職員等)	物資 備蓄品		食糧物資等業者
避難対策部避難庶務班	避難対策部各班の避難者及び これに係る従事者 (ボランティア、市職員等)	生活必需品 炊き出し品		物資食糧対策部給食班
救援対策部救援庶務班	一般市民、町内会各種団体、 その他及びこれに係る従事者 (ボランティア、市職員等)			

第6 食糧の確保

1 市の食糧確保

物資食糧対策部生活必需品班は、製パン業者、食糧加工業者、スーパーなどの外、「災害時における応急生活物資及び物資の供給の協力に関する協定」に基づき、パン、弁当、副食品、炊き出し用の米穀、野菜等を調達する。

※資料編 食糧確保先一覧表

2 道からの米穀等調達

(1) 知事への要請

災害が発生した場合又はその恐れがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀を確保できないときは、その確保について支庁長を通じ知事に要請する。

(2) 食糧の受領

知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合は、この限りではない。）に基づいて北海道農政事務所地域第9課又は倉庫の責任者から食糧を受領し、被災者等に配給する。

第7 食糧の供給

1 供給対象者

食糧の供給対象者は、原則として次のとおりとする。

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- 住家が被害を受けたため一時縁故先等へ避難する人
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない人
- 災害応急対策活動従事者
- 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

2 食糧供給活動の実施

(1) 食糧の輸送

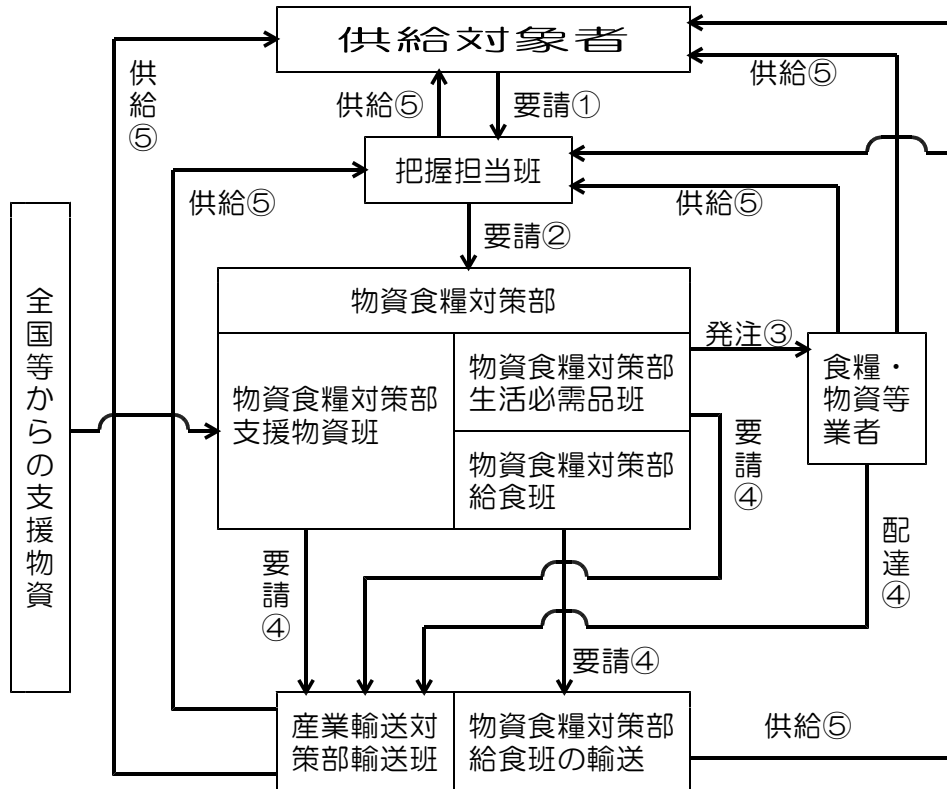
食糧供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は産業輸送対策部輸送班が行う。また、産業輸送対策部輸送班は、市で調達した食糧及び道等から支給を受けた食糧の輸送を総括する。

(2) 食糧の集積場所

食糧の集積場所（保管場所）は、災害の状況によって、避難所、交通及び連絡に便利な公共施設その他の適当な場所とする。

(3) 供給する食糧

供給する食糧は、災害発生第1日目は、備蓄食糧、第2日目以降は、米飯の炊き出しまたは弁当・パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給するとともに、災害時要援護者を優先して食糧を供給する。



< 食糧・物資供給の流れ >

第8 炊き出しの実施

炊き出しは、学校給食センターを使用する。学校給食センターが使用できない場合は、避難所で行う。炊き出しは、自衛隊、日赤奉仕団、自主防災組織、婦人団体などのボランティアに協力を要請する。なお、方法については第7「食糧の供給」を準用する。

第9 備蓄品の供給

備蓄品の供給については、第4「備蓄食糧の供給」を準用する。

第10 生活必需品の需要の把握

生活必需品の需要の把握については、第5「食糧の需要の把握」を準用する。

第11 生活必需品の確保

生活必需品の確保については、第6「食糧の確保」を準用する。

第12 生活必需品の供給

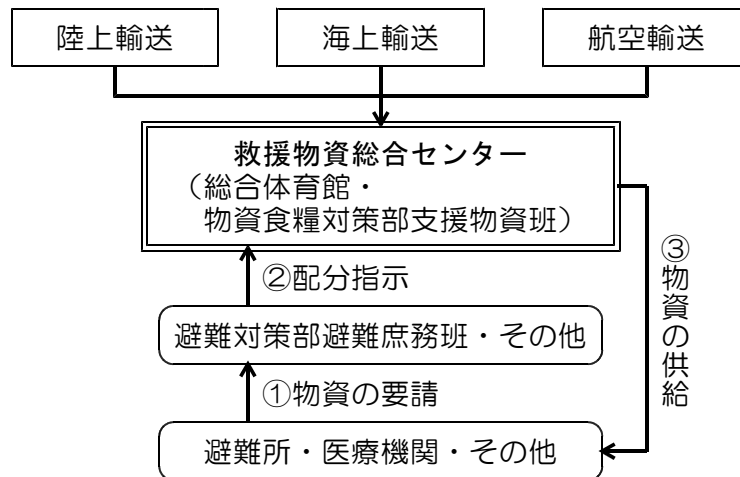
生活必需品の供給については、第7「食糧の供給」を準用する。また、生活必需品の供給内容については、次のとおりとする。

○ 寝 具	………	就寝に必要な最小限度の毛布等
○ 衣 類	………	上着、下着、防寒着等
○ 身回り品	………	タオル、手拭い、運動靴、傘等
○ 炊事用具	………	鍋、釜、包丁、食器類、コンロ、バケツ等
○ 日用品	………	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
○ 光熱材料	………	マッチ、ロウソク、灯油等

※ ただし、救助作業に従事するものを除く。また、供給（貸与）の基準は災害救助法の規程による。

第13 救援物資の受け入れ

物資食糧対策部支援物資班は、救援物資の集中管理を行う「救援物資総合センター」を総合体育館に設置する。また、日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等を補完施設とする。



< 救援物資の情報システム >

第14節 建物対策

地震発生後の余震等による被害防止のため、被災建物の危険度を判定する。また、住家が損壊した被災者へは、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去などの対策が必要である。この節は、建物の応急危険度判定の実施方法、住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設・入居、建物の解体・撤去等について定めたものである。

項 目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
被害建物の応急危険度判定	●被災建物の応急危険度判定士の確保 (土木建築対策部建築班)	●被災建物の応急危険度判定の実施 (土木建築対策部建築班)	⇒ ●建物の解体、撤去 (土木建築対策部建築班)
応急仮設住宅の設置		●応急仮設住宅の需要の把握 (避難対策部避難庶務班) ●応急仮設住宅の用地の確保 (土木建築対策部住宅班)	●応急仮設住宅の建設 (土木建築対策部建築班) ●応急仮設住宅の管理及び入居者の選定 (土木建築対策部住宅班)
被災住宅の修理			●被災住宅の修理 (土木建築対策部建築班)
住宅の確保			●公営・民間住宅の確保 (土木建築対策部住宅班) ●公営・民間住宅の入居者の選定 (土木建築対策部住宅班)

第 1 被災建物の応急危険度判定士の確保

1 判定士の確保

土木建築対策部建築班は、次のとおり建物の危険度判定士の有資格者を確保する。

- 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- 道、他市町村へ派遣を要請する。
- ボランティアの募集のための広報を行う。

2 判定実施本部（窓口）の設置

土木建築対策部建築班は、多数の判定士の受け入れ体制及び作業体制を確立するために、判定実施本部（窓口）を設置するとともに次のことを行う。

- 受け入れ判定士の名簿づくり
- 担当区域の配分
- 判定基準の資料の準備
- 立入禁止などを表示する用紙の準備
- 判定統一のための打ち合わせの実施

第2 被災建物の応急危険度判定の実施

1 判定作業の概要

- 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に従って行う。
- 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼りつける。なお、判定の内容は次のとおりである。

- 危険： 建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- 要注意： 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- 調査済： 建築物の損傷が少ない場合である。

- 判定は目視にて行う。

2 判定後の措置

判定の結果、「危険」とされた建物については、立ち入り禁止を促す。

第3 建物の解体、撤去

土木建築対策部建築班は、応急危険度判定により「危険」と判断された建築物を優先して、住民に解体、撤去の措置を促す。

第4 応急仮設住宅の需要の把握

1 需要の把握

避難対策部避難庶務班は、災害発生後7日以内に応急仮設住宅の入居希望者を把握する。調査方法は、入居の資格基準及び該当者を広報で周知した後、希望者を避難所で受け付ける。なお、被災者が災害時に市内に居住していれば、住民登録の有無は問わない。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ② 居住する住家がない者であること
- ③ 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者であること
 - 生活保護法の被保護者ならびに要保護者
 - 特定の資産のない失業者
 - 特定の資産のない未亡人、母子世帯
 - 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者
 - 特定の資産のない勤労者
 - 特定の資産のない小企業者
 - 上記に準ずる経済的弱者

第5 応急仮設住宅の用地の確保

応急仮設住宅の建設地は以下の条件を考慮し、土木建築対策部住宅班が用地を確保する。

- 浸水、崖くずれ等の危険がないこと
- 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと
- 児童、生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること
- 交通の便がよいこと
- 公有地であること
- 敷地が広大であること

第6 応急仮設住宅の建設

1 建設実施の決定

(1) 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、本部長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

(2) 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は市長が行う。

2 建設の実施

(1) 建設の基準

建設の基準については、災害救助法の規定による。住宅の仕様については、入居希望世帯の構成状況に応じいくつかのタイプに分けて建設する。また、高齢者等の災害弱者のために、福祉仮設住宅の設置を図る。

なお、応急仮設住宅を近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用できる施設の設置を図る。

(2) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、土木建築対策部建築班が所管し、建設業者に協力を要請する。

第7 応急仮設住宅の管理及び入居者の選定

1 入居の資格基準及び該当者

入居の資格基準及び該当者については、第4「応急仮設住宅の需要の把握」を参照する。

2 入居者の選定

入居者の選定は、土木建築対策部住宅班が所管し、入居希望者の条件を十分調査し、本部会議において決定する。なお、災害時要援護者を福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。

3 応急仮設住宅の管理

土木建築対策部住宅班は、応急仮設住宅の管理を行い、応急仮設住宅入居を円滑に進める。

第8 被災住宅の修理

1 応急修理実施の決定

(1) 対象者

応急修理の実施の対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- ① 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある市民
- ② 自らの資力では、住家の修理ができない市民
- ③ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民

(2) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）するものとする。

2 修理対象住宅の選定

修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じ、災害救助法の定める実施戸数の限度内で行う。

3 修理の実施

修理の実施については、災害救助法の規定による。

4 公営住宅の応急修理

公営住宅の応急修理については、土木建築対策部住宅班が調査を行い、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第9 公営・民間住宅の確保

土木建築対策部住宅班は、公営住宅、民間住宅の空き家の確保を行う。

1 公営住宅の確保

公営住宅は、被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯向け住宅の確保に努める。

2 民間住宅の確保

民間の賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅に準ずるものとして確保する。

第10 公営・民間住宅の入居者の選定

公営・民間住宅の入居者の選定については、第7「応急仮設住宅の管理及び入居者の選定」を準用する。

第15節 廃棄物処理・防疫

地震発生時には、ライフライン等の機能低下により、衛生条件が悪化する。特に、上下水道の機能低下によりトイレが使用できなくなるため、仮設トイレの設置が必要である。この節は、食中毒・感染症等の予防、し尿対策、ゴミ等の収集等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
衛生・防疫対策		<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒の予防 (環境衛生対策部環境班) ●被災者等の保健衛生 (環境衛生対策部環境班、 救援対策部第4救援班) 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被災地の防疫活動 (産業輸送対策部第2産業班、 医療救護対策部各班、 環境衛生対策部各班)
し尿対策		<ul style="list-style-type: none"> ●仮設トイレの設置 (土木建築対策部建築班) ●し尿の処理 (環境衛生対策部清掃班) 	<p>⇒</p>
廃棄物対策		<ul style="list-style-type: none"> ●生活ごみの処理 (環境衛生対策部清掃班) 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理の計画・実施 (環境衛生対策部清掃班)

第1 食中毒の予防

食中毒が発生しやすい時期は、住民に広報等で注意を呼びかける。また、保健所と協力し、食料調達業者等に食中毒の防止を指導する。

第2 被災者等の保健衛生

1 衛生活動

(1) 被災者に対する衛生指導

環境衛生対策部環境班は、避難所収容者や地域住民に対し、広報等を通じて台所、トイレ等の衛生管理、消毒、手洗等を指導する。

(2) 検病検査等

医療救護対策部各班は、検病調査及び健康診断を苫小牧地域保健部と協力して行う。

2 保健活動の実施

救援対策部第4救援班及び苫小牧地域保健部は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

- 医師会、苫小牧地域保健部等との連携の下に、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握・栄養指導・精神保健相談等の健康管理を行う。
- 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
- 食中毒等の予防のため、被災者等への食糧衛生知識の普及や避難所等における食糧衛生指導及び検査の徹底を図る。
- 被災者及び災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

第3 被災地の防疫活動

1 防疫チームの編成

環境衛生対策部環境班は、衛生技術者及び作業員で防疫チームを編成する。

2 防疫用薬剤・資機材の確保

環境衛生対策部環境班は、市が保有する薬剤・資機材を使用するが、不足する場合は、道及び薬剤師会等に協力を要請する。

3 消毒等の実施

知事の指示・指導に従い環境衛生対策部環境班は、次のようなときに地域の床下、汚染した溝・井戸、その他不潔な場所等の消毒等を実施する。

- 感染症が発生したとき
- 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき
- 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸のあるとき
- 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき
- 土壌還元によるし尿処理を行うとき
- 鼠、害虫等が大量に発生したとき
- 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき

4 感染症対策

医療救護対策部各班は、1～4類感染症の患者が発生し、または明らかに感染症を呈する者が発見された時は、すみやかに本部に報告する。感染症への対策は次のとおりである。

- 被災地及び避難所における感染症患者、病原体保有者の早期発見
- 1・2類感染症の患者、疑似症患者の感染症指定医療機関への移送、入院勧告、報告
- 手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布
- 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実施
- 広報の依頼
- 入院が必要な感染症患者は、感染症指定医療機関に収容する。

5 水質・大気汚染の監視

環境衛生対策部環境班は、被災地及び避難所周辺の水質・大気汚染について監視し、汚染された場所について住民への周知や消毒等を行っていく。

6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明または被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、環境衛生対策部清掃班が馬、牛、豚等の家畜の死体等の処理を行う。

環境衛生対策部環境班は、野生鳥獣等の収集及び死体処理が必要となったときは、特別班を編制して収集し、処理する。

死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従い適正に処理を行う。

7 飼養動物の取扱

動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

8 放浪犬の処理

放浪犬は捕獲して適当な場所に収容する。また、住民に対し、放浪犬を収容している旨を周知する。

第4 仮設トイレの設置

土木建築対策部建築班は、大規模な災害が発生した時は、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、「災害時における応急対策資機材の供給に関する協定」に基づき、リース会社等から調達するが、市で調達できない場合は道に要請する。

設置場所 : 下水道使用不可能な地域にある避難所
住宅密集地等の公園

第5 し尿の処理

環境衛生対策部清掃班は、収集・処理の体制を確立し、貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集・処理は、避難所の仮設トイレ及び病院等を優先して行う。

第6 生活ごみの処理

環境衛生対策部清掃班は、以下の点に注意しながら、生活ごみをごみ処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却または埋め立ての方法により処理する。

- 住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける。
- 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、早急に収集・搬送・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場を指定する。
- 一時集積場所については定期的に消毒を実施する。

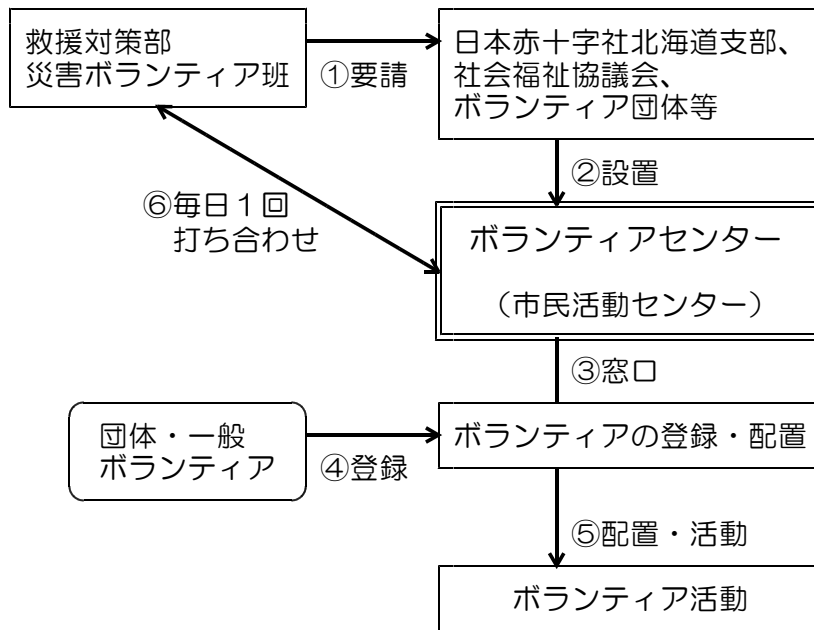
第7 廃棄物処理の計画・実施

環境衛生対策部清掃班は、災害時に道路等に排出された廃棄物（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2第2項に該当する物）を一時集積場に車両で搬送し、集積されたごみは、焼却・破砕処分し最終処分場へ搬出する。

第16節 災害ボランティアの活用

地震発生時には、全国から各種団体、個人ボランティアの申し出であり、これらを効果的に活用することにより、被災者等の負担が軽減されるとともに、早期の復旧につながる。この節は、ボランティアの活動範囲、受け入れ・支援体制等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
ボランティア		● ボランティアのセンターの設置 (救援対策部災害ボランティア班)	⇒
		● ボランティアの活動 (救援対策部災害ボランティア班)	⇒



< ボランティア活動の流れ >

第1 ボランティアセンターの設置

1 ボランティアセンターの設置

救援対策部災害ボランティア班は、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会、ボランティア団体等の協力のもと、市民活動センターにボランティア活動の拠点としてボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

- ボランティアの配置、活動内容の指揮
- 個人ボランティアの登録、配置
- ボランティア活動に必要な資機材の準備

2 ボランティアの活動連絡

救援対策部各班、医療救護対策部第1 医療救護班、物資食糧対策部各班などボランティア活動の支援を必要とする部班は、ボランティアセンターの代表者と、毎日1回、ボランティアの活動内容等について打ち合わせを行う。

3 ボランティアの受け入れ

個人ボランティアの受け入れは、ボランティアセンター内に窓口を設置して行う。

※資料編 苫小牧市赤十字奉仕団組織一覧表

第2 ボランティアの活動

ボランティアの活動は、おおむね次の事項とする。

- 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
- 炊き出し、その他の災害救助活動
- 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- 清掃及び防疫
- 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 被災建築物の応急危険度判定
- 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 災害応急対策の事務の補助

第17節 災害時要援護者への対応

地震発生時には、障害者・高齢者・乳幼児・外国人等の災害時要援護者に対して、災害直後の安全確認、避難所での生活支援等の対策が必要である。この節は、災害時要援護者に対する各種援護対策について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
災害時要援護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者の安全確認 (救援対策部各班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の災害時要援護者の援護 (避難対策部各班、救援対策部各班) ●巡回ケア・広報・相談窓口の設置 (総括部報道広聴班、医療救護対策部各班、救援対策部救援庶務班・災害ボランティア班) ●災害時要援護者への福祉仮設住宅供給及びケア対策 (土木建築対策部各班、救援対策部災害ボランティア班) 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ⇒ ⇒

第1 災害時要援護者の安全確認

1 安全の確認

救援対策部各班は、次のように災害時要援護者の安全を確認する。

- 自主防災組織、町内会その他福祉関係団体等と協力し、災害時要援護者にあたる人の安全の確認
- それぞれの災害時要援護者を避難所、救護所、保育所等へ誘導

第2 避難所の災害時要援護者の援護

1 介助支援者リストの作成

避難対策部各班は、担当している避難所の災害時要援護者を把握し、次の内容のリストを作成し、救援対策部各班に送付して、必要な措置を要請する。

- 必要となる介護・介助要員の種別・規模
- 車椅子・つえ等介助用具の要否、手話通訳要員の要否、点字広報紙の要否等

2 応急ケアサービス

災害時要援護者への応急的なケアとして、次のサービスを実施する。

- 健康診断や各種相談業務
- ボランティア等による介護
- 避難スペースの優先的割当て
- 聴覚障害者向け掲示板等の設置
- 段差の解消、簡易ベッド確保、専用トイレの整備

3 災害時要援護者専用避難所・病院

災害時要援護者の収容施設として、次の施設を確保する。

- 老人保健施設・障害者福祉施設
- 老人ホーム・障害者療護施設・病院等
- 市施設のうち専用避難所の指定・確保（ベッドが置ける施設）

第3 巡回ケア・広報・相談窓口の設置

担当部各班は、災害時要援護者に対し、次の活動を実施する。

- 救援対策部救援庶務班による生活相談窓口及び外国人向け相談窓口の開設
- ケースワーカーやカウンセラー等による生活相談業務
- 医療救護チームの健康チェック
- ヘルパーやボランティアの派遣による生活介助の実施
- 総括部報道広聴班等による災害時要援護者向け広報活動の実施（外国人、聴覚障害者への伝達等）

第4 災害時要援護者への福祉仮設住宅の供給及びケア対策

1 福祉仮設住宅の供給計画

災害時要援護者向住宅として、福祉仮設住宅を設置する。

- 災害時要援護者の住宅仕様別のニーズの把握
- 災害時要援護者の優先的な入居の配慮

2 福祉仮設住宅の災害弱者向ケア対策

福祉仮設住宅の入居者に対し、次のようなケア対策を行う。

- 福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営
- 医療ボランティア等の協力による健康チェック・心のケア対策

第18節 公共機関・施設の応急対策

地震発生時には、水道・下水道・電気・電話・ガス・鉄道の各公共機関・施設の管理者は、それぞれの「防災業務計画」等に基づいて、被害状況の把握、迅速な応急復旧を行う。この節は、これらの各機関・施設の応急対策の概要についてまとめたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
上下水道	●上下水道の応急対策 (水道対策部各班、 下水道対策部各班、 環境衛生対策部環境班)	⇒ ●上下水道の復旧対策 (水道対策部各班、 下水道対策部各班、 環境衛生対策部環境班)	⇒
電気・電話・ガス	●電気・電話・ガスの応急対策 (北海道電力、NTT、 苫小牧ガス)	⇒ ●電気・電話・ガスの復旧対策 (北海道電力、NTT、 苫小牧ガス)	⇒
道路・橋梁	●道路・橋梁の応急対策 (総括部交通対策班、 土木建築対策部各班)	⇒ ●道路・橋梁の復旧対策 (土木建築対策部各班)	⇒
河川・海岸・指定地	●河川・海岸・指定地の応急対策 (土木建築対策部各班、 消防部各班)	⇒ ●河川・海岸・指定地の復旧対策 (土木建築対策部各班)	⇒
鉄道	●鉄道の応急対策 (JR北海道)	⇒ ●鉄道の復旧対策 (JR北海道)	⇒
その他の公共施設	●その他の公共施設の応急対策 (各施設)	⇒ ●その他の公共施設の復旧対策 (各施設)	⇒

第1 上下水道の応急・復旧対策

1 上水道施設

水道対策部各班は、上水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

① 被害調査

- 配水管の被害調査を主要幹線系統、連絡管系統、給水拠点系統の順で行う。
- 緊急配水調整として、配水池、配水設備、連絡管を調査する。

② 応急対策活動

- 漏水を確認した時は、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対しては、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

(2) 復旧対策

① 資機材、車両、人材の確保

資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。また、必要に応じて民間工事業者、他市町村の水道事業者の協力を得る。

② 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する。

③ 各復旧対策順位

- 施設は、取水・導水・浄水施設、送水・配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先して、給水可能区域の拡大を図る。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等、緊急給水施設の順で行う。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものの順で行う。

2 下水道施設

下水道対策部各班は、下水道施設が被災し、機能停止した場合、次のような機能回復作業を行う。

(1) 応急対策

① 被害調査

被災後、下水道対策部各班は、直ちに施設の被害調査を行う。

② 応急対策活動

- 汚水管渠は、汚水がその通に支障のないよう移動式ポンプを配置する。
- 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替る。
- 汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等により管渠の閉塞または流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

(2) 復旧対策

① 資機材、車両、人材の確保

- 資機材等は、基本的に市所有のものを使用する。
- 工事施工中の箇所は、施工者に対し、被害を最小限にとどめるよう状況に応じた措置をとることを指示する。

② 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、排水禁止区域、排水できない場合の措置を広報する。

第2 電気・電話・ガスの応急・復旧対策

1 電気施設

災害により電気の供給が停止したり、または停止するおそれがある時は、北海道電力が定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

北海道電力苫小牧支店内に災害対策の本部を設置し、応急対策活動にあたる。

また、水道施設、新聞、放送、鉄道、市役所、警察署、消防署、NTT施設、病院、避難所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

(2) 復旧対策

① 災害時の広報

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報する。

② 復旧計画の策定

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（送電設備、変電設備、通信設備、配電設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

2 電話施設

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、N T Tが定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

N T T東日本苫小牧支店内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 最小限の通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置
- 臨時回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

(2) 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる回線の復旧にあたる。

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

3 ガス施設

災害が発生した場合は、苫小牧ガスが定める防災業務計画により、応急・復旧対策の措置を講ずる。

(1) 応急対策

苫小牧ガス本社内に災害対策の本部を設置し、次の応急対策活動にあたる。

- 工場ホルダー及び原材料貯槽の出入弁のしゃ断
- ガス製造の停止
- 圧送計画の変更及び送出弁のしゃ断
- 供給ホルダーの出入弁のしゃ断
- 導管網のブロック化
- 被害地域のバルブしゃ断
- 高中圧ラインのガス放散
- その他状況に応じた適切な措置

(2) 復旧対策

次のような復旧計画を策定し復旧にあたる。

- 非常災害対策本部の指示に基づき、各班は有機的な連携を保ちつつ施設の応急復旧に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い速やかなガス供給再開に努める。

第3 道路・橋梁の応急・復旧対策

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれの所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。市が管理する道路は、次のとおり応急復旧対策を行う。

(1) 応急対策

① 被害状況の調査

土木建築対策部各班は、災害が発生した場合に道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

② 道路管理者への通報

土木建築対策部土木建築庶務班は、市道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

③ 交通規制

総括部交通対策班は、通行が危険な路線・区間について警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講ずる。

(2) 復旧対策

① 道路の応急復旧

土木建築対策部土木班は、被害を受けた市道について市内建設業者等の協力により、応急復旧を実施する。また、道路の応急復旧が困難な場合は、総括部災害総括班を通じて知事、自衛隊に対し応援を求める。

② 仮設道路の設置

土木建築対策部土木班は、道路が破損し復旧が不可能で他に交通の方法がない場合は、関係機関と協議の上、仮設道路を設置する。

第4 河川・海岸・指定地の応急・復旧対策

1 河川・海岸

(1) 応急対策

① 被害状況の調査

施設の管理者は、災害が発生した場合に河川、海岸の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

② 応急排水

津波によって浸水被害が発生した場合は、状況により応急排水を実施する。

(2) 復旧対策

各管理者は、堤防、護岸、海岸等の被害について調査し、速やかに応急復旧を要請する。

2 指定地

(1) 応急対策

各管理者は、次のような応急対策を行う。

- 管理者は、地すべり、急傾斜地等の指定地の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。
- がけ崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらにはがけ崩れが拡大するおそれがある場合には避難を指示する。
- 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難、警戒を行う。

(2) 復旧対策

土木建築対策部各班は、二次災害防止のため、被害状況に応じ、応急的な危険防止策を講ずる。

第5 鉄道の応急・復旧対策

JR北海道は災害が発生した場合、あるいは列車や構造物が被災した場合は、JR北海道が定める防災業務計画により災害対策本部を設置し応急措置を行う。

- 災害発生と同時に運転規制等に基づく初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。
- 列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。
- 旅客を避難誘導した後、災害情報等を旅客に伝達し秩序維持に協力する。
- 避難措置の情報等は、速やかに市災害対策本部に通報する。
- 旅客等に事故が発生した場合、救護班を編成し救急救護にあたる。
- 不通区間が生じた場合は、バス等による振替輸送等を講ずる。

第6 その他の公共施設の応急・復旧対策

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- 避難対策の実施
- 混乱の防止
- 施設入所者の人命救助
- 本部への通報
- 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置
- 施設の応急復旧活動の実施

第19節 応急教育活動

地震発生時には、学校等の施設では、園児・児童・生徒の安全確保を行うとともに、避難所開設への協力と、いち早い教育活動の再開に向けた活動が必要である。この節は、災害時の教育活動、避難所への協力、学用品等の供与等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
応急教育対策	●学校の災害直後の措置 (文教対策部学校庶務班)	●児童・生徒、教職員の安否の確認 (文教対策部学校教育班) ●応急教育の実施 (文教対策部学校教育班)	⇒
避難所支援対策	●避難所開設への支援 (文教対策部学校庶務班)		
応急保育対策	●保育園の災害直後の措置 (救援対策部第3救援班)	●園児、職員の安否の確認 (救援対策部第3救援班) ●応急保育の実施 (救援対策部第3救援班)	⇒

第1 学校の災害直後の措置

1 災害が発生した場合の措置

災害が発生した場合、学校長は次の措置を行い、文教対策部学校庶務班を通じて災害対策本部に報告する。

(1) 勤務時間内

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じ緊急避難の指示を行う。 ○ 児童、生徒は学校にて保護者に引き渡す。あるいは教員の引率により、集団下校させる。 ○ 災害の規模、校舎等の被害状況を把握する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

(2) 勤務時間外

学 校 長	○ 参集した教職員の所属、職、氏名を確認する。
教 職 員	○ 勤務時間外に災害が発生した場合は、所属の学校に参集する。

2 市が災害に関する情報を受けた場合の措置

本部長は、災害に関する情報を文教対策部学校庶務班を通じて、学校長へ伝達する。

学 校 長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する情報を、速やかに教職員に伝達する。 ○ ラジオ、テレビ等で被害状況等の災害情報を収集する。 ○ 児童・生徒への伝達には、混乱防止の配慮をする。 ○ 状況に応じ児童・生徒の集団下校、休校等適切に措置する。
教 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象状況その他の災害に関する情報に注意する。 ○ 災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

第 2 児童・生徒、教職員の安否の確認

文教対策部学校教育班は、学校長を通じて児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

学校長	○ 児童・生徒・教職員の安否をまとめ、文教対策部学校教育班に報告する。
教職員	○ 児童・生徒の安否を確認し、学校長に報告する。

第 3 応急教育の実施

1 施設・職員等の確保

(1) 応急教育の実施場所の確保

学校長は、避難所との兼ね合いを踏まえつつ、応急教育の実施場所を確保する。

災害の程度	応急教育の実施場所
校舎の一部が被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別教室 ○ 屋内体育館 ○ 2部授業を実施する
校舎の全部が被害を受けた場合	○ 公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について、大きな被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先の最寄の学校、公民館、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の実施

文教対策部学校教育班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき臨時の学級編成を行うなど、応急教育の実施に努め、速やかに児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

文教対策部学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、おおむね次のとおり行う。

(1) 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
その他の生活指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○ 児童・生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

(2) 学習に関する教育内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
--

3 学用品の調達及び給与

学用品については、次のとおりの調達及び給与を行う。

給与の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い、またはき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。
調達の方法	災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が教育長に調達を指示する。文教対策部学校教育班は、指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

詳細については、災害救助法の規定による。

4 その他の留意事項

- 施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等が当たる。重傷者がある場合は、病院に搬送する。
- 学校給食については、原則として一時中止する。給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

第4 避難所開設への支援

避難所に指定されている学校の教職員は、避難者が避難してきた場合、体育館等を開放し、避難収容に協力する。また、施設の利用等について、避難所に派遣された職員と協議し、運営に協力する。

ただし、教職員は、市職員ではないため、避難所の運営要員としては、協力者の立場とする。

第5 保育園の災害直後の措置

救援対策部第3救援班は、保育園の災害直後の措置について、第1「学校の災害直後の措置」を準用して行う。

第6 園児、職員の安否の確認

園児、職員の安否の確認については、第2「児童・生徒、教職員の安否の確認」を準用する。

第7 応急保育の実施

1 応急保育の実施

保育園長は、次のとおり応急保育を実施する。

- 職員を掌握して保護者及び園児の被災状況を把握する。
- 保育園の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- 応急保育計画に基づき、受け入れ可能な園児は、保育園において保育する。

2 その他の留意事項

(1) 園児の避難時の注意事項

- 避難場所を確認する。
- 左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。
- 前の人を追い越さず、話をしないで避難する。
- 保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。
- 避難所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。
- 指示があるまでその位置を離れない。

(2) 園児の救護

施設内の園児の救護は原則として、保育園医及び医師会等に協力を求める。

(3) 園児の給食

給食については、原則として、一時中止する。

3 幼稚園における応急保育

幼稚園における応急保育は、次のように読みかえるものとする。

保育園	——→	幼稚園
救援対策部第3救援班	——→	文教対策部学校教育班
保育士	——→	教諭
保育園医	——→	幼稚園医

第20節 農林漁業対策

地震発生時には、市民への支援だけでなく、農作物や家畜等への対応も必要となる。この節は、家畜の飼料確保や農林漁業施設への対策等について定めたものである。

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
農林漁業対策		<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業の被害の調査 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、 産業輸送対策部第2産業班) ●飼料の確保 (産業輸送対策部第2産業班) 	<ul style="list-style-type: none"> ●農林漁業施設の防疫 (土木建築対策部土木班 [林業関係]、 産業輸送対策部第2産業班) <p>⇒</p>

第1 農林漁業の被害の調査

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業用施設の被害調査を行う。

- 畜産物 農作物 農林地 農林漁業用施設
 共同利用施設 営農林施設

第2 飼料の確保

産業輸送対策部第2産業班は、家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料の確保に協力する。

第3 農林漁業施設の防疫

1 農林漁業施設の防疫活動

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

- 農作物及び家畜の伝染病の予防
- 被災施設の防疫
- 災害地の林野の病害虫の防疫

2 死体獣畜の処理

死体獣畜の処理については、第15節第3の6「死体獣畜の処理」を参照のこと。

第21節 災害救助法の適用

大規模な災害が発生した場合の災害救助（各応急対策）は、災害救助法により国の責任において行われることとなっている。この節は、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続きの方法等について定めたものである。

項 目	内 容
災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用基準 ●滅失世帯の算定基準 ●災害救助法の適用手続き（総括部連絡記録班） ●災害救助法による救助の内容等 ●救助業務の実施者

第 1 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定による。本市における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

災害救助法の適用基準

指 標 と な る 被 害 項 目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 100世帯以上	第1項の1
(2) 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち 市内の住家が滅失した世帯の数	道 2,500世帯以上 かつ市50世帯以上	第1項の2
(3) 道内の住家が滅失した世帯の数そのうち 市内の住家が滅失した世帯の数	道12,000以上 かつ市多数	第1項の3
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項の3
(5) 多数の者が生命または、身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合	※	第1項の4

(注) ※印の場合は、道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

(注2) 上記(4)に係る事例

ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること

イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立等のため生活必需品等の補給

が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること
 (注3) 上記(5)に係る事例

住家被害の程度に係わらず、多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

- ア 交通事故あるいは船舶の沈没により多数の者が死傷した場合
- イ 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
- エ 山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害の発生や多数の者が死傷した場合

2 被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、別に示す被害の判定基準によって行うものとする。

※資料編 被害状況の判定基準

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害の区分	認 定 の 基 準
住家の半壊 半焼等	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第3 災害救助法の適用手続き

1 災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を胆振支庁長を経由して道知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 適用を要請する理由 ④ 適用を必要とする機関 ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 ⑥ その他必要な事項 |
|---|

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、道知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに道知事に報告する。その後の処置に関しては、道知事の指揮を受ける。

3 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は道知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照のこと。

※資料編 災害救助法による救助の内容等

第5 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、道知事が実施者となり、市長は、道知事の補助または委任による執行として、救助を行う。

※根拠法令：災害救助法第30条

道知事により市長に事前委任されている救助の種類

- ① 収容避難所の設置及び収容
- ② 炊き出し、その他による食品の給与
- ③ 飲料水の供給
- ④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ り災者の救出
- ⑦ 学用品の供与
- ⑧ 住宅の応急修理
- ⑨ 遺体の捜索・埋葬・処理
- ⑩ 障害物の除去
- ⑪ 応急仮設住宅の設置
- ⑫ 輸送及び人夫の雇上げ

救助の実施にあたっては、各種帳簿の作成業務があるので、総括部連絡記録班は、各部班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施する。また、これを道災害対策本部に報告する。なお、帳簿の諸様式を資料編に示す。

※資料編 災害救助法様式

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

第2節 災害復旧事業

第3節 災害復興事業

災害復旧計画は、地域住民の生活手段の確保、社会システムの早期回復など、災害からの復旧対策について定めたものである。

また、将来の災害に強い都市づくりを目指した都市の復興体制について定めている。

第1節 市民生活の安定のための緊急措置

この節の対策	担 当	
●被災者の生活確保	総括部出納班、総括部財政班、 総括部報道広聴班、広報調査部各班、 土木建築対策部建築班、 救援対策部救援庶務班	その他関係機関
●農林漁業関係対策	土木建築対策部土木班 [林業関係]、 産業輸送対策部第2産業班	
●中小企業関係対策	産業輸送対策部産業庶務班、 産業輸送対策部第1産業班	
●義援金の受入れ・配分	総括部出納班、救援対策部救援庶務班	

第1 被災者の生活確保

1 被災者生活再建支援法による支援

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものとする。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

救援対策部救援庶務班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定された市の条例により実施する。

(2) 災害障害見舞金

救援対策部救援庶務班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定された市の条例による障害見舞金の支給制度により実施する。

(3) 日赤による災害救援金（品）の支給

日赤北海道支部では、日赤各地区からの申請に基づき、被災した者に対し、災害救援金（品）の配布を行うこととなっている。

3 援護資金・住宅資金等の貸付

(1) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の中で、災害を受けた低所得世帯に貸付を行う制度である。なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(2) 住宅復興資金

住宅金融公庫が住宅金融公庫法に基づき行う被災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、次の融資を道と協力・連携し迅速かつ円滑に行う。

4 その他関係機関が行う被災者の生活確保に関する対応

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱
道	<p>(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずることとする。</p> <p>① 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。</p> <p>② 制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。</p>
国 (公共 職業安定 所)	<p>(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。</p> <p>(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けられない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。</p> <p>(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるように労働省へ要請する。</p> <p>① 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合</p> <p>② 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合</p> <p>③ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合</p>
北 海 道 郵政公社	<p>(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付</p> <p>(2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除</p> <p>(5) 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。</p> <p>(6) 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。</p>

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱
日 本 放送協会	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施 また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
N T T	(1) 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料 金の減免（避難勧告の日から同解除の日まで） (2) 災害による建物被害により、仮住宅等へ電話を移転する契約者の移転 工事費の免除
北 海 道 電 力	(1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 (2) 不使用月の基本料金の免除 (3) 建替等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る） (4) 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除 (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 (6) 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金清算の免除 (7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免 除

5 り災証明書の発行

り災証明書の発行事務は、広報調査部各班、土木建築対策部建築班が担当する。

(1) 発行の手続

広報調査部各班、土木建築対策部建築班は、「り災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、り災者台帳で確認の上、発行する。なお、り災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行する。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

住 家	①全壊（全焼） ②流失 ③半壊（半焼） ④床上浸水 ⑤床下浸水
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷

(3) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

※資料編 り災証明書様式

6 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 市税

市民税等の減免、納税延期及び徴収猶予は、所管課が担当する。

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)

③ 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人市民税 (個人の道民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	

(2) 国税・道税

国及び道は、被災者の納付すべき国税及び道税について、法令及び道条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

7 職業の斡旋

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等の活用

8 災害相談の実施

総括部報道広聴班は、災害の発生等により、市民からの問い合わせが多数となった場合は、市役所内に災害相談窓口を開設し、社会福祉協議会の協力を得て実施する。

災害相談窓口においては、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の案内等を行う。

第2 農林漁業関係対策

1 融資

土木建築対策部土木班、産業輸送対策部第2産業班は、道の協力のもと、農業協同組合等の協力を得て被災した農業関係者に対して次の災害復旧融資制度の広報活動を行う。

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づいた、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（農業協同組合、漁業協同組合、金融機関）
- 農林漁業金融公庫による復旧資金融資（農業協同組合、金融機関）
- 自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫による）

第3 中小企業関係対策

1 基本方針

産業輸送対策部産業庶務班・第1産業班は、道・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資を促進する。

- 政府系金融機関及び道保証協会、一般金融機関の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付
- 信用保証協会による融資の保証

2 資金需要の把握連絡通報

産業輸送対策部産業庶務班・第1産業班及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、道へ連絡通報する。

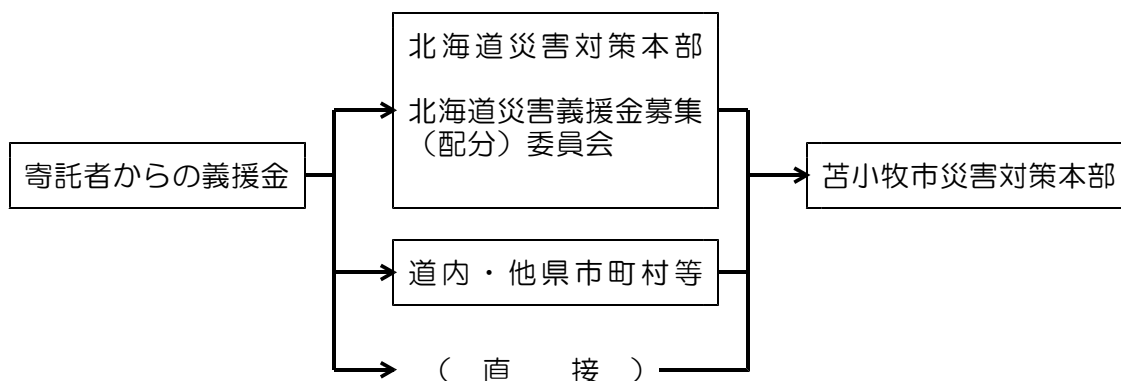
第4 義援金の受入れ・配分

1 義援金の受け入れ

義援金の受け入れは、苫小牧市に直接寄託された分も含め、救援対策部救援庶務班が受付及び配布を担当し、総括部出納班が保管する。

なお、義援金の受付に際しては、義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手

続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



< 義援金の流れ >

2 義援金の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受け払い簿を作成し管理・保管する。

3 義援金の配分

市が配分委員会を組織し、義援金の配分を決定する。

※資料編 義援金品領収書の様式

4 義援品の受入れ

義援品については、市で受入れた後、被災者に適正に配分する。

第2節 災害復旧事業

この節の対策	担 当
●激甚法による災害復旧事業	市民部防災交通対策室防災主幹、財政部財政課、関係各部各課
●その他の法律による災害復旧事業	市民部防災交通対策室防災主幹、財政部財政課、関係各部各課

第1 激甚法による災害復旧事業

甚大な災害が発生した場合には、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定された場合は、この法に基づいて、復旧事業を行う。

◆激甚法による財政援助

助 成 区 分	財 政 援 助 を 受 け る 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害復旧事業 ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅等災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助 ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ○ 森林災害復旧事業に対する補助 ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

助成区分	財政援助を受ける事業等
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ○ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ○ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ○ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例 ○ 水防資材費の補助の特例 ○ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ○ 産業労働者住宅建設資金融通の特例 ○ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第2 その他の法律による災害復旧事業

道及び市は、災害復旧事業の推進にあたっては、民生の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、法律に基づいて次にあげる復旧事業を実施する。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 空港施設災害復旧事業計画

- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第3節 災害復興事業

この節の対策	担 当
●災害復興事業の推進	市民部防災交通対策室防災主幹、企画調整部都市計画課、企画調整部企画課、関係各部各課

第1 災害復興事業の推進

1 復興体制

大規模な災害後が発生した場合は、市長を本部長とする「苫小牧市災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行う。災害復興事業については、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

2 都市復興の推進

災害復興事業のうち都市づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第5章 地震防災対策推進計画

- 第1節 総則
- 第2節 災害対策本部等の設置
- 第3節 地震発生時の応急対策等
- 第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第6節 防災訓練計画
- 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

中央防災会議は、平成18年3月、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」を作成した。同法第6条の規定により、指定された地方公共団体は、基本計画を基本とした「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を作成することとされているため、所要の苫小牧市地域防災計画の修正により推進計画を作成する。

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱の詳細については、震災対策編第1章第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 災害対策本部等の設置

第1 災害対策本部の設置

市長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに苫小牧市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

震災対策編第3章第1節第1「災害対策本部」を準用する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法によるほか、震災対策編第3章第1節第1「災害対策本部」を準用する。

第3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあたっては、震災対策編第3章第1節第3「参集・配備」に基づいて参集するほか、以下の点に留意するものとする

- 1 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

気象庁、室蘭地方気象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は震災対策編第3章第2節「地震・津波情報の収集・伝達」を準用する。

(2) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

被災状況等の把握については、震災対策編第3章第3節「被害情報の収集・伝達・報告」を準用する。

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火・医療活動については、震災対策編第3章第6節「消防活動」、第7節「救出・捜索」、第8節「応急医療」を準用する。

(5) 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を北海道に供給要請する。

物資調達については、震災対策編第3章第13節「生活救援対策」を準用する。

(6) 輸送活動

輸送活動については、震災対策編第3章第11節「交通対策・緊急輸送」を準用する。

(7) 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、震災対策編第3章第8節「応急医療」、第15節「廃棄物処理・防疫」を準用する。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

(2) 市は、北海道に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を北海道に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、苫小牧市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は震災対策編第3章第5節を準用する。

2 市は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
 - (5) 防災行政無線等の整備の方針及び計画

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節第1の1のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること等
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- 3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

- 1 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- 2 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- 3 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
 - (1) 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - (2) 津波の発生のおそれにより、市長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に

掲げる者の避難所までの介護及び担送は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

4 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

5 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

6 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

第4 消防機関等の活動

1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急等

2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関北海道電力株式会社苫小牧支店が行う措置

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関苫小牧ガスが行う措置

4 通信

指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道支店が行う措置

5 放送

指定公共機関日本放送協会札幌支局が行う措置

第6 交通対策

1 道路

市、道公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

2 海上及び航空

室蘭海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

3 鉄道

(1) 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

(2) 船舶、列車の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等

第7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、施設など不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食糧等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を講ずるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の耐震化

地震に対する建築物、構造物等の安全性を高めることにより、地震発生時の被害を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、地震発生時の災害対策の円滑な実施を確保するものとする。

2 避難地の整備

一時避難地となる都市公園においては、規模に応じた施設・設備等の整備を推進するものとする。

3 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備を推進するものとする。

4 消防用施設の整備等

市は、消防用施設及び消防用資機材の整備を推進するものとする。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路等の計画的な整備を推進するものとする。

6 通信施設の整備

市その他防災関係機関は第3節第1及び第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

7 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る道、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

第6節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 3 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 4 市は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育・広報

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

5 自動車運転者に対する教育・広報

6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。